



特261 30
555 15

261
皇道乃日本(國史精華の巻)



始



頁261
555

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚
ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟
セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣
民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博
愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進
テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレ
ハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ
朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ
足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘ
キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト
俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



皇 天 治 明



后太皇憲昭



大 正 天 皇



下 隆 后 太 皇



今上天皇陛下



下 陛 后 皇

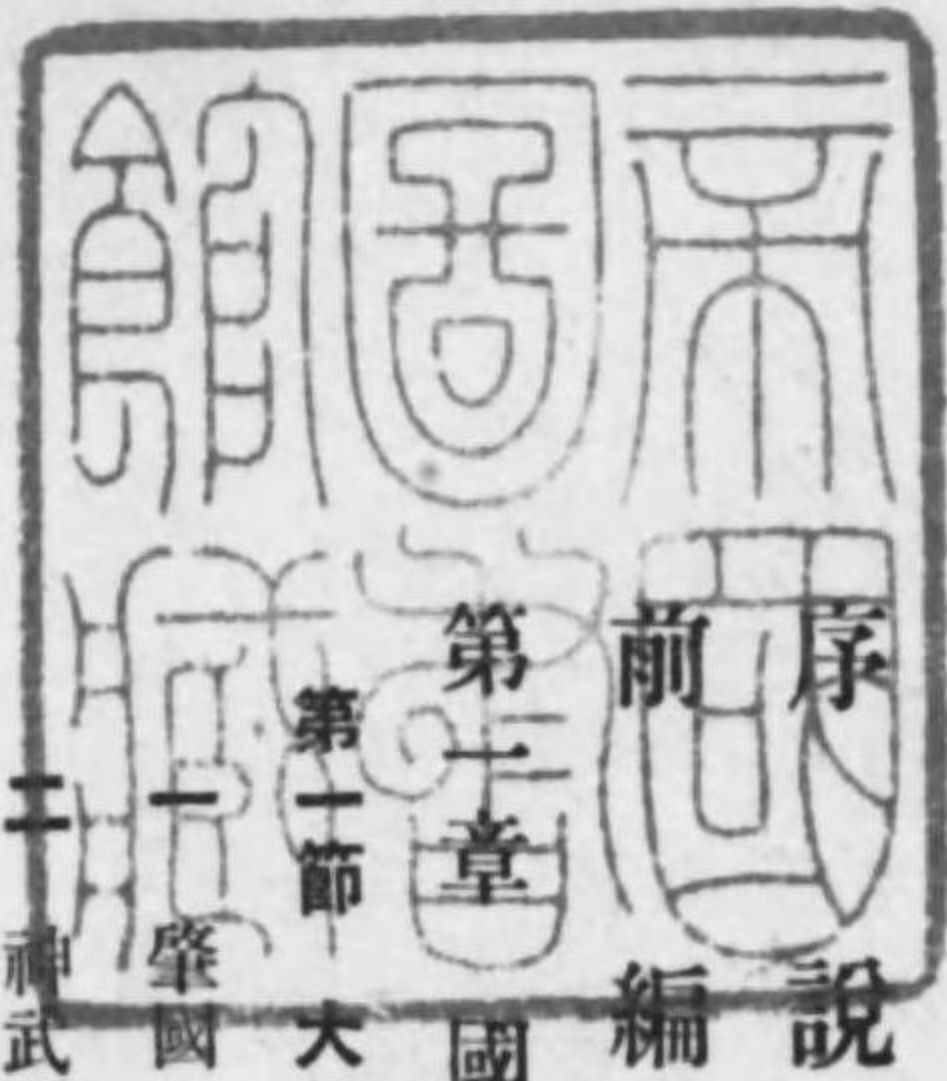


皇太子殿下

皇道乃日本

|| 國史精華の卷 ||

目次



前編 國體觀念の發達……………一

第一章 大日本の建國……………一

一 肇國の神業……………一

二 神武天皇の創業……………四

一 國內統一の御事業……………四

二 登極の盛業……………五

三 御即位及立后……………六

三 建國の精神……………七

一 皇室を中心とし奉る統一國家の無限の發展……………八



二 剛勇・仁愛・明智三徳操の顯現……………八
 三 文化理想の萌芽たる諸精神……………九
 附一 建國祭宣言書……………一〇
 附二 紀元制定……………一一
第二節 國體觀念の發達……………一三
 一 國基の確立と發達……………一三
 二 國體試練と國體觀念の發達……………一四
 一 尊祖敬神……………一五
 二 國體思想……………一六
 三 道鏡事件と國體尊嚴の確立……………一七
 四 藤原氏專權時代及院政時代……………一八
 五 平將門の叛……………一九
 六 承久の變と武門の非違……………二〇
 七 建武中興……………二一
 八 戰國時代の忠誠心……………二二
 九 徳川時代前期の對皇室態度……………二三
 一〇 徳川光圀の國體事績……………二四
 一一 山鹿素行の中朝事實……………二五
 一二 尊王諸説……………二六
 甲 山崎闇齋……………二七

乙 淺見綱齊……………四九
 丙 竹内式部……………五〇
 丁 山縣大貳・藤井右門……………五一
 三 國學勃興と國體觀念……………五一
 三 國體觀念の普及……………五二
第三節 新日本と國體觀念の確立……………五七
 一 王政復古の經路……………五七
 二 國體觀念の確立……………五八
第二章 新日本の誕生……………六二
第一節 固有文化と外來文化……………六二
 一 日本文化の解剖……………六二
 二 日本文化の内容……………六四
 三 日本の固有文化……………六六
第二節 對外交渉史……………七〇
 一 對外交渉と日本の自覺……………七〇
 二 對外交渉の様相……………七一

- 一 文化交渉の概観……………三
- 甲 論語千字文の傳來……………三
- 乙 工藝傳來……………三
- 丙 佛教傳來……………三
- 丁 美術工藝の傳來……………三
- 戊 政治文化流入……………三
- 己 文教輸入……………三
- 庚 佛教思想の流入……………三
- 辛 經濟的接觸……………三
- 壬 西洋文化流入……………三
- 二 外交工作交渉の概観……………三
- 甲 遣隋國書……………三
- 乙 半島拋棄・對唐修好……………三
- 丙 國交中絶・文化私交……………三
- 丁 元との交渉……………三
- 戊 國辱外交……………三
- 己 徳川氏の外交……………三
- 三 武力交渉の概観……………三
- 甲 三韓征伐と半島保持の戰爭……………三
- 乙 刀伊の賊……………三
- 丙 文永・弘安の役……………三
- 丁 倭寇……………三
- 戊 朝鮮征伐……………三

- 第三節 日本の自覺過程……………三

中 編

- 第一章 新日本發展の概観……………一〇八

- 第一節 日本發展の皮相と真相……………一〇八
- 一 ウェルズ氏の日本發展觀……………一〇八
- 二 日本發展の客觀部面考察……………一一〇
- 一 領土人口の増加……………一一〇
- 二 財政經濟の膨張……………一一〇
- 三 軍備の膨張……………一一一
- 四 各種膨張倍率……………一一一
- 五 客觀部面發展の經過と特相……………一一三
- 甲 統治形態の發展……………一一三
- 乙 産業經濟の發展……………一一四
- 丙 陸海空軍の發展……………一一八
- 丁 一般文化の發展……………一二九
- 三 日本發展の主觀部面考察……………一二〇

- 一 科學思想……………一三〇
- 二 宗教思想……………一三三
- 四 發展の皮相と真相……………一三五
- 第二節 新日本發展段階の綜合的考察……………一三八
- 一 新日本發展段階の區分……………一三九
- 二 進展の時代的特相……………一四〇
- 一 建設時代……………一三一
- 二 培養時代……………一三三
- 三 伸暢時代……………一三五
- 四 確立時代……………一三八
- 五 昭和現代……………一四二
- 第二章 皇道顯現日本現代史……………一四五
- 第一節 明治史……………一四五
- 一 明治維新の大精神……………一四五
- 一 我が國史成跡に於ける一貫精神……………一四五
- 二 明治維新の原動因……………一四七
- 甲 明治維新の眞意識……………一四七
- 乙 原動因の認識……………一四八
- 丙 日本精神の發揚……………一四九
- 三 維新の進行……………一五五
- 甲 幕府の困惑衰弱……………一五六
- 乙 大政奉還……………一五七
- 丙 王政復古の大詔と號令……………一五九
- 丁 慶喜恭順……………一六三
- 四 五箇條の御誓文……………一六五
- 甲 國是の確立……………一六五
- 乙 御誓文の聖旨と進展の諸方面……………一六七
- 一 政治及社會思想に於ける進展……………一六七
- 二 歐化的進展……………一六八
- 三 啓蒙運動への進展……………一六九
- 四 皇道思想への進展……………一七〇
- 二 國基建設……………一七一
- 一 明治天皇の踐祚……………一七一
- 甲 孝明天皇を偲び奉る……………一七一
- 乙 明治天皇の踐祚即位……………一七二
- 附 御即位式餘録……………一七四
- 二 東京奠都……………一七六
- 三 改元……………一七八
- 四 庶政更新の諸相……………一七九
- 甲 奥羽士民に下し給へし諭告……………一七九

- 一 科學思想……………一三〇
- 二 宗教思想……………一三三
- 四 發展の皮相と真相……………一三五
- 第二節 新日本發展段階の綜合的考察……………一三八
- 一 新日本發展段階の區分……………一三九
- 二 進展の時代的特相……………一四〇
- 一 建設時代……………一三一
- 二 培養時代……………一三三
- 三 伸暢時代……………一三五
- 四 確立時代……………一三八
- 五 昭和現代……………一四二
- 第二章 皇道顯現日本現代史……………一四五
- 第一節 明治史……………一四五
- 一 明治維新の大精神……………一四五
- 一 我が國史成跡に於ける一貫精神……………一四五
- 二 明治維新の原動因……………一四七
- 甲 明治維新の眞意識……………一四七
- 乙 原動因の認識……………一四八
- 丙 日本精神の發揚……………一四九
- 三 維新の進行……………一五五
- 甲 幕府の困惑衰弱……………一五六
- 乙 大政奉還……………一五七
- 丙 王政復古の大詔と號令……………一五九
- 丁 慶喜恭順……………一六三
- 四 五箇條の御誓文……………一六五
- 甲 國是の確立……………一六五
- 乙 御誓文の聖旨と進展の諸方面……………一六七
- 一 政治及社會思想に於ける進展……………一六七
- 二 歐化的進展……………一六八
- 三 啓蒙運動への進展……………一六九
- 四 皇道思想への進展……………一七〇
- 二 國基建設……………一七一
- 一 明治天皇の踐祚……………一七一
- 甲 孝明天皇を偲び奉る……………一七一
- 乙 明治天皇の踐祚即位……………一七二
- 附 御即位式餘録……………一七四
- 二 東京奠都……………一七六
- 三 改元……………一七八
- 四 庶政更新の諸相……………一七九
- 甲 奥羽士民に下し給へし諭告……………一七九

乙 新政御軫念の詔勅……………一八

一 正議直諫を求むる詔……………一八

二 政治始の詔……………一九

三 會議親裁の詔……………二〇

四 國是諮詢の詔……………二〇

五 刑律改撰の詔……………二一

六 廢藩置縣の詔……………二二

七 地租改正の詔……………二三

丙 皇軍の組織……………二四

一 徵兵の詔……………二四

二 徵兵の告諭……………二五

三 軍人に賜はりたる勅諭……………二七

三 歐化萬能と國粹思想……………二九

一 西洋思想の流入……………二九

甲 一般的形勢……………三〇

乙 自由民權思想……………三〇

丙 個人思想……………三一

丁 功利主義・實利主義・物質主義……………三一

戊 キリスト教……………三二

二 西洋文物の採用……………三三

甲 概 説……………三三

乙 交通機關……………三三

一 鐵 道……………三三

二 郵 便……………三四

三 電 信……………三五

四 人力車……………三六

丙 各種の工業……………三六

一 造 船……………三七

二 活版術……………三八

丁 風 俗……………三九

一 太陽曆……………三九

二 洋 服……………四〇

三 斬 髮……………四一

戊 教 育……………四二

己 法 律……………四三

三 國粹論の勃興と思想混沌……………四三

甲 國粹論への導因……………四四

一 歐化主義の弊……………四四

二 歐化主義根柢の淺薄……………四五

乙 國粹論……………四六

一 國粹主義の聲……………四七

二 國粹主義の現れ……………四八

丙 國家主義……………四九

丁 思想混沌……………二四二

四 立憲政治の確立……………二四二

一 明治新政の方針……………二四二

二 憲法取調……………二四二

甲 國憲取調の勅語……………二四二

乙 グランド將軍の進言……………二四三

丙 國會開設の大詔……………二四四

丁 伊藤參議に賜へる勅語……………二四六

三 内閣制度成立……………二四七

四 樞密院の設置……………二四九

五 憲法發布……………二五一

甲 憲法發布告文……………二五一

乙 憲法發布勅語……………二五二

丙 憲法發布上諭……………二五三

丁 帝國憲法の特色……………二五五

六 帝國議會の成立……………二五六

五 日本精神歸趨の確立……………二六七

一 明治大帝の御軫念……………二六七

甲 明治大帝の宏謨と世相……………二六七

乙 教育に關する御軫念……………二七〇

一 東山・北陸・東海御巡幸……………二七〇

二 修身科に關する御軫念……………二七一

三 幼學綱要の編纂と頒布……………二七三

四 明治孝節錄・婦女鑑……………二七五

五 小學校教則綱領と御教旨……………二七八

二 教育勅語煥發……………二八〇

甲 教育勅語制定の聖旨……………二八一

乙 發布……………二九一

【附】 日本精神の歸趨……………二九三

|| 教育勅語詳解 ||……………二九三

第一 總 說……………二九三

第二 各 論……………二九五

一 第一段……………二九五

朕惟フニ……………教育ノ淵源又實ニ茲ニ存ス……………二九五

二 第二段……………三二五

爾臣民……………祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン……………三二五

三 第三 段……………三三四

斯ノ道ハ……………其ノ德ヲ一ニセンコトナ庶幾フ……………三三四

三 教育勅語の頒布……………三六三

甲 文部大臣訓示……………三六三

乙 勅語謄本の下附……………三六四

丙 學校教育と教育勅語……………三六七

丁 歐化打破の傾向と國粹的自覺……………三七三

六 東亞日本の奮闘……………三七七

一 日清戰役……………三七七

甲 朝鮮に於ける諸問題……………三七七

乙 日清戰役の原因……………三七八

宣戰の詔勅……………三七九

丙 戰役の進行……………三七八

丁 平和克復の詔……………三六三

戊 三國干涉……………三六六

遼東半島還付の詔勅……………三六七

己 陸海軍に賜はりし詔勅……………三六八

二 北清事變……………三六九

附 條約改正……………三七一

三 日英同盟……………三九三

甲 日英同盟條約……………三九三

乙 第二次日英同盟條約……………三九三

四 日露戰役……………三九八

甲 對露宣戰詔勅……………三九八

乙 戰役の進行……………四〇一

一 旅順開城……………四〇一

二 沙河方面戰績……………四〇二

三 日本海々戰……………四〇八

丙 日露媾和條約……………四〇八

附 帝都戒嚴令……………四一一

了 平和克復の詔勅……………四一三

五 戊申詔書煥發……………四一四

甲 戊申詔書……………四一四

乙 戊申詔書の聖旨……………四一五

七 韓國併合……………四一八

一 東亞日本の確立……………四一八

二 韓國併合條約……………四一九

附 韓國皇帝の諭告……………四二二

八 明治天皇崩御……………四二三

一 明治天皇崩御……………四二三

二 哀矣聖天子崩す……………四二三

三 内閣總理大臣の訃……………四二三

第二節 大正史……………四二五

一 大正時代の基調……………四二五

一 朝見式勅語……………四二五

二 陸海軍に下し給へし勅諭……………四二六

三 元老に下し給へし勅語……………四二七

- 四 御即位禮……………四六
- 二 世界大戦に於ける日本の行動……………四九
 - 一 歐洲の政局と大戦の勃發……………四九
 - 二 對獨宣戰の詔……………四九
 - 三 帝國陸海軍の活動……………四九
 - 四 東亞陸上の諸問題……………四九
 - 五 大戦終局と日本……………四九
 - 甲 平和克復の詔……………四九
 - 乙 陸海軍人に優詔……………四九
 - 六 國際聯盟と日本……………四九
- 三 東宮殿下御外遊及攝政御就任……………四二
 - 一 東宮殿下御外遊……………四二
 - 二 御日程……………四二
 - 三 御歸朝令旨……………四二
 - 四 皇太子殿下攝政御就任……………四二
 - 甲 攝政を置くの詔書……………四二
 - 乙 攝政就任の令旨……………四二
- 四 ワシントン會議……………四八
 - 一 第四十五議會開院式勅語……………四八

- 二 海軍制限條約……………四五〇
- 三 四國條約……………四五二
- 五 學制頒布五十周年……………四五三
- 六 關東大震災……………四五四
 - 一 皇室の御軫念……………四五四
 - 甲 御内帑金下賜……………四五四
 - 乙 各宮殿下御心勞……………四五五
 - 丙 大詔降下……………四五五
- 七 國民精神作興詔書煥發……………四五六
 - 一 國民精神作興詔書……………四五六
 - 二 詔書の聖旨……………四五六
 - 甲 國民戒諭の由來……………四五六
 - 乙 祖宗の洪謨と國民精神の剛健……………四五六
 - 丙 國民精神作興の方途……………四五六
 - 丁 國民の感激・帝都の復興……………四五六
- 八 大正天皇崩御……………四六四
- 第三節 昭和現代史……………四六七
 - 一 昭和年代の國是……………四六七

- 一 日本の進運……………四六七
- 二 昭和維新……………四六八
- 三 朝見式勅語の聖旨……………四六九
- 四 即位禮勅語の聖旨……………四七一
- 甲 朝見式勅語……………四七一
- 乙 御即位禮勅語……………四七三
- 丙 内閣總理大臣壽詞……………四七四
- 丁 教育に關する御沙汰……………四七七
- 二 戰爭拋棄に關する條約……………四七六
- 一 不戰條約問題……………四七八
- 二 戰爭拋棄に關する條約……………四八〇
- 三 滿洲問題……………四八三
- 一 滿洲事件の發生……………四八三
- 二 國際聯盟の態度(その一)……………四八四
- 三 滿洲國の成立……………四八七
- 甲 滿洲共和國建設宣言……………四八七
- 乙 滿洲帝國の成立……………四九〇
- 四 日本の滿洲國承認……………四九二
- 五 國際聯盟に日本(その二)……………四九四
- 四 國際聯盟脫退……………四九六

- 一 國際聯盟脫退詔書……………四九六
- 二 聯盟脫退の重要意義……………四九七
- 甲 脫退理由の公明……………四九七
- 乙 日本の大襟度……………五〇〇
- 丙 國民行動の基準……………五〇一
- 五 自主獨往の眞日本……………五〇二
- 六 國民教育者御親閱……………五〇五
- 一 小學校教員精神作興大會……………五〇五
- 二 勅語……………五〇六
- 三 文部大臣の奉答文……………五〇六
- 四 文部大臣の訓辭……………五〇八
- 五 大會の決議……………五二〇

後編

- 第一章 皇道精神論……………五一一
- 第二章 日本及日本人……………五一五
- 國家要素觀念の誤謬……………五一五
- 眞日本觀……………五二七

第三章 日本の將來……………五二〇

第四章 國運發展の象徴……………五三二

|| 帝國國旗論 ||

第一節 帝國國旗を仰げ……………五三三

第二節 國旗に宿る精神……………五三六

第三節 帝國國旗の精神……………五三〇

第四節 國旗の由來……………五三五

一 天日を仰ぐ民族精神……………五三五

二 日章旗の沿革……………五三六

三 海外發展時代の日章旗……………四三九

四 江戸幕府時代國旗の變遷……………五四一

一 將軍及諸侯の標章……………五四一

二 船印として發達した日章旗……………五四二

三 日本國總船印……………五四四

五 明治新政府國旗制式の命令……………五四七

皇道乃日本

國史精華の卷 ||

皇道の日本社謹撰

序 說

皇道日本は、今や、世界歴史の進行の上に、豪壯、嚴肅、驚異の一大存在として、重要な使命遂行に邁進しつつある。之を第三者より見れば、其の姿態たるや、人類に歴史ありてこの方の、最も特徴あるものとしての存在なると共に、之を日本人自らより見れば、天賦の使命が建國以來の試練に育成されて、正に大自覺の境地に到達し來つたものである。實に、世界十九億の人類は鶴々として其の行く手に迷つて居る。國家の眞任務、個人の眞地位、社會生活の眞義、其の何れの方面より見るも、不幸にして、光明の赴く所を察知し得ず、不安に沈湎し、懊惱の生活に終始して居ること誠

日本の使命

に同情の極みである。況んや、國際關係に於ておや。吾人は不幸にして、國際關係の
氛圍氣の中から、眞に貴重なりとする精神の片鱗をも摘取し得ない。詐謀、術策は國
際關係に於ては日常の茶飯事とされて居りはすまいか。眞の人類愛、眞の社會觀に於
て、果して崇高なる何物かがあるであらうか。

國民よ。眞に覺醒の時が來たのだ。天賦の使命は、歩一步、現實の歩みに入つて居
る。貴重なる日本精神を以て萬邦に光被せしむる時代が到來したのだ。三千年の昔か
ら培養した、皇道日本の皇道精神が、正に其の眞髓を發揮すべき時期に達したのだ。

友よ。靜かに、此の神つ國の眞相を再思しやうてはないか。

友よ。勇敢に、此の皇道日本の大精神を顯現しやうてはないか。

我等は、靜かに、我が光輝ある國史の精髓を尋ねるであらう。皇道日本の精神を歴
史の事實に尋ねて、建國精神、國體觀念を明徴し、進んで、明治維新以來の、所謂新
日本の姿を明にし、其の進み來りし道程が、

明治聖帝、大正天皇、今上陛下三聖の、最も崇高なる詔勅に諭され給うた大精神を
根幹として居ることを明にし、所謂皇道日本なるものは、之を要すれば、三聖陛下至
尊の聖諭に其の大精神を拜し得るといふ大信念の下に、嚴乎として存する神つ國であ
ることを明にするであらう。

實に、新日本の國民は、至貴至重なる多くの 聖諭を拜戴して居る。この聖諭こそ
皇道日本精神の皈依である。之を根幹として、歴史事象は織り成されて居る。之を根
幹としてこそ、世界的新日本の使命は成立する。本書謹述する所の基調は實に茲にあ
る。随つて、本書の結構は、

- (一) 建國の精神、國體觀念及其の發達の特相を明にし、其の基調に立てる。
- (二) 新日本の覺醒及發展の努力を叙し、此の間に於て、
- (三) 明治、大正、昭和の聖帝より煥發せられたる詔勅を經緯とし、特に
- (四) 教育勅語を詳解し

- (五) 詔勅の大精神と、それに版着し、又は、それより演繹する國運の進展を説き、進んで
- (六) 皇道日本の將來に關する國民信念を説かうとするのである。

御民吾生有驗在天地之
榮時爾相樂念者

前編

第一章 國體觀念の發達

第一節 大日本の建國

一、肇國の神業

謹んで 肇國の神業を仰ぐに、日本書紀神代の卷は記して言ふ。

伊弉諾尊と伊弉冉尊と共に議りて曰く。吾已に大八洲國及山川草木の神を生めり。何ぞ天の下の主たる者を生まざらむやと。こゝに共に、日の神を生みます。大日靈の貴と號す。此の子 光華明彩くして、六合の内に照り徹らせり。……

時に 天照大神喜びて曰く、是の物は則ち顯見さ蒼生の食ひて活くべきものなりとのたまひて、乃ち、粟・稗・麥・豆を以て陸田種子と爲し、稻を以て水田種子と爲す。又因て天の邑君を定めたまひき。即ち、其の稻種を以て始めて天の狹田及長田に殖う

國土生成

天照大神

産業創始

其の秋の垂穂八握に莫々然て甚だ快し。又口の裏に蜜を含み、便ち絲を抽くことを得たり。此より始めて養蠶の道有り。……………

是の時素戔鳴尊天よりして出雲國の簸の川上に降りましき。……………

然て後行くく婚せんとする處を覓て、遂に出雲の清地に到ります。乃ち言して曰く

吾が心清々し。彼處に宮を建つ。乃ち相與遷合して、兒大己貴を生れます。……………

夫の大己貴命、少彥名尊と力を戮せ心一つにして天下を經營る。復た顯見しき蒼生

及び畜産の爲に、則ち其の病を療むる方を定め、又鳥・獸・昆虫の災異を攘はむ爲に

則ち其の禁厭の法を定めたまふ。是を以て百姓、今に至るまで感恩頼を蒙れり。……………

故れ 天照大神乃ち 天津彦彦火瓊瓊杵尊に 八坂瓊曲玉及び八咫鏡・草薙劍三種の

寶物を賜ふ。又、中臣の上祖天兒屋命・忌部の上祖太玉命・猿女の上祖天鈿女命・鏡

作の上祖石凝姥命・玉作の上祖玉屋命、凡て五部の神を以て配へ侍らしむ。因て 皇

孫に勅して曰はく

葦原の千五百秋の瑞穂國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就い

て治せ、行矣、寶祚の隆えまさんこと、まさに天壤と窮 無かるべし。……………

皇孫是に天磐座を脱離れ、天八重雲を排分け、稜威の道別に道別きて天降ります。果

に先の期の如くに、皇孫即ち筑紫の日向の高千穂の櫛觸の峯に到ります。……………

斯くして、日本建國の神業は、悠久の昔に於て、夙くも國家體制の基礎を確立し、併せ

て其の發展の大理想を垂示し給うたものである。此の神業に見る國家體制の基礎は、先づ

(一)此の國の自然と 神と人とか離るべからざる同一根源に出たものであること。(二)至重至

貴の現神は其の結合統制の中心として嚴存し給ふこと。(三)國民的信仰・權力的統制乃至統

治様式に於て素朴ながら確固たる一定の規範を存すること。(四)天祖の神勅によりて 皇運

の無窮を確信し、國家永遠の發展に就て、熾烈なる國民感情を有すること等の點に存する。

古事記・日本書記の神典を翻いてみると、國家建設の偉業は歴々として明瞭である。然

も國史の成跡は 天祖の神勅のまゝに炳焉として萬人の仰ぐ所、世界の歴史の上に、斯く

も奇しき美國が果して存するだらうか。我等は實にここに至大なる幸福と光榮とを感謝せ

ねばならぬ。

二、神武天皇の創業

(一) 國內統一の御事業

瓊杵尊より 彦火火出見尊・鵜葺草葺不合尊に至る御三代、日向地方に皇基を養ひ給ひし間は、簡朴純正の御時代であつたと察せられる。然も、瀬戸内海を圍む各地に於ては蕃衍せる諸族が次第に割據の勢をなし、梟雄其間に出て漸く騷擾を來したものであらう。書紀の記述する所によつて見るに、神武天皇の御言葉として、

昔我が天神、高皇產靈尊、大日靈尊、此の豊葦原の瑞穂國を擧げて、我が天祖彦火瓊杵尊に授けたまへり。是に彦火瓊杵尊天關を闢き、雲路を披けて、驅仙蹕て戻止す。是時、運鴻荒に屬ひ、時草昧に鐘れり。故れ蒙くして以て正しきを養ひ、此の西偏を治す。皇祖皇考は乃ち神乃ち聖にましまして、慶びを積み暉を重ねて、多年所を歴たり。天祖の降跡ましてより以速、今に一百七十九萬二千四百七十餘歳、而れど遼遠なる地、猶ほ未だ王澤に霑はず。遂に邑に君有り。村に長有らしめ、各自ら疆を分ちて用て相凌轢ふ。抑又、墟土老翁に聞しに、曰く、東に美き地あり。青山

神武創業の
詔

四周れり。其の中に亦、天磐船に乗りて飛び降れる者あり、と。余謂ふに彼地は、必ず天業を恢弘べて天下に光宅るに足りぬべし。蓋六合の中心か。厥の飛び降れる者は、謂ふに是れ饒速日か。何ぞ就て都つくらざらむ、と。

惟ふに、天孫降臨と前後して、日本民族の已に廣く、此の國土に分布し給ひしや疑なく又、瀬戸内海四周の地は、其の發展の適地であつた事も容易に想像し得る所である。

神武天皇の國內統一の御事業は、此の瀬戸内海四周の地に繁衍せる勢力の統一であらせられたと想察する事は、傳へらるゝ御東征の御事蹟に基いて直に歸結し得る事である。南紀の一角に、高倉下の誦靈の靈祥あり、南和の險峻に、八咫鳥・金鵄の奇瑞あるは、抑も天神の威靈夙く既に此の地に逮べるものあるを想はしむるに十分であらう。

(二) 登極の盛業

大和地方の平定畢り、橿原の地に即位の盛典を擧げ給ひし事は、誠に我が國基礎立の大業であらせらるゝ。悠久三千年の昔、確固たる此の建設の大業を遂げさせられ、然も、言ひ継ぎ語り継ぎし事歴の、日本書紀、古事記等の古典に記録されて、壯大なる其の規模

登極の盛業

純一なる其の統治の御雄志を拜察し得る事は、我等之に至大の光榮と誇りとを感ずる。

三月(紀元前一年)辛酉朔丁卯令を下して曰く、

我れ東を征ちしより茲に六年なり。皇天の威を頼りて兇徒就戮れぬ。邊土未だ清らず餘の妖尙梗しと雖も、中州の地復風塵無し。誠に宜く皇都を恢廓さ大壯を規摹るべし而を今運此の屯蒙きに屬ひ、民の心朴素なり。巢に棲み穴に住む。習俗維れ常となれり。夫れ大人の制を立つる義必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば何ぞ聖の造に妨はむ。且當に山林を披き拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み以て元元を鎮め、上は則ち乾靈國を授けたまひし徳に答へ、下は則ち皇孫正しきを養ひたまひし心を弘めむ然て後に六合を兼て以て都を開き、八紘を掩ひて字と爲むこと亦可からざらむや。夫の畝傍山の東南、橿原の地を觀れば、蓋し國の塊區か、可治るべし、と。

(三) 御即位及立后

辛酉年(紀元元年)春正月庚辰朔、天皇橿原宮に帝位に即く。是の歳を天皇の元年と爲す。正妃を尊みて皇后の爲し給ふ。皇子神八井の命、神渟名川耳尊を生み給ふ。

故れ古語に稱へまをして、畝傍之橿原に底つ磐根に宮柱太立て、高天の原に搏風峻峙りて、始馭天下之天皇と曰す。號を神日本磐余彦火火出見天皇と曰しき。

三、建國の精神

現代の日本は、世界の大舞臺の上に活躍する日本である。建國當時の日本は、此の國土の上に清純無雜・雄渾至聖の皇基を培養しつゝあつた日本である。今日の日本は世界的使命を自覺して、其の達成に邁進する日本であり、建國當時の日本は外國の事情を超越して自らの建設に没頭した日本であつた。

然し乍ら、建國の精神なるものは、深く日本民族の根柢に出づるが故に、今日に於て、日本の理想を案じ、國民精神を尋ぬるに當つては、遠く之を建國の昔に溯つて、我が日本民族本然の相を眺めるのでなければ、眞の日本精神は理解又は感得されぬ。實に純一なる神代の時代に於てこそ、日本民族の眞清明心は養はれたであらう。

而して、迂餘曲折ある議論は別とし、最も直截簡明に、建國の精神如何を思念するならば、其處に現れ来るものは、必ずや次ぎの數條に歸するであらう。

(一)皇室を中心とし奉る統一國家の無限の發展

これ其の第一である。天祖の神勅に示し給ふ所は、實にこれに外ならぬ。書紀・古事記が支那の思想に影響を受けて、其の叙述の體を成した所あるにもせよ。上代に於て、かの神勅と傳へらるゝ文章を成す所以は、實に、成が國に於て、國家思想乃至君主に對する思想の瞭然として發達して居つた事を物語るものである。

而して更に國家の無限の發展、皇位の無窮の御繁榮を豫言し給ふ雄大さに至つては、我等は誠に我等の祖宗に深くも感謝し奉らねばならぬ。

(二)剛勇・仁愛・明智・三徳操の發現

これ其の第二である。清明を尙ぶは何れの民族も同様なれども、我が建國の姿に於ても、如何にこの清明を尙んで、陰暗を忍んだかは、隨所に發見し得る所である。天照大神を日に象り奉るは特に顯著なる態度と拜し得る。愛の精神に就ては、數多き争鬭の説話を検討する事によつて、其の争鬭の結末が多くは仁愛的圓滿を以て結ばるゝ特徴の中から容易に看取される。而して、天照大神を仰ぎ奉る時の日本民族の心的態度は、實に愛の表徴とし

ての中心に歸向する。剛勇の精神に至つては敢て縷説の要を見ない。群臣の態度は何れも必要に應じては剛勇武双、勇躍して難に赴くの精神に満ち、以て大勇を深藏し給ふ至尊に侍して居る。

斯くして寶鏡・寶劔・寶璽三種の神寶豈偶然ならんやの感益々深きものがある。
(三)文化理想の萌芽たる諸精神

單純簡明なる神代の素朴思想の中に、重大なる文化思想の萌芽が宿つて居る。天照大神の天石窟に隠りました時、八百萬の神が天安河原に神集ひに集ひ給うて會議を催された事の如き、其の所謂神集ひ又は神謀りは、正に民族的大會議と察し得る。又、慶弔禍福の機會には詠歌・舞蹈を盛にして居るが、これ、或は精神の作興に對し、或は自然の讚美に對して、藝術的心境を吐露したものであらう。

又平和幸福なる生活の讚美は日本民族の一特徴と考へ得る。自然の美に恵まれ、生活の比較的安易な狀況に置かれたる日本民族は、自ら平和・幸福・明朗といった様な傾向に發展し來ること誠に自然である。

附一、建國祭宣言書

日本建國の理想に基き、高明なる國民精神を發揚する目的を以て、大正十五年以來、紀元節祝日の當日、全國的大運動が勃興し來つて居る。これ即ち、建國祭であつて、國家多事の趨勢が益顯著となるに隨つて、遠く建國の大精神を尋ねて、悠久なる國家の歩をより堅固ならしめんとする愛國運動である。

建國祭宣言書

悠々たる哉我が建國、遠く有史以前の神話に出て遙かに天地開闢の古に遡る。高明なる哉我建國の理想、平和と光明とを表現する天照御大神を天祖とし、明知と仁愛と勇武とを象徴する三種の神器を奉じて、皇統連綿、君幹臣枝、億兆心を一にして世々厥の美を濟し天壤と共に窮まる所なし。萬機公論に決するの宏謨、君臣同治四民平等の大義、總て皆帝國肇造の當初より定まる所、王道蕩々八紘を光被し之を中外に施して悻らさるもの、是れ我等が最も透徹せる理解を以て、我建國の精神を讚美する所以なり。然りと雖も四時は代謝し世態は變遷す。我建國の精神を明徴にし、之を永遠に遵行して謬りなからしむるには須らく古今に變通し、時代に適應せしむるの用意を要す。金匱無缺の國史は偶然にあらず。是れ皆

我等祖先が忠實勇武國を愛し公に殉ひ時勢を洞察して其宜しきを制したるに由る儒教佛教耶蘇教の傳來に對する態度の如き、元寇の役に於ける舉國一致の如き、大化の新政、明治維新の英斷の如き、何れも皆我等祖先が克く大業を獎勵し、達識果敢、斷じて之を行ひし努力の結果にあらざるはなし。今や帝國内外多事、我等の責務洵に重大なり。右傾を警しめ左傾を制し、中正堂々建國の精神に更生し以て時代の病弊を一掃せむ事を期せざるべからず。

惟ふに世界大戰に於ける各國の殘忍と憎惡とは泰西文明に對する我等の敬意を抛擲せしめたり。今や歐洲の天地に小邦分立して安定する所なく、人心恟々として内は貧富の鬭争に苦み、外は獨立の維持に汲たり。露國の共產思想、伊國の國粹運動、英米の民主政治、總て皆其國特殊の事情と國民性に依るもの、單に他山の石たらしむべくして、毫も則るに足らざるなり。我等は我等の脚に依りて歩まざるべからず。摸倣は自殺なり、自ら濟ふの所以にあらず。況んや其短所缺點のみを摸倣するに於てをや。我を助くる者は我なり。他にあらざるなり。我等の進む

べき大道は唯建國の古に復りて之を現代化するにあり。

紀元節は實に神武恢弘の偉蹟を回顧すべき我國特有の大祀なり。之をして單に形式の一祝日たらしむべからず。而して我國民の腦裏に建國の大精神を反省せしむるには紀元節より適切なるは無し。最も古き此大精神をして年と共に新たにして又年々に新たならしむるは、實に我等が之を祖先に應へ之を子孫に傳ふる所以の職分なり。我等は此の如き確信の上に立ちて茲に建國祭の舉行を提唱す。願くば全國民諸君の賛同を得て我高明なる建國の大精神をして益々其光輝を發揚せむことを。

紀元二千五百八十五年十二月七日

附 二、紀元制定

明治五年十一月十五日の太政官布告第三百四十二號に於て、紀元制定の旨を仰出されて居る。

今般太陽曆御頒行 神武天皇御即位を以て紀元と被定候に付 其旨を被爲告候爲め來

紀元

る廿五日御祭典被執行候事 但當日服者參朝可憚事

明治六年三月に至つて、神武天皇即位日を紀元節と稱すべき旨布告せられ、次いで、七年以後には神武天皇御即位日の太陽曆推算二月十一日を祭日と定められ、爾後は變更なしに紀元節として、國家の重大祝祭日となつて居る。

紀元節

第二節 國體觀念の發達

一、國基の確立と發達

神代の諸神の所謂神業と、神武天皇の御創業とに依つて、我が國基は確立された。日本は實に三千年の昔に於て、此の國家の基礎を、永遠に搖ぎなき相にまで確立したのであつて、此の含蓄多き曠古の大業の確立は、神聖英明なる諸神の高徳と、日本民族の優秀性とを十分に發揮した尊嚴なる事實である。

然し乍ら、國家の基礎なるものは、機械的固定のものではない。建設當初に於ての、雄大崇高なる精神的發奮を要するは勿論である。其の後の歴史過程に於ける培養を缺く時は

國基の確立と發達

殊に不斷の培養を缺く時は、其は單なる一時的存在として消失する外には意味なき事となり終るのである。即ち、歴史的過去の存在としてのみの國家は、正に何れも、此の種の存在である。

我が國の貴重なる特性は、實に此處に存在する。建國以來國體觀念が受けた多くの試練は、何れも、強烈なる或は鮮明なる情的又は智的の滋味を以て、國體觀念の發達を助成し時代を経るに隨つて、明確なる觀念を確立し、所謂日本精神なるものが、世界史上に深刻なる歩みを歩むに至つて居ることは、實に日本民族の有する名譽であり、誇りである。

永遠に發達の道程に壯嚴なる歩みを續ける我が最も崇高特殊の國體觀念の上に、眞日本の使命發揮があるであらう。

二、國體試練と國體觀念の發達

國體觀念が、建國の昔から現代迄に遭遇した試練の經過を、國史の跡を辿つて考察する事は、皇道日本開明上の重要事である。言ふまでもなく、建國の體制は明確にして動かぬものであるけれども、三千年の歴史の經過する間に於ては、種々の波瀾曲折なきを得な

い。其の波瀾曲折を乗り切つた所に所謂皇道日本がある。

(一) 尊祖敬神

神武天皇の四年春二月二十三日、靈時を鳥見山に立てて、皇祖天神を祭り給う事があつた。其の詔に曰く、

我が皇祖の靈、天より降り鑑て、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜ども已に平け、海内事無なり。以て天神を郊祀りて用て大孝ふことを申ぶべし、と。

崇神天皇六年、神鏡を大和笠縫の邑に祀り給ひ、垂仁天皇の二十五年、更に之を伊勢の五十鈴川上に齋き祀らしめ給うた。書紀の記述に曰く、

崇神天皇六年……是れより先、天照大神、倭大國魂の二神を天皇の大殿の内に並べ祭れり。然れども其の神の勢を畏みて、共に住みたまふに安からず。故れ天照大神を以て豊鍬入姫命に託けまつり、倭の笠縫邑に祭り仍て磯堅城神籬を立つ。

垂仁天皇二十五年……詔して曰く我が先きの皇、御間城入彦五十瓊殖天皇……神祇を禮祭ひたまひ、己を剋めて躬を勤め、日に一日を愼みたまふ。是を以て人民富み足

りて天下太平なり。今朕に當りて、神祇を祭祀ること、豈怠ること有るを得んやと。三月(十日)天照大神を豊稻入姫命より離ちまつりて、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命大神を鎮坐せん處を求めて、菟田の筱幡に詣り、更に還て、近江國に入りて、東美濃を廻り、伊勢國に到る。時に、天照大神、倭姫命に誨へて曰く。是の神風の伊勢國は、則常世の浪、重浪歸る國なり。傍國の可憐國なり。是國に居らまく欲すとのたまひき。故大神の教の隨、其祠を伊勢國に立てたまふ。因れ齊宮を五十鈴川上に興つ。是を磯宮と謂ふ。則ち天照大神の始て、天より降ります處なり。……

(二) 國體思想

聖德太子の憲法十七條を制定し給ふや、其の第十二條に曰く。

國司・國造・百姓を歛めとること勿れ。國に二の君靡く、民に兩つの主無し。率土の兆民、王を以て主と爲す。任せる宮司は皆是れ王臣なり。

後年大化改新の政治は、氏族制度を改新したものであるが、この思想と同一の思想に基きて居ること勿論である。

蘇我氏横暴の次第は、歴史の明に語る所であるが、入鹿が天誅を受ける時の有様を書紀によつて見ると、中大兄皇子の凜乎たる奏言を知る事が出来る。

皇極天皇四年……六月十二日、中大兄……其の不意に出でて、劔を以て、入鹿が頭先を傷り割く。入鹿驚き起つ。子麻呂手を運らし劔を揮つて其の一脚を傷く。入鹿、御座に轉び、就きて叩頭て曰く、常に嗣の位に居しすべきは、天の子なり。臣、罪を知らず、乞ふ垂審察。天皇大きに驚きて中大兄に詔して曰く、作す所を知らず。何の事か有る。中大兄地に伏して奏して曰く、鞍作、盡に天宗を滅ぼして、將に日位を傾けむとす。豈に天孫を以て鞍作に代へむや。天皇即ち起ちて殿の中に入りたまふ。

大化改新の斷行は、實に重要にして然も果敢なる大革新である。族制政治積年の弊風を一掃して、思ひきつたる進歩の制度を立てた點に當時の先覺が如何に政道に大抱負を持ち給うたかを察し得る。改新の詔の中から、二三の點を摘出してみる。

皇德天皇大化二年春正月甲子朔、賀正禮畢へて、即ち新しきに改むるの詔を宣ふ。其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民、處々の屯倉、及び別て臣連伴

造國造村首の有てる部曲の民、處々の田莊を罷め、仍りて食封を大夫以上に賜ふこと各差降有り……

其の三に曰く、初めて戸籍、計帳、班田收め授くる法を造る。凡そ五十戸を里と爲し、里毎に長一人を置き。戸口を按へ檢め、農桑を課せ殖え、非違へるを禁察め、賦役を催驅することを掌れ。……

其の四に曰く、舊の賦役を罷めて田の調を行へ。

古事記・書紀の編纂されたのは、奈良朝の事であるが、これによつて、我が國體が明にせられ、後來、之を研究する事によつて、日本の眞のあるべき姿を知り得た點に於て非常に尊貴なる事業であつた。古事記序文は、編纂の趣旨を殊に明瞭に示すものであるから、以下に之を採録する。

古事記序文

臣安萬侶言。夫混元既凝。氣象未效。無名無爲。誰知其形。然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖。所以出入幽顯。日月彰於洗

目、浮沈海水。神祇呈於滌身。故太素杳冥、因本教而識孕土、產嶋之時。元始綿邈、賴先聖而察生神立人之世。寔知懸鏡吐珠而百王相續、噢劍切蛇以萬神蕃息歟。議安河而平天下、論小瀆而清國土。是以番仁岐命、初降于高千嶺、神倭天皇經歷于秋津嶋。化熊出爪(穴か)、天劍獲於高倉、生尾遮徑、大鳥導於吉野。列儻攘賊、聞歌伏仇。即覺夢而敬神祇所以稱賢后。望烟而撫黎元。於今傳聖帝。定境開邦、制于近淡海、正姓撰氏、勸于遠飛鳥。雖步驟各異。文質不同莫不稽古以繩風猷於既額。照今以補典教於欲絶。暨飛鳥清原大宮御。大八洲。天皇御世、潜龍體元。洵雷應期。聞夢歌而想纂業投。夜水而知承基。然天時未臻、蟬蛻於南山。人事共治。虎步於東國。皇輿忽駕凌渡山川。六師雷震、三軍電逝。杖矛舉威。猛士烟起。絳旗耀兵、兇徒瓦解。未移泱辰。氣沚白清。乃放牛息馬、愷悌歸於華夏。卷旌戢戈。調詠停於郡邑。歲次大梁。月踵夾鐘。清原大宮昇即天位。道軼軒后。德跨周王。握乾符而摠六合、得天統而包八荒。乘一氣之正、齊五行

之序一設神理一以獎俗、敷英風一以弘國。重加智海浩瀚探上古、心鏡煒煌、明觀先代。

於是天皇詔之朕聞諸家之所贊帝紀及本辭、既達正實多加虛偽。當今之時不改其失、未經幾年、其旨欲滅。斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉。故惟撰錄帝紀一討敷舊辭、削偽定實、欲流後葉。時有舍人 姓稗田名阿禮、年是廿八。爲人聰明、度目誦口、拂耳勸心。即勅語阿禮令誦習帝皇日繼及先代舊辭。然運移世異未行其事一矣。

伏惟 皇帝陛下(元明天皇)得一光宅通三亭育。御紫宸而德被馬蹄之所、極坐玄扈而化照船頭之所。逮日浮重暉、雲散非烟。連柯并穗之瑞、史不絕書、列烽重驛之貢、府無空月。可謂名高文命、德冠天乙矣。於焉惜舊辭之誤忤一正先紀之謬錯一以和銅四年九月十八日一詔臣安萬侶撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭一以獻上者。謹隨詔旨一子細採摭。然上古之時 言意並朴 敷文構句、於字即難。已因訓述者 詞不逮心、全以音連者、事趣更長。是以今或一句之中、交用音訓、或一事之內全以訓錄。即辭理互見以注明、意況易解更非注。亦於姓日下謂玖沙訶一於名帶字謂多羅斯。如此之類、隨本不改。大抵所記者、自天地開闢始以訖于小治田御世。故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前爲上卷、神倭伊波禮毘古天皇以下、品陀御世(應仁天皇)以前爲中卷、大雀皇帝以下 小治田大宮(推古天皇)以前爲下卷、并錄三卷一謹以獻上。臣安萬侶誠皇誠恐頓首頓首。

和銅五年正月二十八日

正五位勳五等 太朝臣安萬侶 謹上

因曰、

右の序文の中に「諸家の爵す所の皇統記事及古記録は既に正實に違ひ、多く虚偽を加へ、今之を改めずんば幾年ならずして其の正を滅せんとす。これ實に邦家の經緯、王化の鴻基なれば、遂に帝紀を撰録し、古記録を討駁して偽を削り、正實を定め、以て後世子孫に傳へんとす」との天武天皇の御意圖を記し、又「亦姓の日下に於ては玖沙訶といひ、名の帶の字に於ては多羅斯といふ。此の如きの類、本に隨つて改めず云々」といふ。これ等皆古事記以前修史の實あり、又古記録の多く存せりしを物語る。

(三) 道鏡事件と國體尊嚴の確立

奈良朝佛教の流弊は、道鏡の如き惡僧を生じて、遂に天位覬覦の非望を企つるに至つたが、和氣清麿の忠誠によつて、之を抑止し得たのは有り難い事であつた。尤も、これ獨り清麿の忠誠によるのみとは言はれない。神明の聖鑑する所、斯かる非望は遂げらるべきものでないから、結局道鏡は何等かの形によつて滅ぶべき運命にあつた。或は之を政權爭奪の犠牲と見得ない限りではないけれども、斯かる考察は之を別とし、我等の最も嚴肅に之を仰ぐ所は、八幡神教の嚴然たる垂示である。此の垂示が一度現れてより、最も鮮明に奸賊の膽を挫くにいたりし事は、實に特筆すべきであらう。

續日本紀に曰く、

清麻呂行詣_三神宮。大神詔宣曰、我國家開闢以來、君臣定矣。以_レ臣爲_レ君未_三之有_一也。天之日嗣必立_三皇緒、無道之人宜_三早掃除。清麻呂來歸、奏如_三神教_一。

(四) 藤原氏專權時代及院政時代

藤原氏が、皇室の外戚となつて、政權を私した経路は、史上明瞭であり、續いて、過渡

時代の政治様式として、院政といふ變體政治を生じた事も、また事態鮮明である。而して之に關して、我が國體觀念からの論議も從來行はれて居る。然し乍ら、此の點については誤れる考察を排して、我が國體の尊嚴を物語る真相を悟るを要すと思はれる。

皇位尊嚴の思想が、如何に我が國臣民に徹底して居るか、即ち、其の歸結である。藤原氏の中には、筆紙に盡し難い我儘難題を以て、至尊を煩し奉つた徒輩も多く、實力を以てすれば、己等天下を私する事また必ずしも困難に非る四圍の情勢の時に於て、横暴は即ち横暴なりと雖も、表面に於ては、喘々焉として、皇室の外戚、至尊の外祖父たらん事に汲々したる態度は、觀察の方向を變じて之を見れば、如何に天位の尊かりしかを知り得るではないか。即ち、言稍奇矯なれども、藤原氏の專權乃至外戚政策も、實は我が國體の無上の尊嚴から生じた一姿態である。

院政の如きも同様である。時勢の變によつて、一時變態の政治様式を必要とし、一方に於て天皇の尊嚴を示し乍ら、一方に於て政權の發動する所を變じたのであつて、斯くして尙皇位の尊嚴を確保する所に、我が國の特徴ありと言ひ得ることには誤はあるまい。

凡そ、斯かる事相は、之を日本の歴史の内部に於てのみ見る時に、恰も、當然の事の様であるけれども、之を外國の歴史に考へる時には、如何に、我が國體が、精神的に、無限の特徴を有して居るかが判然するのである。

(五) 將門の叛に就て

將門が、下總猿島に據つて新皇と稱した事は、既に史上完膚なき譏りの下に落ちて居る。然し乍ら、彼が、斯かる大逆を策するについても、彼の神經は、可なり強き自責の爲に惱みつゝあつたと察し得る點がある。

天慶二年十二月十五日付を以て、攝政藤原忠平に贈つた將門の書といふものが「將門記」に載つて居る。其の一節に、

將門本意に非ずと雖も、一國を討滅せり。罪科輕からず、百縣に及ぶべし。之に因て朝議を候ふの間に、且つ坂東諸國を虜掠する事了んぬ。伏して昭穆を案ずるに、將門は已に柏原帝王の五代の孫なり。縦ひ永く半國を領せむも、豈非運と謂はんや。昔兵威を振ひ、天下を取る者、皆史書に見る所なり。將門は天の與へたる所既に武藝にあ

り、思惟かるに等輩誰か將門に比せん。而るに公家褒賞の由なし屢々譴責の符を下さる者、身を省るに恥多し、面目何ぞ施さん。推して之を察せば、甚だ以て幸なり。抑々將門少年の比、名簿を太政の大殿に奉り、數十年の今に至る。相國攝政の世、意はざるに此事を擧ぐ。歎念の至り勝て言ふべからず。將門國を傾くるの謀を萌せりと雖も、何ぞ舊主を忘れん。貴閣且らく察を賜はゞ甚だ幸なり。一を以て萬を貫く。

即ち、自ら「罪科輕からず」と言ひ、「柏原帝王五代の孫なり」と辨じ、「國を傾くるの謀を萌せりと雖も、何ぞ舊主を忘れん」と歎く所を見るに、彼も心中自責の念潜むなしとは言ひ難い。

弟將平が將門を諫めた事も「將門記」に見る事が出来る。即ち、

夫れ帝王の業は智を以て競ふべきに非ず。復た力を以て争ふべきにあらず、昔より今に至るまで、天を經し地を緯するの君、業を纂き基を承くるの王、これ尤も蒼天の與ふる所なり。何ぞ慥かに權議せざらむ。恐らくは後代に譏るものあらむ云々、

とあつて、將平の精神の如きは、略明瞭なる國體觀念を有つて居たと言ひ得るであらう

(六) 承久の變と武門の非違

承久の變に於ける鎌倉執權の大罪については、何等論辨の餘地はない。人或は泰時の善政を擧げ、鎌倉幕府當時の政治を稱し、後鳥羽上皇罪なき北條氏を討たんとすと爲すが如きものあるが、遺憾極まりなき考へ方である。

頼朝の覇業は、勿論天下の勢であつて、今更之を論じても詮ない事、然も征夷大將軍に拜する勅書を得ない限り、將軍職にも就き得ない。政治様式の變體とは言ひ得ても、國體を危くするとは言ひ得ない。其處に日本の特徴がある。

然るに、北條氏の爲した所は、武門政治の特徴たる其の武力を以て、一切を解決した態度である。武力を以て、臣下から君を裁くの罪は、如何なる場合に於ても許容し得べき所でない。或は實質論を以て泰時等鎌倉方を辨護せんとするものもあるも、實質よりしての非違も勿論なるが、形式論のみでも十分である。武力を以て至尊を犯し奉るは、最も恐るべく惡むべき態度である。日本史上に此の大非違を見る事は、遺憾至極なる事前言の通りであるが、北條氏の態度は、承久變以外にも許し難い罪惡が多い。何れも力を以て國體に危

害を及ぼす大罪である。蓋し、霸道の日本に於て許し難い點がこゝにあるのである。頼山陽が「況君臣之際、寧可較曲直也」と切言したのは誠に其の意を得た見方である。

後鳥羽上皇の御志は、其の根本に於て、申上げるまでもなく、朝權恢復にあらせられる不幸にして時運未だ到らず、隱岐の荒磯に御身を畢らせ給へし事、誠に何と御察しすべき言葉もない。平安末期以來、文教の衰微甚しく、或はこれあるも、國體の本源についての攻究の如きは殆ど地を拂つて、事理を辨へぬ。若し多少辨へたとしても、佛徒の淨土觀の如きもので、國體、皇室等に關する教養なきものが、大部分であるから、後鳥羽天皇の御志を眞に翼賛し奉る有爲の士のなかつた事は、承久の變失敗の最大原因である。之を徳川末期の勤王思想に比較せば、實に天地霄壤も只ならざるものがある。事の眞偽は不明なれども、木曾義仲が「主上にや成らまし、法皇にや可成、法皇に成うと思へ共、法師にならんもをかしかるべし、主上に成うと思へども、童にならんも然るべからず云々」といつたといふ痴言も、若干當時武人の實相には觸れて居るであらう。

承久の變について、とやかくと後鳥羽上皇の御徳を傷け奉る様な事柄の傳へらるゝは、

北條氏に呵るものより出てたる資料にのみよつたが故でないと言へ得るものぞ。國體に關する無知の怖るべき事を、鎌倉幕府時代の實相について、深く深く感ずる次第である。

(七) 建武中興

後醍醐天皇の朝權恢復の御雄圖は、一度成つて復た破るゝの御悲運に會し、延元元年以後吉野朝五十七年の慘苦の歴史は、我人共に慨然として秋風襟に冷たきの威にたえぬ所である。然し乍ら、此の五十七年間の悲風こそ、誠忠の士が眞に其の魂を王事に捧げ盡した精華絢爛の時代であつた。護良親王・宗良親王を始め奉つて、楠風沐雨身命を鋒鏑に殞し給うた幾多の尊き竹の園生の御身あり、楠氏・新田氏・菊池氏等を始めて、一門の肝膽あげて王事に盡し終つた幾多忠節の將士は、殆ど數へつくせぬ。これ一に王事に奉仕する臣民の赤誠の表現である。利害禍福に超越して 一天萬乘の君を護り奉らんとする赤誠の發露は、此の時代に於て顯著であつた。室町幕府が、利害の紛糾に醜惡なる内訌を重ねて居る間に、吉野朝赤誠の忠士は所謂彈丸黒子の地に萬丈の氣を吐いて、永く天下後世を指導

吉野朝忠誠
の志士

して居る。

神皇正統記

源親房卿の「神皇正統記」は、其の奥書に記さるゝ如く、啓蒙の意に寄せて、吉野朝の爲に、其の正統を論じたものである。軍陣匆忙の間に於て、此の書を著したる親房卿の勞苦もさる事乍ら、其の堂々たる議論に至つては、實に紛亂の世に於ける珍寶たるを失はぬ。其の卷の六の一節に、親房卿が此の書を著す素意を明にして居る。

大日鳥根は本よりの皇都なり。内侍所、神璽も吉野におはしませば、いづくか、都にあらざるべき。さても八月の十日あまり六日に、秋霧に侵されさせ給ひて崩れましましぬとぞ聞えし。寝るが中なる夢の世、今に始めぬ習とは知りながら、かずく目の前なる心地して、老の涙もかきあへねば筆の迹さへ滞りぬ。昔、仲尼は獲麟に筆を絶つとあれば、こゝにて止りたく侍れど、神皇正統のよこしまなるまじき理を述べて、素意の末をも顯さまほしく、強ひて記しつけ侍るなり。今の御門又天照大神より以來の正統を受けましましぬれば、この御見に争ひ奉る者やはあるべき……。

(八) 戰國時代の忠誠心

足利氏は、義昭滅亡に至るまでの間、我が國體に省み、皇室を尊崇するといふ様な殊勝な態度を殆ど現す事なしに終つて居る。義持は元來恭敬の人柄であつて、父義滿の對明屈辱外交を忌み、義滿薨後、明との交渉を絶たうとしたが、其の對明文書にも、纔に、「古來我國之神靈驗赫」といふ程度に止まつて、一言我が天子の事に及ばぬ。足利氏が皇室に對し奉る不遜潛上に至つては、敢て北條氏に譲らす。然も北條時宗の慨に代ふるに大屈辱の外交を以てするは、實に寧ろ咀ふべき存在である。

然るに、戰國時代に至つて、頗る顯著なる勤王の態度を生んだのは、實に愉快であるが其は果して何によつたか。蓋し、足利末期、公卿の地方に流落するものが、地方英雄に説くに、皇室の式微を以てし、漸く擡頭しかけた古事記日本書紀の研究が地方にも及び、國體觀念の蘇生を來したものと一般に想像される。御即位禮御料、宮殿修理御料等は、北條、今川・大内・毛利等の諸將より奉獻されて居る。殊に織田信秀の如きは、神宮造營費・皇居修理費等を献上し、遂に褒賞を賜はつた由も「東國紀行」に見えて居る。多聞院日記天文十二年二月十四日の條には

或人内裏の四面の築地の蓋を尾張のをだの彈正といふ云物、修理して、進上可申の由申者也。料足四千貫許上了云々。於事實者不思議之大營歟とある。「不思議の大營歟」との一節、頗る意味深いものがあると思はれる。

又、一女性慶光院清順尼は諸國を勸化したる淨財を以て外宮を造營するに至つたが、惟房公記、永祿元年閏六月五日の條に

中山亞相（藤原孝親）被談云。去月廿三日、神宮（外宮）上棟、無事令ニ沙汰之由注進。云々。有ニ或比丘尼一號ニ上人、名慶光院號。以ニ諸勸進之力、此上棟取立者也。内々又内宮上棟存立云々。雖ニ不相應之事、末世如此之儀、神慮有ニ子細ニ歟。不ニ測知ニ事也。

信長の勤王態度は、父信秀の感化もあらう。信秀が朝廷の褒賞にあづかつて居る點より見るも、其の子である信長が勤王の態度顯著なるは自然である。信長が密勅をお受する事情も、唯、傳へらるゝ説のみではなくして、誠にあり得る事である。

永祿十二年には二條の御構堀を廣げ、石垣を築く工事を成就し、天正三年には禁中の御

修理奏功し、天正五年には内裏の御築地出来、何れも相當苦心の結晶であつた。天正十年正月には、伊勢大神宮正遷宮再興の爲に資を出して之を助くる等、數へ來れば、忠勤の誠意實に推稱すべきものが多い。

「信長公記」に記す所によるに、

天正三年四月朔日 被_レ仰出_一趣者、既近代、禁中御廢壞之條、自_レ先年_一御修理之儀

被_レ仰付_一令_レ成就_一畢。併公家方被_レ及_二御退轉_一之間、方々沾却之地、村井長門・丹羽

五郎左衛門兩人に被_レ仰付_一、爲_レ德政_一、公家衆本領被_レ還附_一、主上・公家・武家共に御

再興、天下無雙之御名譽、不可過之。

とある。之を木曾義仲の徒輩と比較する時は、實に如何に變遷の甚しきかに驚かれる。

秀吉に至つては、其の忠勤の態度更に拘すべきものがある。彼も信長の志をついて、宮中の壯麗の爲には、可なり注意を拂つたが、後陽成天皇の御成を聚樂第に仰ぎ奉つた時の態度の如きは、彼の面目を躍如たらしむるものがある。太閤記によつて之を見るに、

…此の帝徳を秀吉いと有り難く思はれしかば、争て行幸を催しみざらんやとて、天正

十三年の春、内野に城郷のいとなみを思し立給ふに、成就に及びなば、必可_レ奉_レ迎_二於行幸_一となり。……かくて寒去り暑來りしかば、卯月十四日、行幸有べしとなり。既に其の日にもなりぬれば、殿下つとにあき出、禁中に至つてそれ_レの奉行職事を集め給うて、いまだゆるやかなるさまに見えしを、殊の外いそがせ給ひけり。兼てより、皆儲の御所の御氣色を窺ひ奉るによつて、衛府の輩、弓箭を帶し、上達部以下參り集ふ。御殿の守りの事など誰々と被_レ仰定_一事。奉行職事悉具したる由奏しければ、即南殿に出御あり。御東帶の御衣は山鳩色とかや。御殿より長橋の御後まで蓮道ふたんまいる。殿下御裾を取給ふ。陰陽寮反問をつとむ。國司奏鈴の奏も例の如し。殿下笏をならし給うて、勅答の由を告給ふ。御劍頭中將慶親朝臣、御草鞋頭辨充房親臣、鳳輦を御階の間によせ侍りて左右の大將御綱以下例の如く勤めらる。四あしの御門を北へ正親町を西へ、聚樂亭まで十五町の間、辻固六十餘人なり。……行幸御幸の記録には、儲の御所總門の外まで、時の主御迎の規式なりしが、關白殿は敬恭を盡し供奉し侍られけり。翠輦御車寄に着せ給ひし時、殿下漸々禁中を出させ給ひけり

翠輦御車寄に至り給ふに右大臣晴季公御車の御簾をかゝげ奉れば下御ならせ給ふ。萬里小路頭辨充房朝臣裾を取、内へなし參らせ奉る。上達部、殿上人便宜の所に休らひ侍りけり。殿下も四あし門よりいらせ給ひしが、程もなく、まうのぼり給ひて御座につかせ……………しばし侍らせ給ひて退出し侍りぬ。御殿の装束をあらためおはしまし良あつて殿下また參り給うて、各着座の儀式あり。

此の時、御料を献じ、又、諸將より徴したる誓書にも、

敬白 起請

就今度聚樂第行幸、被仰出之趣、誠以難有、催感涙事と書き起し、禁裏御料所に無道を加ふまじき事を嚴戒して居る。

秀吉の征韓
役について

秀吉の征韓役に就て、青山延光氏の「太閤論」の一節に曰く、

足利氏……………使を明に修め、其爵號を得て、以て天下に誇り、其錢貨を得て以て天下に布く。吁また甚だし、此時に當り明國、我を視ること、猶蕃國の如く、足利氏の明王を視ること猶君上の如し。而して天朝の尊は則ち敢て復問はず。衰弱の極茲に至る

祖宗の憤り、固より將に侍つ所ありて發せんとす。故に織田右府與り。而して天下復皇室を尊ぶを知り。豊太閤與り。而して王室の尊、殆ど右に復せんとす。征韓の一役に至りては、蓋し將に皇威を積衰積弱の餘に振はんとす。祖宗の靈、實に頼あり。願ふに其の之を謀る所以のもの、未だ必ずしも私意なからず。而して天將に、一度皇威を振はんとす。則ち太閤の舉、天下の公にあらずと謂ふべからず。十萬の師一たび海を渡る。而して八道を解す。神國の威を伸べずと云ふべからざるなり。而して民主猶王號を以て兵を解かんと欲す。此れ亦足利氏を以て太閤を視るなり。而して太閤一度怒りて明國震駭す。祖宗の恥を雪がずと云ふべからざるなり。皇威是に於てか赫然として絶域に振ふ。異日愛親覺羅氏の明國を併吞するや、威毒亦甚だし。彼豈我に垂涎せざらんや。然れども、畏懼して手を斂め、敢て噬喫せざるものは太閤の力なり。征韓の一役、神國に功無しと謂んや。

(九) 德川時代前期の對皇室態度

德川氏前期に於ては、不幸にして、皇室に對し奉る態度の十分謹慎敬虔なるを見得ない。

其の事實的表現として目ざるものは、第一、禁中方御條目と稱せらるゝもので、徳川氏が坐がらにして京都を制する法條である。其の制定に至る眞の内面的理由は敢て攻究するまでもなく、單に表れたる部分のみについて見るも、不遜の譏を免れ得べきでない。曰く

一、天子御藝能之事 第一御學問也。不學則不明古道、而能政致太平者未之有也。貞觀政要明文也。寬平遺誠、雖不究經史、可講習群書治要云云。和歌自光孝天皇未絶、雖爲綺語、我國習俗也。不可棄置云云。所載禁秘抄御習學專要候事。

親王の位次を規定し、改元を規定し、天子の禮服を規定し、更に僧侶に關する規定に於ては

一、紫衣之寺者住持職先規希有之事也。近年猥勅許事、且亂龍次、且汚官寺、甚不可然。於向後者、撰其器用、戒龍相積、有智者聞者者入院之儀、可有申沙汰事。

と規定し、上人號に於ても

一、上人號之事、碩學之輩者、爲本寺選正權之差別、於申上者、可被成勅許。……猥競望之儀於有之者、可被行流罪者也。

と規定して居る。之は慶長二十年七月付を以て、照實の在判の外、秀忠と家康との署名があるのであつて、斯く武家の署名を以て、禁中を制する事實は全く霸道の罪である。當時にあつては、敢て怪しむ者もなかつたであらうが、之を今日から見れば、實に重大なる問題である。禁中の事を規定するのに、至尊の勅命の形をとらねばならぬ事に介意しなかつた罪と見ても實に不遜の態度であつた。

紫衣褫奪事件

紫衣褫奪事件と傳へらるゝものに於ても、後世徳川氏の皇室を壓する態度が批難される。幕府は禁中方御條目を根據として、紫衣勅許に干涉し、一旦勅許された紫衣は褫奪された。然も、硬骨の僧は幕府を批議したが爲に、大徳寺前住玉堂と澤庵、妙心寺前住單傳と東源等は、それ／＼流罪に行はれ、其他七十餘人の出世論旨は取上げられ、何れも平僧にされてしまつた。時は寛永六年六月で、續いて、突如として、後水尾天皇の御退位があつた。「新蘆面命」に曰く、

後水尾院様、ふと御位を御すべりなされ候故、板倉周防守殿、近衛殿へ參られ「不意なる事、御世繼をも仰せ出されず、江戸へも仰せ談ぜられずして、御心の儘なる事ども、何事にや」と尋ね申され候。應山公（近衛信尋）仰せられ候は「我等もかつて知らず、何事にかありけん」と。防州再三尋ね候へば御存じこれなく候、中院は存じ候はん」と仰せられ候故、中院通村朝臣へ御尋ね候處、通村の仰せられ候は「何が面白くて御位に御座なさるべく候哉。僧某を紫衣に仰せ附けられ候處、江戸にて御奪ひなされ候。此の如きの有様にて、何とて御位を御持ち遊ばさるべく候哉」と仰せられ候。周防守も大に驚き申され、江戸表へ申上げ候處、臺徳公（秀忠）大いに御氣色損じて「舊例の如く隠岐の國へも御遷しなさるべきや」と仰せられ候處、大猷院様（家光）大に御諫めなされ「是は仙洞様の御道理至極にて候間、再三御わびなされ候へ」との御事にて相すみ、夫れ故、事あはただしく、明正院様御立ち遊ばされ候。これにつき、中院殿を何となく關東へ召し寄せられ、四五年江戸に御入りなされ候。中院殿の過の様になしたるなり。又、大猷院様の懷紙を御望みなされ候時、如何なる叡慮にや「盧

原よ、しげらばしげれ」の御歌を遊ばされ候。相公も兎角の事仰せられず候由。

家光の諫議によつて、後水尾天皇御配流の事沙汰止みとなつた様に記されてあるが、「あしはらよしげらばしげれおのがまゝ」とても道ある世とは思はず」の御製を、家光がいたゞいた時は、流石に恐縮し奉つたらうと思はれる。

文教の進歩、世運の發展につれて、皇國の真相が次第に究明される事は、徳川時代の一特徴である。然し乍ら、徳川氏の皇室に對し奉る態度は、何等かの反動なしには濟まなかつた。志あるものは、幕府の所爲に對して不快を感じ來ることまた當然であつた。

史學者・儒者・國學者・神道家・文學家・志士等幾多勤王の士が、幕府の壓迫の下に立ち乍らも、或は陰然として、又は敢然として、其の潑刺たる國體思想を鼓舞するに至つた盛觀は、實に徳川時代異彩の尤なるものであつた。之は純學問的の立場からの精深な攻究と、政策的見地から時代を觀たる實際論とが、渾然融合して、茲に空前の盛視を呈したのであつて、我が國體の眞髓に關する研究もこゝに略完成し、勤王思想に身を投じて、君國の爲に血と熱とに生きる志氣も昂然としてこゝに上がり、纏て妖雲を排して、眞日本の姿

を見得るのは實に有り難い極みである。これ等の盛観は、一々之を舉示するの邊がない。其の二三を摘出して、我が國體觀念の發達を略叙するであらう。

(二) 徳川光圀の國體事蹟

光圀公の「大日本史」編纂の大業は、實に、我が國體觀念發達史上の一偉觀である。公が修史の志に就ては、源綱條の「大日本史」序文に見るを便とする。此の書及此の序文は、幕府隆盛の間に於て書かれたるものなることに、一層の注意を要する。

先人十八歳、讀伯夷傳、蹶然有慕其高義、撫卷歎曰、不有載籍、虞夏之文不可得而見、不由史筆、何以俾後之人有所觀感。於是乎慨焉立修史之志。上根據實錄、下採摭私史、旁搜名山之逸典、博索百家之秘記、綴緝數十年勦成一書。蓋自人皇肇基二千餘年、神奇相承、列聖繼統、姦賊未嘗生覬覦之心、神器所在與日月並照。猗歟盛哉。究其所原寔由、祖宗仁澤固結民心、磐石邦基也。其明良際會都兪呼嘖之美、考諸舊記可以概見、迨乎中葉、英主迭興、持盈守成嘉謨徽猷莫愧千古。而文獻不備。明辟賢輔之迹多堙晦不章者、豈不重可惜乎。

此斯書之所以作也。編條在膝下、每聞其言。曰史者所以記事也、據事直書勸懲自見焉。自上世迄今風俗醇澆、政理隆替炤炤然如指諸掌。善可以爲法、惡可以爲戒。而使亂賊之徒知所懼、將以裨益世教、維持綱常。文不可不直、事不可不核。如有所出入左右、則豈可謂之信史乎。如是書則惟務其實、不求其華。寧失於繁、莫過於簡、至其刪裁、姑有俟乎大手筆。書未及成先人即世。雖無似服膺遺囑、罔敢失墜。閱十餘年、校訂略完。自神武至後小松、歷世一百立爲本紀七十三列傳一百七十、都二百四十三卷。名曰大日本史。非敢謂昭代之成典。乃備後來修史者之採擇爾。若夫時運開塞行事得失、可以爲勸可以爲戒者、悉據事直書不敢有所出入左右。亦所以遵奉先人之意也。

正德五年乙未十一月 權中納言從三位源綱條謹序

山路愛山氏が「譯文大日本史」に序した文も、また大日本史に對する最も適切なる見解と思はれるから、之を採録する。

明曆三年、水戸の源義公、彰考館を江戸邸に置き、修史の業を創めしより、正德五年

源肅公の時、脱稿して大日本史の名を定め、之を義公の廟に獻ぜしめては正に五十八年の歳月を経たり。されど其の時は論贊猶未だ成らざりしを以て、肅公更に安積覺に命じて之を作らしめき。そは其頃幕府より屢々獻史の内命ありしを以ての故なりしとぞ。斯くて老牛先生論贊を草し終りて幕府に獻じたるは、其より六年の後即ち享保六年の事なり。此の時大日本史本紀列傳二百四十三卷、序目、修史例、引用書目、總じて二百五十卷なりしとの事なれば、此に至りて略々今日の面目を具へたりと謂ふべし。夫れ史記は二十餘年の歳月を費して成り、南北史は十七年を費し、資治通鑑は十九年を費したりと云ふ。大日本史の成れるは、之よりは遙に超えて六十餘年の久しきを歴たり。我等は是に依りて先づ此の書の來歴に驚異し、日本國民の文學に對する忍耐努力の好標本として尊敬せざるべからず。是より先元祿三年、義公六十三を以て老を告げ、肅公封を襲ひ、史館創設より三十四年に及びたり。常情を以て言へば、義公も成功を急がれたるべく思はるのみならず、肅公も、速に義公の志を成さんと思はれしが如し。然るに義公は其翌年を以て、西山の隱棲より書を江戸の老臣に與へ、中將が

我等の心を酌み。史臣に命じ、日勤にて編修に従事せしめらるゝ由は、我等の感喜に堪へざる所なれども、今より後歲月の久しき祁寒酷暑にだも休暇なからんには、史館の士、或は疲勞して病むものもあるべき歟。しからんには却て修撰の障ともなるべし。成功を急ぎて疎漏の事あらば、後世の譏評を免るべからず。たとへば少しく稽緩に涉るとも、細に検討を加ふべし。昔は司馬談の史記は、司馬遷を待ちて始て成り、班固の史は、曹大家を待ちて始て業を卒へたり此の父あり此の子ありしかば、卒業するを得ぬ。紀傳卒業の遲速の幸不幸は、我等は之を天命に任せたり。中將に此の意を申すべしと申されけり。義公の量、江海の如く、史臣を待つに尋常の繩墨を以てせず、身の老と死とを忘れて、唯博く考へ精しく選み、以て天下後世の爲に良史を遺さんとしたること思ふべきに非ずや。されば百王本紀は、義公七十一歳の元祿十年に脱稿したれども、義公は遂に全史の成るを見るに及ばずして白玉樓中の人となりぬ。義公の爲には悲むべしと雖も、而も是れ義公が私の爲に成功を急ぐの情を棄てて、日本の文學史に不朽の大功を建てたる所以なり。我等は唯此の一事を以てするも、誠に後世編史

の龜鑑とするに足れりと信ず。世或は大日本史の特長を以て、大義名分を明にしたるに在りと云ふたとへば南朝を正統とし、北朝を閏位とし、神功皇后を后妃傳に列し、大友皇子を帝位に列したるが如きことは是なり。此等の事は義公の誠に心を用ひたる所にして、大日本史編修の主意も是より起り屢々史臣と討論に及ばれたりしは、疑ふべからざる事實なり。さりながら是に依りて義公の志は、單に宋儒通鑑綱目の鑿に倣ひ物宰理窟を以て史實を律せんとするにありと思はゞ、恐らくは義公の意を解せざるものならん。聞くところに依れば、天和三年に一旦脱稿したる舊紀傳は、出典を注せざる書流しのものにて、大友皇子は帝位に列しありたれども、神功皇后は未だ后妃傳に移されず、北朝の五主は帝紀より除きて列傳となし、足利の黨は悉く賊と書しありきと云へり。當時始めて史館に入りし安積覺は大に之を疑ひ、南北兩宗は均しく天祖の胤にして、北朝五主は今の天子の祖宗なり、豈降して列傳となすべけんやと謂へりき。されば此の舊紀傳は、義公も刪潤の要ありとし、此の年始めて史館總裁を置き、更に大に撰修に銳意したりき。安積覺の説に依れば、神功皇后を后妃傳に列したるは、舍

人親王の日本紀に神功皇后初年を攝政元年と記したるを以て、其の意を承けたるものゝみ。大友皇子を帝紀に掲げたるも、亦親王の微意を酌みしものなり。若し夫れ南朝を正統とし北朝を閏位としたるは、義公の本意、私意を以て南北を軒輊せんとしたるにはあらず、一に明徳三年、神器の歸する所を以て斷じたるなりといへり。我等は是に依りて、義公の志、唯事實を明にするにありて、決して宋儒の史論に倣ひ、通鑑綱目の後塵を拜したるものに非ざりしを知る。唯夫れ事實を明にすれば、神功皇后は帝紀に列するを得ず、大友皇子は帝紀に列せざるを得ず、南朝の天子は正統の天子たらざるを得ず。是水滸の私論に非ず、史實の示す所なり。義公の意、蓋し此の如くなるのみ。我等の見る所に依れば、大日本史の不朽の大典たる所以は實に此に在り。則ち紛々たる傳説の雲霧を排して、直に事實の青天に達せんとしたる努力にあり。名山洞室の秘も、此の努力の爲に世に出てたり。百襲珍藏して世に隠くしたる簪纓の私儲も始て公共のものとなれり。稗史小説の類も、亦人事の一片を語るものとして、漏なく集められたり。其の業恰も日本文學の爲に大なる文庫を建て、天下の秘書珍籍を集め

たるに殊ならず。而して之を比較し之を選択し、唯眞實に達せんことを求めたる努力は遂に日本史學其の物に新生面を開きたり。たとへば明治の世に至りて、新しき史家は始て太平記の信ずるに足らざるを稱道せり。されど水戸の史家は大日本史編修の當時に於て、早くも太平記は叙事豊富の書なれども、取舍を擇ばずして多くの誤謬を傳へ、文章の妙を誇りて、事實の眞を失へるもの少からざることを看破したり。明治の史家は亦京都公卿の家乗日記を一等史料と稱して之を重んぜり。されど是も亦水戸の史家に在りては既知の事實なり。唯水戸の史家は、斯る史料の記す所は周旋規矩の小節、十の八九に居り、沙を披きて金を鍊り、材を蒐めて屋を構ふことの難事たるを歎じたるのみ。凡そ現代の所謂進歩したる史學と雖も、材料の範圍及び其の批判の法に於ては、遂に大日本史作者の模型を出づる能はず。我等の大日本史に對して深くして大なる敬意を懷く所以は、實に此に在り。聞く所に依れば、義公の史臣を待つは寛待に過ぎたる程なりしかども、史筆に至りては法を立つること極めて嚴にして、毫も文を購せ辭を弄することを許さず、唯史實を精確にすることにのみ意を用ひたりとい

へり。されば義公も毎度史臣に諭して、國史を選ぶなど云ふことは、卿等の企て及ぶべき所にあらず、そは後世良史の出づるを待つべし。吾は唯さる良史の爲に稿本を備へんとするものなれば、寧ろ繁なるも簡に失する勿れ、寧ろ質なるも文に過ぐるること勿れ、每事必ず諸書を參考し、一々出所を注せよと申付けられたりとぞ。一言にして之を括れば、大日本史は最極度の努力を以て史實に忠なりしものなりと謂ふべし。天下後世の大日本史を史學の至寶とする所以は、實に此に在り。若し夫れ一二古文書を讀誤りしものあり、若しくは關城書の如き偽書を信じたるが如きは、是れ其の時代に在りては、實に免れ得がたきの過のみ。深く尤むるに足らざるものなり。我等は又大日本史が其の時代まで、公卿の學問として京都の搢紳にのみ弄ばれたる律令格式の學を開放し、日本政治學、日本法律學の智識を士人の間に公にしたる間接の功を懸なりとせざること能はず。本書譯本成る。玉を以て瓦となすの譏は、固より甘んずる所なりと雖も、先賢著作の苦心に至りては、之を記さざるを得ず。因て蛇足を加ふること此の如し。

(二) 山鹿素行の中朝事實

素行は山鹿流兵學の創始者、程朱の學を學んで、更に古學を唱へたが、武士道の研究につとめて、遂に其の學問的組織を完うせりと言はれる。其の著中朝事實は、我が國體の尊嚴萬邦無比なるを明にしたもので、最も端的明瞭に我が國體を説ける點に於て、推稱せられる。其の序文に曰く

恒觀蒼海之無窮者不知其大。常居原野之無畦者不識其廣。是久而狃也。豈唯海野乎。愚生中華文明之土、未知其美、專嗜外朝之經典、嚮々慕其人物、何其放心乎。何其喪志乎。抑好奇乎、將向異乎。夫中華之水土、卓爾於萬邦、而人物精秀于八紘、故神明之洋洋、聖治綿之々、煥乎文物、赫乎武德、以可比天壤也。今歲冬十有一月、編皇統之實事、令兒童誦焉。不忘其本云爾。

又、同書跋文に曰く、

此一編、仁德朝以下、舉其尤者而餘姑舍是。蓋三韓來服之後、外朝典籍相通。故嘉言善行、亦有踏襲嫌、况異教之太熾、神聖道竟雜而不醇、今祖述往古之神聖、憲

章人皇之聖教。唯懸象中華之文物與天地參。非萬邦可並比而已。

(三) 尊王諸説

(甲) 山崎闇齋は程朱學を奉じた儒者であるが、我が國體觀念に關しては確固たる意見を持つて居た。先哲叢談に曰く、

嘗問群弟子曰、方今彼邦、以孔子爲大將、孟子爲副將、率騎數萬來攻我邦、則吾黨學孔孟之道者、爲之如何。弟子咸不能答、曰、小子不知所爲。願聞其說。曰、不幸若逢此厄、則吾黨身被堅手執銳、與之一戰、擒孔孟以報國恩。此即孔孟之道也。

(乙) 淺見綱齋もまた慷慨の志士、深く皇室の衰微を慨き、勤王の大義を唱へて大に士氣を鼓舞したが、其の著靖獻遺言は實に後來勤王の士を躍起せしめし原動力と言はれて居る。

「書靖獻遺言後」の一節に

古今忠臣義士、素定之規、臨絶之音、見乎衰頽危亂之時、而表于青史遺編之中者、昭昭矣。每捧誦而覆玩之、其精確惻恒之心、光明俊偉之氣、使西人如下際乎當時

接其風采、而感慨歎息、歎慕奮竦、有不能自己者、其亦可尙矣哉。間竊纂其特著者得八篇、謹臚錄如右。……

竹内式部

(丙)竹内式部は徳大寺家に仕へ、垂加流神道を究め、公卿に日本書紀を講じたが、桃園天皇遂に其の進講を聞き召すに至つて、幕府に忌まれ、寶曆九年追放の刑に處せられた。武家傳奏廣橋兼胤の記述によるに其の講説の内容は略知り得る。

昨日、綾小路宰相召寄、式部教方之儀相尋候處、神書・儒書共、天子を至而尊敬之儀強に申講、右之通、於日本天子程尊き御身柄は無之候に、將軍を貴と申儀は人々も存知、天子を貴を不存候。仔細は如何之儀に而可有之哉。是は天子御代々不足御學問、御不徳、臣下關白以下何も非器無才故之儀に候。天子より諸臣一統に學問を勵、五常之道備候へば、天下之萬民皆服其徳而天子に心を寄せ、自然と將軍も天下の政統を被返上候様に相成候儀は必定。實如指掌、公家之天下に相成候。併其學問も他流にては不事調、垂加之流不被學候ては難成事候。又此學問にても僅の人数にて不成就候。天子より諸臣一統に一流に相成、君臣合體候へば事成就の基

に候由、吳々説示之、講席之毎度演之候。武家承而は不相濟事共に候由被申。

山縣大貳
藤井右門

(丁)山縣大貳・藤井右門等もまた、尊王の熱烈なる論議を以て朝威の衰微を慨し、往々にして幕府を批議し、兵學の攻究に暗に江戸攻撃を模する等の事が右門にあつた爲に、遂に捕へられて共に斬られた。大貳の柳子新論は王政復古の意を寓して書かれたものである。大貳の刑死するに當つて調書の一節に、

當時は、禁裏行幸も無之、囚はれ同前の由雜談いたし、堂上方之古實に背候趣を草紙に認め、或は兵學の講釋につき云云……

とある。國體についての深刻なる自覺は、先づ斯くの如く貴重なる犠牲を生じたが、此の後に於て、國史・國學の研究は益盛となり、國體思想は、益其の鮮明を致し、遂に明治維新の原動力となるのである。

(四)國學勃興と國體觀念

僧契沖の業績の最も偉大なるは、多くの國文書の註釋を作つた事にある。萬葉代匠記の如きは殊に其の代表的のもので、古語研究の曙光こゝに發せられたと見られる。

契沖

荷田春滿は京都稻荷山の祠宮、大に國學の主唱につとめ、多くの門弟に其の道を鼓吹して居る。

ふみ分けよ倭にはあらぬ唐鳥の跡を見るのみ人の道かは

加茂真淵もまた古道の主唱者、儒佛兩道を排斥して大に我が國本然の精神發揮を唱へ、國意考以下多くの著書を以て國學發達に貢獻して居る。

本居宣長は、其の大著「古事記傳」四十八卷に、三十五年の歲月を傾け盡して、古道闡明、國粹發揮につとめ、惟神の大道を明にした。宣長の皇道論として著明なる「直毘の靈」の一部を採録する。

皇大御國は、掛まくも畏き 神御祖 天照大御神の御生靈せる大御國にして、大御神大御手に天つ璽を捧持して、萬千秋の長秋に、吾御子のしろしめさむ國なりと、ことよさし賜へりしまにまに、天雲のひかぶす限り、谷嶮のさはたるきはみ、皇御孫命の大御食國とさだまりて、天の下にはあらぶる神もなく、まつろはぬ人もなく、千萬御世の御末の御代まで、天皇はしも、大御神の御子とましまして、天つ神の御心を大御

心として、神代も今もへだてなく、神ながら安國を平けく所知看しける大御國になもありければ、古の大御世には道といふ言擧もさらになかりき。其は唯物にゆく道にぞ有りける。

平田篤胤は宣長の意を受けて、純粹神道を鼓吹し、萬國に冠絶する我が國體を高調した。其の「大道或問」の一節に曰く、

或人問ひて曰く。皇國は萬國に優れて尊き國なるよし、諸人一同に申し唱へ候……大略を承りたく候。……答へて云ふ。……恐れ乍ら天皇の御血統は、天照大神より御連綿にて、神代より數千萬年の今に至るまで、天下の大君に御座遊ばされ候……然るに漢土を初め外國にては君臣の差別これ無く……扱儒書の中にも大學には格別害となる事は之れ無く、中庸、論語には相見え申候。……孟子の書は殊に甚しく、曾て謀叛の心無き者にも、惡心を起させ候程と相成り申すべく候。……さて又佛道は、人倫の行に外れたる道にて候。其故は人皆釋迦の立てたる通りを相守り候はゞ、第一に人種盡き果てて、無人の境と相成り申すべく候。釋迦の實父も……後には「世

界の人種盡くるに至るべし」とて、大に歎息致し候由、尤の事にて候。……君臣父子の義理もなく、又如何なる惡事惡行致し候者も、念佛致し候へば、其罪は消えて極樂淨土の佛となると教へ候故に、惡人は幸として惡事をなし、後世暴逆無道の國と成り果て申すべく候。……神道と申すにも種々之有り候。第一に神道と申し候は前に申し候通り、神國の神國たる御國體を知り、神の成し置き給へる事を習ひ學びて、正しき人の道を行ひ候を眞の神道と稱し候。すべて世の忠臣孝子、其外人の道に外れざる者は皆眞の神道にて候。又俗に儒佛の道と並べ唱へ候神道は、甚だ賤しきものにて、多くは神を賣物にして金錢を貪り、御國體の事などは夢にも知らぬ者に候。世に之を俗神道とも、鈴振神道とも、乞食神道とも唱へ申候。

三、國體觀念の普及

古典研究の旺盛なるにつれて、我が國體の尊嚴なるを理解する者が次第に多く、尊王心は上下をあげて將に一大風潮を爲さんとしつゝある。此の傾向に對して、更に一段の刺激を加へ、國體觀念普及の業績を現す幾多の力が生じ來つた。高山彦九郎・蒲生君平の如き

國體觀念の普及

頼山陽

熱血の志士が、尊王の大義を説いて各地を遍歴したのも其の一原動力であらう。「太平記」が益廣く讀まれたのも勤王忠烈の士氣を鼓舞する一因となつたらう。頼山陽が一度「日本外史」を世に問うに及んで、茲に特に顯著なる尊王鼓吹となつた事は更に深く注意せねばならぬ。蓋し最も廣く讀まれ、最も強き仰象を残し、一種の靈感を以て人に迫る文章の力によつて、王霸の別を明にし、楠氏の忠烈を叙して、皇室の尊嚴を銘刻せしめた點に於て「日本外史」の力の偉大なる事は、如何に之を激稱するも過賞に非ざるを思はしめる。

惟ふに、武家政治が一變體政治であつて、我が國體と合致するものでないことの辨別は古典研究による結果からも了解されるけれども、日本外史の劈頭に於ける論説を讀む者は何人と雖も、霸道の由る所を知り、武家執柄の變體なる事を悟らねばならぬ。然も山陽の論たる痛烈至極、自ら骨を刺すものである。曰く

……至於保元平治之際、乃乘_レ覺而起、潰裂四出、不_レ復可_レ收。橫流之極、終致_レ失_レ其千歲不拔之權、而授_レ之嚮所_レ奴僕視_レ者。可_レ勝_レ慨哉……

然も、山陽の意圖は、其の楠氏の忠烈を叙する際に於て、更に明瞭である。聲淚共に下

るの概ある此の文章は、最もよく山陽の面目を躍如たらしむるものある力強き文章である。

外史氏曰、余數往來攝播間、訪所謂櫻井驛者、得之山崎路。一小村耳。過者或不省其爲驛址。蓋經足利織豐數氏、世故變移、道里驛程、從輒改耳。余於是低回不能去、顧望金剛山巖立雲際、想見公舉義之秋、及其子孫據以扞護王室也。觀公詣行在對天子、曰臣而未死、賊不患不滅。夫以一兵衛尉而居然以天下之重自任、豈非感激值遇以一身許國哉。故能以赤手障江河、回天日於既墜、何其壯也。公聚北條氏精銳於一城之下、而使新田・足利之屬擣其空虛、以殲其渠魁。帝之復辟、醜爵任職宜以公爲首。而纔能與結城・名和擊比肩、其失於舉措、足以知中興之無成矣。及足利氏叛朝廷方倚新田氏爲重、公特充編裨、供其驅使、亦以其門地有不若焉爾。然京師大捷、殆致掃殄者、非自公之策耶。嚮使帝以下其所任新田氏者、以任於公乎、曷至使犬羊狐鼠之賊蹂踐吾朝廷哉。然觀其臨死戒子、又曰、吾死、天下悉歸足利氏。夫知天下

之不_レ可_レ爲而猶留_二其子孫_一以衛_二天子_一、其設心雖古大臣、何以遠過、故子孫能守其遺訓、護正統天子於彈丸黑子之地、以防四海寇賊者、及三朝五十餘年之久、舉一門之肝腦、而竭諸國家之難、至其漸盡灰滅、而後足利氏始得大成、其志於天下。蓋朝廷不能大任楠氏、而楠氏所以自任莫以加焉。世之論中興諸將、尙視其資望大小、而不深揆其實、亦與當時之見等耳。不有楠氏、雖有三器、將安託焉、以繫四方望哉。笠置夢兆、於是益驗。而南風不競、俱傷共亡、終古莫以恤其勞、悲夫。抑正閏雖殊、卒歸於一、能熙鴻號於無窮、使公有_レ知、亦可_レ以瞑矣。而其大節巍然、與山河並存、足以維持世道人心於萬古之下、比之姦雄迭起、厘傳數百年者、其得失果何如哉。〔日本外史卷五〕

第三節 新日本と國體觀念の確立

一、王政復古の經路

尊王思想・國體觀念の普及は、内外混迷の幕府に取つては恐るべき脅威であつた。實に

王政復古する眞の原動因は、先覺者の思想に萌した國體自覺であると言ひ得る。史家の稱するが如く、徳川幕府は文教の奨励を以て一特徴とするが、其の効果は、學問の研究を獨り幕府の奉ずる程朱學の範圍内にのみ止むるを許さず、古典の研究が起り、史學者が輩出し、詩文の隆盛を致すに及んでは、即ち、國體本然の姿に立ち歸るべき 王政復古運動が之によつて、興起にするに至る、誠にこれ自然である。これ即ち、尊王運動の一底流、然も深刻なる根柢に發する底流であつて、七百餘年の迷妄から脱する爲にはこの底流の根強き運動を必要としたものである。此の見地よりすれば、明治維新の大業も、實に我が日本精神・皇道思想の自らなる發展経路の事歴たるを知り得るのである。

更に之を幕府政治に對する我が國社會の認容の態度から見れば、徳川氏三百年の政治は正に終焉の運命に達して居たものと論ずる事ができる。鎌倉二百年、室町二百年と概算して其の人心の轉向を見るに、徳川氏三百年は既に長きに失して居るとも言へる。

抑も、我が國に於ける霸道の由來は、國史上の一變態であつて、然も此の變態政治を止むを得ざらしむる理由によつて存立して來た。即ち、頼朝の開府其の者が、王朝政治情落

幕府存立意
義の失墜

の結果の避け難い姿態であつて、鎌倉を政權中心とするが如き大變態も、京都の積弊洗ひ難きが故に之を鎌倉に避けたものと見ざるを得ない。北條氏には、忠實に頼朝の方針を踏襲す外の意義を歸せしめ難いが、其の末路は王政恢復の運動の前に屍を曝して居る。

室町幕府の存在は尙、王朝政治否認の一殘像的表現であつた。稍、王朝政治の復舊に類したる頼府の殘像が看得る。實際政治に對する國民の要望は、尙、此の殘像的武家政治を存立せしめた。然し、實際的武力に缺陷ある室町幕府は、歴史上最も無意義なる頼府であつた。武力なき頼府は、既に文字に於て意味がない。足利氏の終焉が有耶無耶の裡に遂げられた所以である。

江戸幕府の押す所は、其の武力にある。前代頼府無力の弊に懲りて、全く強力なる中央集權制を確保して居る。社會の要求し、認容したる所は其の武力であつた。武力を失つた幕府は其の存在の意義を失つた幕府である。長州征伐の失敗は之に於てか重大の意義がある。此の失敗によつて、社會の認容を失つた幕府は、其の政權を返上するのが當然の結果である。

薩長兩藩が、飽くまで幕府を討滅すべしとの硬論を持した態度は、種々に批判し得るが慶喜の恭順の態度を如何にもして激發せんとするかに見えた態度も、深く時勢推移の大局を観察すれば、必ずしも無理に非る所がある。真に我が國體本然の性質を高調し、之を昂揚せんとすれば、徳川氏三百年の覇業の跡は之を根抵より覆さざれば、其の目的を達し得ない事、何人と雖も知り得る所である。故に、彼の際に於ける討幕諸運動は、其の様相に於て複雑多種であるけれども、結果は時運一新の爲に必要な意義をもつものと考へざるを得ない。朝廷も幕府も多大の犠牲を拂つて居るのが、慶喜恭順の態度の前には、考へ方によれば共に無意義の感なきを得ないけれども、之も宿弊一洗の大要求の爲には無意義ではなかつた。

二、國體觀念の確立。

徳川慶喜の政權返上は流石に事理を盡し、時勢に乗つて居る。而して突差の間に之を嘉納し給うた朝廷もまた深く決意しての上であつたと察し得る。此の間に於ける最大の悩みは、朝幕の正面衝突によつて、政局の收拾を永びかす恐あることであつた。幸にして慶

喜は其の恭順の真意に徹して居たから、枝葉的紛擾は免れ得なかつたけれども、大局の推移を破ることはなかつた。王政復古の大號令によつて一舉七百年の覇道を滅し、國體の當に然るべき有様に安定し得たのは、實に空前の盛儀である。

明治維新の大業は、言ふまでもなく我が國體の基礎を再確定した所に、最も貴重なる意義がある。五箇條の御誓文は、其の國體精神發動の大方針を示し給うたものである。爾後の國策は何れも此の大方針を顯現する爲の遂行であつて、皇基振起の努力は相次いで成果を表して居る。而して、國體に關する攻究は明治維持以來特に顯著なる進展を示し、國體信仰の念慮益鮮明なるを加へ來つて居る。加之、普通教育の中核をなす大方針は實に國體信仰の教養であるが故に、歴史上曾つてなき國體觀念普及の盛觀を呈し來つて居ることは、實に欣ぶべき事である。

惟ふに、帝國憲法及其の發布の詔、並に教育に關する勅語は、實に我が國體觀念の歸結であつて、三千年の歴史は、こゝに完全なる歸趨に達し、燦然たる光輝を増すに至つた譯である。是等の聖業を謹叙するは本書の使命なるが故に、更めて後章に之を説くであらう。

第二章 新日本の誕生

第一節 固有文化と外來文化

一、日本文化の解剖

日本文化の解剖を試る時に、最も著しい特相として、我等の前に展開する姿は、其の源泉が多く、印度・支那・朝鮮の文化に存し、近世に至つては歐米文化に存するといふ事である。近世物質文化の殆ど全部は西洋から輸入されたものであることいふ迄もなく、科學思想の如きも勿論輸入思想である。政治も、藝術も、文藝も、宗教も、産業も、風俗習慣も、元を尋ねれば外來文明に基くものであるが、我等は日常使用する文字までが支那の恩恵に浴しつゝあるものなることを、卒然として考へる時、實に異様な感を禁じ得ない事がある。大正の御代に於てすら、次ぎの様な實話があつた。

大正〇年に某甲君は〇〇帝國大學を卒業して具合よくボンベイに就職口が出来た。相當學資に窮したあとであつたから、大に喜んで直に郷里に知らせると、意外にも郷里では贊

外來文明

釋迦降誕地
崇拜

成するどころでなく、老祖母が絶対反對で、支那よりも遠い印度などとは以ての外だといふ譯、某甲君はそこで大に弱つて何とかならぬかと百方老祖母君の緩和策を工夫したが、其のうちに親友乙某が、それでは一つ僕が行つて説得しやうといふことになつて出かけて行つた。乙某君は其の老祖母に逢つた上、ボンベイがむかしの天竺の土地で、それは實に御釋迦様の生れた國である。御釋迦様の生地を親しく拜し得る孫さんを持たれたことは誠に結構至極である。然も、今は交通便利で昔の天竺などとは全く以て違つて居る、短い日數で往復できると、巧に御釋迦様を利用した所、お婆さんは熱心な佛教信者であつた爲に、大に其の御釋迦様の御利益があつて直に赴任を賛成したので、乙某君は凱歌を奏して引きあげ甲某君は欣然として赴任した。老人の心に生きて居る聖釋迦降誕の土地の然く引力の強いのをみると、文化源泉の實に悔り難いのを感ぜしめられる。

柳澤健氏が中央公論に書いて居た「北支・滿洲・朝鮮」の一節に

……北京で芝居を見に行つたときに、隈取りをした役者が音楽につれ手足を動かしかし見得を切る恰好は、まがう方なき市川家の荒藝そつくりであることが感じられた。

舊劇と支那

國粹の一つのやうに我も言ひ人も言ふ、かうした舊劇の傳統的の型までが支那に母胎を持つてゐたのだ。カブキの名で外國にまで誇つて居たものだけにかうした「發見」は決して快いものとは言ふことができなかつた。……

といふのがある。支那との文化關係の緊密な事は今更言ふ迄もないが、かゝる事に關心を持つ者から見ると、柳澤氏の此の所見にも非常に強い印象を與へられる。

論語が傳來して、稚郎子皇子が之を學び、孝悌の徳を發揮せられて皇位を兄君に譲られたといふことは、記紀の記述にあるが、徳川時代に至つても道德思想の中核は儒教倫理であつたし、現代でも尙其の餘韻を存して居る。否日本の道德は儒教によつて整頓せられ、内容を附與され、形式を整へられたといふ風に我等は教へられて來て居る。

斯様な譯であるから、日本人の生活は、精神生活も物質生活も外來文化によつて織りなされて居る點が非常に多い。

二、日本文化の内容

日本文化の内容が複雑にして豊富な事は、絮説の必要な程明である。然し、内容に就

て、外來文化が其の源泉たるものを検討するならば、有ゆる文化生活の部に如何に輸入文化が浸透して居るかに驚くであらう。

政治生活の部に於て、支那殊に唐文化の影響は既がない。近世に於ては歐米の政治文化が深く我が國民に喰ひ入つた事また説くまでもない。徳川家康が貞觀政要を愛讀したのは有名な話で、政治理想の一部は之によつて構成されて居ると見られる。

道德生活の部は更に顯著である。儒教思想が日本の道德を左右した事には徳川時代の如く甚だしいものさへある。近世に於ては西洋の倫理思想が流入して、其の功利主義・個人主義・快樂主義の如き或る時期に全く日本人の道德思想を左右したかに見えた事すらある。宗教生活の部に於ける文化は、全く印度、支那の影響によつて居る。佛教文化を日本から取り離せば日本の文化相は實に寂莫たるものになるであらう。社會觀・人生觀・運命觀・信仰乃至佛教藝術の部は、殊に深刻に影響を與へて居る。然も大乘佛教も小乘佛教も非常な勢で日本に興隆し、遂に日本の佛教となり畢つた事は、意義の頗る深さを感ずる。學術文藝の方面に於ても、外來文化によつて培養された部面が多い。文字學問の傳來は

勿論、文藝に於ける構想までも、支那の指導を受けた事であつたし、近世に於ては、西洋の學術が傳來して始めて日本人の蒙が啓かれた點が多い。

物質文化に至つては殊に然りである。經濟部面の事象にしても、科學文明の粹にしても西洋文化の惠澤を受けた事によつて、新日本は新しい出發を始めた譯であつた。

凡そ、上記の如く外來文化が深く我が國文化の根柢を爲して居る有様であるから、其の渾然として融合發達した現狀に於て、若し、斷面圖を作る事が出来て、之を檢討するならば、世界の大文化は何れも我が文化に攝取され同化されて居る相を發見し得るであらう。特にそれが東洋文化と西洋文化との著しいものを包容して居る點に於て、他の何れの國にも殆ど類例を見難い相である點は注意に値する。

三、日本の固有文化

茲に於て、固有の日本は何を持つて居たか、が次ぎに来るべき重要な問題となる。換言すれば日本民族は如何なる文化を創造したかの問題である。

日本民族に文化創造はないとか、日本の文化は模倣文化であるとかの議論は通常行はる見解である。科學文明に於て、哲學に於て、宗教に於てそれが特に言はれる。然し乍ら枝葉末節に於ける問題は別とし、日本民族の創造したもの、或は日本民族に固有のものを問ふならば、脚下端的に偉大なるもの存在を確認し得る筈である。我等は日本國民がこの偉大なるものの前に自らの力を自覺し、世界的使命のこゝより發するであらう信仰を確把すべきである事を信ずる。我等の所謂民族に固有なるものとは、

日本民族精神

日本民族精神則ち日本魂である。書紀・古事記の記述の昔から現代に至るまで、巍然として秀麗の姿を持って變らざるものは、日本民族の發揮した中心精神と其の行動、及び之を賛仰する國民の態度である。神代史の中に記されてある諸神の行動と之を讀む者の心的態度が既に日本的ではあるまいか。三千年の歴史の中に如何に此の精神の發現があるか。何れの民族でも、特有の民族精神を持たぬものはないが、人道的・社會的・倫理的に見て日本精神の如く價值豊かなる精神はない。

日本民族の創造した文化は果して何か。我等は今、曰く何、曰く何と強いて之を列舉し

て牽強附會の愚を敢てするものではない。唯偉大なる綜合文化創造の事實を確認するのみである。其は即ち

統合中心を完備したる民族國家の創造であつて、言はゞ政治文化であるけれども、單に政治文化とのみ言つては言ひ方が足らぬ。人間生活の綜合的立場に於ける文化創造と見たのである。單に政治文化と見ても、政治様式についての人類の苦心の過程は結局日本の様な國體が最もよかつたといふ事になるであらう。世界史上四千年の人類の動亂を眺めて「國家よ何れに行く」と思念するを禁じ難い時、最も公平に見て、其處に日本の存立が唯一の望ましく且力強い國家として現れる。斯かる國家を創造した民族は決して文化創造力の劣弱な民族とは見得ない。更に

外國文化輸入の態度に就ては、茲に一言を費す必要がある。日本が外來文化を採用した事の由來なり、態度なり、及消化又は同化なりの様相は、決して單なる模倣といふ様なものではなく、之を攝取し、之を消化し、之を同化して己の血となし肉となし魂となしたものである。裸の人間が單に他人の衣服を纏うて得々たる場合は、其の衣服を剥がるれば元

の赤裸になる。米を食し肉を喫して生長したるが故に其の人はこれ米と肉に外ならぬと誰か言ひ得やう。日本に輸入された外國文化は、其の全部が日本精神といふ強力なる濾過器に入れられて日本的な淨水となつて、日本民族の魂を育て、來た。支那の文字が日本に傳來すると日本では直に之を表音符として用ひる。萬葉集の如きは困難な漢字を並べて國音を表し、日本文藝の粹を表現して居る。更に假名といふものを作つて、それが一度は平安朝文學の隆盛を現出し、一轉しては徳川中期以後の假名交り文となり、現代行文の基礎を作つた。日本民族は外國文化を單に模倣してのみ終る民族ではない。之に日本の生命を附與して其の文化價值大成の努力を惜まざる國民である。

美術工藝に於ても、宗教に於ても、儒教に於ても、乃至は服裝に於ても、風俗習慣に於ても支那に發源し、日本に繁榮したるものの如何に多いか、又眞に生命を附與されたるもの如何に多いかは敢て多く説明を加へる必要があるまいと思はれる。

科學文明に於て立ち遅れたかの感のあつたのもホンの暫くの間であつた。日露戦争を終り、世界大戰に活躍した日本は、科學文明と經濟戰線とに於て、最早昔日の日本ではなか

つた。強靱なる日本人の同化力は、短年月の間に世界の有ゆる文化の粹を攝取し、同化して所謂日本的なるものの創造に効を収めて居る。學問の獨立の叫ばれたのが今では既に過去の夢の感に近い。産業經濟の方面に於ても同様である。追隨の苦心は昔の事、世界的不況に共に喘ぎ乍らも、敢然として、世界財界の二三雄を敵手として善戦して居る有様はとにまれ心強い限りである。

第二節 對外交渉史

一、對外交渉と日本の自覺

日本發見の過程 日本自體が日本を發見する事は、當然でもありまた簡單でもある様に思はれて、實は然く容易の業ではなかつた。蓋し、東方海中に晏居かんきょして外國との交渉に或る限られたる範圍ほか持たなかつた日本は、數多くの國の中に自己を置いて獨自の態度を客觀するといふ機會がなかつたから、眞に日本自體を發見することはさう早くはできなかつた。

日本發見の過程

國と言へば朝鮮と支那とほか知らずに二千餘年を過し、ポルトガル人の來航に接して初めて西洋人を見た日本人は、然し、可成り速に見聞を廣め、文化を輸入し、邦人海外發展の第一期を作つた。徳川幕府の鎖國策の如きは偶々以て自國愛護の精神には相違ないけれども、世界史中珍しい徹底した消極政策であつた。

日本の眞覺

明治維新後に於て、日本の眞覺醒が始まる。日本文化の全貌について自らの價値を發見する様になつて始めて自己がわかつて來たのであつた。度々の戦争や、文化の比較考察を経て、大正から、昭和に推移し、世界的に日本の存在を確認して茲に日本發見の道程を終了する。昭和八年の三月廿七日日本が國際聯盟を脱退して獨自の地歩を主張するに至つた事は、一に外交上の重大事象であるが、これは又、全文化に於ける獨自價値の認識を強め之によつて獨自の歩みを始めた事件と言はねばならぬ。

二、對外交渉の様相

對外交渉様相の研究は日本の如く國自體に於て比較的單純な發達を遂げて來た國にあつては、極めて簡單に考察し得る。即ち(一)文化交渉 (二)外交工作交渉 (三)武力交渉の三方面から

對外交渉の様相

觀察すれば比較的容易に日本の對外交渉を認識し得るのである。

(一)文化交渉の概観

顯著なる文化交渉事實を摘出考察して日本の文化發達が如何なる特質を有するかを明にしたい。今、年代順に其の交渉項目及特質を並べて若干の考察を進めてみる。

論語千字文

(甲)論語・千字文の傳來(應神天皇八十五年(皇紀九四五年))

(古事記中卷)又百濟の國に若し賢し人あらば貢上れと科せたまふ。名は和邇吉師(王

仁吉師)即、論語十卷、千字文一卷並十一卷を是の人につけてたてまつりき。

これを文字學問あるの始めとするのは實際には疑問もあるが、傳ふる所はこれにすぎないのである。

(乙)工藝傳來(應神天皇の御代)

(古事記)……又手人、韓鍛冶名は卓素、又吳服名は西素二人をたてまつりき。又秦造の祖、漢直の祖、又酒を醸むことを知れる人、名は仁番、又の名は須須許理參渡り來つ。

卓素、仁番
渡來

此の後、雄略天皇の御代に至る頃まで、朝鮮半島から諸種の工藝の傳來した事に依つて我が國上古の工藝は非常な啓發を受けたやうである。

(丙)佛教傳來(欽明天皇十三年十月)

佛教傳來

(日本書紀卷十九)……百濟聖明王、遣西部姬氏達率怒喇斯致契等。獻釋迦佛金銅

像一軀・幡蓋若干・經論若干卷。別表讚流通禮拜功德云。是法於諸法中。最爲

殊勝。難解難入。周公孔子尙不能知。此法能生無量無邊福德果報。乃至成

辨無上菩提。譬如人懷隨意寶。逐所用盡依情。此妙法寶亦復然。祈願依情

無所乏。且夫遠自天竺。爰泊三韓。依教奉持無不尊敬。由是、百濟王臣明、

謹遣陪臣怒喇斯致契奉傳帝國。流通畿內。果佛所記我法東流。

聖明王は佛の功德を説いて、然も佛意「我法東流」の御旨に添はんとする事を明にして居るが、佛教は東洋の大思想である。然しまた、之を迎ふる我が國の思想も傳統があるから、必ずしも一たり難かつたのは自然であつた。蘇我稻目の言分は「西方諸國皆之を奉ずるに如何ぞ日本のみ之に背かん」といふ論鋒であつたに對し、物部尾與・中臣鎌子等は

「蕃神を拜せば、我が國神の怒を招かむ」と反對した。

佛教に對する國民の態度は、其の傳來の始に於て大なる紛糾を起したに關せず、遂に崇佛に歸一して日本的佛教を大成するに至るのは正に文化的盛觀である。此の後に於て、國民は個人的には安心立命の悟道に信仰を得、爲政者は之によつて國民の幸福なる生活への政道の基本を案じ、藝術は之によつて最も顯著なる飛躍的進歩を遂ぐるに至つたのは、何としても佛教の力を偉大なりと言はねばならぬ。大乘小乘を併せ攝取して、之に藝術世界の躍進を加へたる我が國民の攝取力は此の點に於ても優秀性を示して居る。

(丁)美術工藝の傳來

これ蓋し、佛教の傳來及興隆に伴ふ所のものである。寺院の建築、佛像彫刻、附隨の諸工藝の推古期に於ける進歩は、日本文化史、日本美術史上の一偉觀である。現在の諸國寶に對して我等の欽仰惜き難きは、これ等の美術成果は、單なる人間藝術心の表現に非ずして、敬虔なる信仰心の發露たる點にある。推古天皇の十八年、高麗王の貢きたる曇徴の如き人物は、恐くは多數來朝して美術工藝の進歩を助けた事であらう。

(戊)政治文化流入

唐の文化の日本に與へた影響は實に大きい、大化改新といふ大革新政治を斷行した事は、其の影響の最大なものであらう。内に族制政治の積弊あり、族制社會の行き詰りが生じて居たとしても、所謂留學生の新知識が大唐政治文化に關する憧憬を抱いて歸朝し、革新翼賛した事績が、かの大革新遂行の大なる原動力であつた事は認めざるを得ない。

孝德天皇の大化二年正月(皇紀一三〇六年)宣布し給うた改新の詔の要項は、公地公民の制、田制、税制の三項であるが、班田收授の制度の如きは、唐制を模したにしても、實に斷乎たる革新である。當時の爲政當局の氣魄の壯大なるものであつた事は此の一事にも現れて居る。

文武天皇の大寶元年(皇紀一三六一年)に完成した大寶の律令は、政治文化の華麗なる大組織であつた。唐といふ大國の制度を遺憾なく模倣して、然も之に十分に我が國情を參酌したる所、當時の我が上流爲政者が持つた優秀なる政治能力の一證左と考へ得る。

(己)文教輸入

唐の學術及文藝は、我が奈良時代以降の文教に大影響を與へて居る。我が大學國學に行はれた明經・紀傳・明法・算の四道の如きは、漢籍を用ひたる純然たる唐の學問であつた。留學生は身命を賭して萬里の波濤を凌ぎ、唐文化の輸入に努力し、我が文教開發に奉仕した。唐の詩文は此の間に我が國の文藝思想を啓發し、吉備眞備・阿倍仲麿の如き詩人を生んで居る。

古事記・日本書紀・風土記等の編纂の行はれたのも、唐文化の盛觀に刺激せられて、我が國家觀念の強固になり來つた結果の表現である。然も、これ等の諸書は其の内容に於て其の結構に於て、及び其の行文に於て、何れも優良秀拔なる記述であるのみならず、其の包含する精神に至つては純眞にて壯大熟讀玩味するに隨つて其の味の益深きを感じしめる。唐文化に教養せられて幾干ならざるに早く既に此の域に達したのは驚異に値する。

我が國民性の攝取同化能力の優越が之をして然らしめたものであらうが、かの萬葉集に載せられたる和歌に於てすら、唐の詩文修辭の技巧を模した言はるゝに至つては、文藝輸入の偉大なる力を再思せしめられる。

(庚)佛教思想の流入

傳來の始め「此の法よく無量無邊の福德果報を生ず」と禮讃されて、欽明天皇に於せられても、「未だ曾つて斯の如き微妙の法を見ず」と仰給うた程の佛教は、其の傳來に伴ふ我が國有力者間の紛糾の間に、急速の發展を遂げた。

然し、佛教の内面的眞髓は果して、此の傳來と同時に我が國民の領得する所であつたかどうかは疑問である。端嚴秀麗なる佛像の前に福德果報を祈願する事が恐くは先づ始めの態度であつたらう。朝鮮に於ける當時の佛教は未だ以て我が國民の宗教心を指導するには足らなかつた。遣唐使の往復が盛となるにつれて、始めて佛教思想の流入を鮮明すると見ねばならぬ。

奈良朝に至つて、所謂奈良六宗が興隆し、それらの宗派内容が僧徒によつて研究されてから、佛教の内容は益明になつた。然し、これさへも、由來奈良朝の佛教其のものが、深く政權と結び、國家の力を背景として居たが爲に。内面的に眞に深き宗教的思索的又は信仰的態度をとるといふことは出來ず。政治と密接な關係に於て存在し、寺塔佛像の壯嚴

に傾倒するの傾向であつた。

平安朝に於ける佛教は、政治の權勢から離れて、眞に宗教的面目に邁進するの概があつた。而して唐佛教の指導に待つ事か非常に多く、空海も最澄も唐に於て眞言、天臺兩教の修行を受けて居り、山岳佛教を創始して、眞に敬虔眞實崇高なる佛教思念に終始して居る信仰の篤實なるは勿論、大器量たる碩學大才が空海最澄を始めとして續々輩出して居る事は唐の佛教文化との接觸の最も顯著なる事象であつた。

遣唐使の廢止によつて、日本の自覺の文化を生む基因を作つた後に於ても、佛教思想の流入は絶えず、且、淨土思想の勃興した中に於て、更に禪宗の傳來及び其の發達があつた。中世の精神生活に於ての偉觀は、禪宗信仰の隆盛及び之が我が國武士道精神の一根幹たる點にある。死生一如の武士的禪味は日本精神の一顯現ではあるが、佛教思想の寄與もまた重要な原因である。

(辛) 經濟的接觸

經濟的接觸

豊葦原の瑞穗國に生れて、自給自足の經濟生活を送つて來た我が國民は、切實なる經濟

觀念を發達させる必要を感じられなかつた。支那との交通が行はれる様になつても著しい貿易の發達はなかつた。奈良朝の如く、佛教の隆盛に伴ふ物資の動きの相當に多かつた時ですら、外國との貿易といふ強い觀念の出なかつた事は、如何に東洋に於ける日支兩國の接觸が文化的であつて、經濟的利害の外にあつたかといふ事に驚く程である。

平清盛と宋貿易

平清盛は、瀬戸内海航行開發の殊勳者で、和田港の開築といへ、音戸瀬戸の工事といへ其の着眼は彼れが本來瀬戸内海の事情に精通して居た所から、相當先見的價値を發揮して居る。然も、宋からの使者を引見して貿易を策したのは彼としては推稱される所である。

鎌倉幕府以後、主として禪宗僧侶の往復が中心となつて、私に貿易の行はれた程度で、王朝時代以來博多港で多く用ひられ、太宰府が之を管掌して關係を繼續して居た。蒙古襲來の事變の後、所謂倭寇といふものが、朝鮮支那の海岸を劫掠して、之が通常の貿易船との辨別を困難ならしめて居る。之は蓋し、積極的に經濟的利得を目標とした我が國民の活動である。

室町以後の貿易

室町幕府は明國との屈辱外交によつて多くの貨幣を輸入して居るが、此の時代には我が

國民の經濟思想、利害觀念も頗る強くなつて、其の末期には、既に盛な貿易關係を生ずるにいたる。所謂天龍寺船の往復に續いて御朱印船の往復となる盛況は、到底之を江戸幕府鎖國時代の有様と比較すべくもない。

(壬)西洋文化流入

後奈良天皇の天文十二年(皇紀二二〇三年)ポルトガル人が種子島に來つて、偶然にも銃器を傳へた。島守時堯の熱心にして私なき態度によつて、この恐るべき武器は、幾何ならずして戰國時代の戰鬪に革命を起さしめ、戰亂の終熄を早めたであらうとの觀察をされる程の威力を發揮した。

歐洲に於ける海外發展の顯著なる探險拓殖の傾向は、逐次にイスパニヤ、イギリス、オランダ等の諸國を日本近海に誘導し、徳川時代に入つては其の初期に徳川氏の手による貿易が盛に行はれた。西洋文化は其の際に於て流入の勢を増さうとした所へ、徳川氏の極端なる鎖國策の爲に大彈壓を受けて、發展の芽を絶たれてしまつた。

天文十八年、ザヴィエルが鹿兒島に來て、天主教を弘め始めた年を以て、日本に於ける

基督教活動の第一年とする。然るに基督教は、其の傳來の始めに於て、先づ民衆を其の相手とし、次いで、大分、山口等に相當有力な大名の歸依を得、又、一時信長の恩顧を受けたけれども、或は政治的意味の附隨するを疑はれたり、或は愛護した大名が倒れたりした爲に、其の發展を意の如くし難い事になり、遂には豊臣殘黨、即ち、反大阪浪士の策動と合體して、天草の大騷擾を起し、自滅するに至つた。

茲に、注意すべきは、佛教は傳來の初め、時の 天皇の御好威を得、次いで朝廷の勢力下に發展したし、儒教は、徳川氏の奨勵によつて發達したに反し、基督教は斯かる權力との結びつきに於て不運であつた。

日本西教史の一節に次ぎの記事がある。

カクテ聖師ハ山口ニ在留スルコト一月餘ニ及ビシガ……(山口を以て宗教を播くべき沃土なりとする旨見ゆ)……京師ニ向ツテ發途セリ。……千五百十一年天文廿年ノ二月遂

ニ其ノ同行ノ者ト共ニ京師ヘ到着セリ。蓋此有名ナル都府ハ、日本國ノ首府及ビ宗教ノ本山ニシテ、皇帝、將軍、座主ノ城地ナリト聞キ、聖師ハ其地ニ到リ。耶蘇教ヲ弘

メ、十字ノ旗ヲ植テシテコトヲ渴望セシガ、大ニ其ノ意望ト反對セリ。如何トナレバ、京ト云フ字ハ日本語ニ於テ大ニ觀ルベキアリト云フ義ナレドモ、兵火ニ罹リ府下頽廢シ今ハ唯古ノ影跡を残スノミニシテ、其頃將軍ノ叛逆ニ因リ府下尙擾亂シ、將軍ニ同盟セシ諸侯等ハ、皆其ノ領國へ退去セリ。故ニ聖師ハ其ノ企望ヲ行フベキ時ニアラザルコトヲ了知セシガ、尙將軍(義輝)及ビ皇帝(後奈良天皇)ニ謁見センコトヲ欲スト雖モ、其身ノ貧窶ナルヲ以テ衆人ニ擯斥セラレ、數々宮闕へ伺候セシニヨリ、宮人等其ノ謁見ヲ扱フ爲ニ、佛國ノ六百「エキユ」ニ當ル日本金一萬「カイン」ヲ求メシガ聖師ハ其ノ金ヲ携帶セザリシニヨリ、止ムコトヲ得ズ遂ニ退去シ、爾後其地ニ跡ヲ絶セリ。」

徳川幕府の鎖國策は、島原の亂によつて、一層極端な態度に督勵されたから、西洋文化の流入は殆ど絶望となつた。然し、僅に、オランダが貿易を許されて覺束ない接觸を保つた事によつて、僅かなる學術の流入があつた。

天主教禁止の事情は、全く國土侵略の野心を警戒した所にある。異國日記の一節に次ぎ

の文がある。(千六百十年十二月十八日＝慶長十五年十一月十二日)

前々ばんだん・はたに、余の國にても、ほるときす罷在候處に、おらんだの者參候處に、別而御懇に被成候處、ほるときす色々支申候、結句後には僞に罷成、于今無出入候。おらんだのきは不替、互に入魂仕候又すてらん・ほるときすの心持にて難成處を、はいてるの心の内にふかくつゝみ、色には少も出し不申候處を、能く被成御分別候て可被下候此はいてるの心は、日本の者を次第に我宗になし、餘宗を嫌ひ、後は少々宗論を仕、大なるとりあひも御座候事も可有之候。其時ははいてるの存分次第に罷成節も御座有へく候。

オランダは毎年一回、長崎の出島に來つて制限内の貿易をし、其の商館長、船長等は江戸に參府して將軍に謁し、世界の顯著なる形勢を幕府に報ずるを常としたから、幕府は國中と雖、海外の事情について全く無知とは言はれなかつた。

(二) 外交工作交渉の概観

大陸の文化に追隨して來た外交には、活潑な外交工作の歴史は望まれない。然し乍ら大

に國家の威信を張つた所の外交振りも必ずしも無しとしない。足利幕府の國辱外交に至つては全く以て憤慨の外ないが、概して「日本」の名譽を中心とした所の、然も信實な外交態度である。

(甲) 遣隋國書

遣隋國書

隋書東夷列傳中に曰く、

大業三年、其王多利思比孤、遣使朝貢。使者曰、聞海西菩薩天子、重興佛法、故遣朝拜。兼沙門十人來學佛法。其國書曰。日出處天子致書日沒處天子、無恙云々。帝覽之不悅、謂鴻臚卿曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞。

日本書紀卷二十二の一節に曰く、

爰天皇聘唐帝、其辭曰、東天皇敬白西天皇。使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊何如、想清念、此即如常、今遣大禮蘇因高・大禮乎那利等往。謹白不具。

(乙) 半島放棄、對唐修好

天智天皇の
對唐策

朝鮮半島に對する我が國の威力は、神功皇后の征韓以來一弛一張して、天智天皇の御代に及んだ。其の日本文化啓發に關する影響の頗る大なるものありしは事實であるが、外交乃至軍事上の煩累は非常なものであつた。

天智天皇はこゝに國策の根本を樹立されて、東北方面の開拓につとめられると共に、半島を放棄するの英斷に出てられた。即ち、天皇の二年、百濟が唐に滅された年、日本から送つてあつた援兵を引きあげさせ給ひ、翌年には筑紫・壹岐・對馬方面の防備を嚴重にされて五百年來の交渉を絶つに至つたのである。其の翌三年、唐使劉德高が來て、唐との和議が成立し、八年に至つて中河内鯨が命を受けて唐に使用する事となつた。

唐は朝鮮半島に關する問題に於ては、日本と利害の衝突を來して居たけれども、直接日本との交渉に於ては修好の誼を忘れなかつた。從來半島を經由して支那の文化はこの後久しきに亘つて、直接に傳來し大に我が文化啓發に益した事は既に縷説した通りで、奈良、平安初期を通じての國交は實に世界國交史上稀に見る様な美しき外交であつた。

(丙) 國交中絶・文化私交

宇多天皇の寛平七年（皇紀一五五四年）遣唐使を罷めた事によつて、支那との國交は全く中絶した。此の國交中絶の直接の事情は唐の國勢衰微を理由とした菅原道眞の建議によるが、大局の上から見れば日本の文化進歩が、此の頃に至つて此の上唐から多くを輸入せねばならぬ状況でなくなつた事を眞因とすると見られる。而して此の以後に於ての重大なる結果は、第一には日本の文化の發達を促し、殊に國文隆盛の傾向を生じた事、第二には實質的に支那文化中から、特に顯著なるものだけが、私的に流入し來り、又攝取されるに至つた事である。支那に於ける禪宗の隆盛が日本に大なる影響を生じて來た事の如きは其の一例である。

（丁）元との交渉

蒙古の日本に對する態度は、彼等が當時の歐亞兩大陸に跨る大勢力者であり、日本の如く海を隔つるとは言ひ、近接の地にある國が。彼れ等の朝貢國でないといふ事に不自然を感じた事は當然であるから、之を朝貢國の一に加へるといふ高壓外交の態度であつた。其の國書は之を明瞭に示して居る。

上天眷命

大蒙古國皇帝奉書

日本國王。朕惟自古小國之君境土相接、尙務講信修睦、況我

祖宗受天明命、奄有區夏、遐方異域、畏威懷德者不可悉數。朕即位之初、以

高麗無辜之民、久瘝鋒鏑、即令罷兵還其疆域、反其旄倪。高麗君臣感戴來朝。義

雖君臣而歡若父子、計

王之君臣亦已知之高麗朕之東藩也、日本密邇高麗、開國以來、亦時通中國、至於朕躬。而無一乘之使、以通和好、尙恐

王國知之未審、故特遣使持書布告朕志、冀自今以往、通問結好、以相親睦

且聖人以四海爲家、不相通好、豈一家之理哉、以至用兵、夫孰所好、王其圖之、不宣

至元三年八月 日

而して、之に對する鎌倉執權の態度は、外交工作といふよりは、寧ろ頭からの武斷的排

撃てあつた。使者を斬るといふ強硬な態度は、何れの國の外交にも見難い所である。然も此の態度は、頼山陽が日本政記中に論じた所の

稍有聞識者、乃咎時宗武人無謀慮、殺之使者、所以來此寇。頼襄曰、殺使者、來不殺亦來。殺之速其來耳。何則忽必烈志在吞滅我邦。以下其所以滅趙宋者。來擬我。先遣使來書。因我不受、乃用兵剪屠慘酷、以示其威。期我懼而服也。又遣使。猶以和議爲言。使我聽之。則我爲趙宋矣。稱藩納幣、一不如其意、將又加兵焉。彼既得我要領、乘我罷弊大舉而來。其勢便於攻宋。宋阻一江、我環大海。宜若易守也。其實有難焉者、彼攻宋自一面來。攻我自四面來。要我喉。斷吾糧道。杜絕我兵之策應。其禍豈可勝言哉。

の如く、背水の陣を敷いた武斷外交の成功である。然も之によつて、舉國一致、國家感情の非常なる高調を致した事は、其の至大の功績である。

(戊)國辱外交

足利氏の國辱外交に至つては、實に之を筆するも汚濁の不快を感ずる。義滿の如き慢心

の徒にして、外に此の國辱を敢てし、「日本國王 臣源道義」と自ら明國の臣を以て居る心理は、萬世の下正に唾棄すべきである。

義政の如く、窮乏を訴へて頻りに永樂錢何萬貫を乞ふといふ哀願を示した爲政當局は世界廣しと雖も何れの歴史にもあるまい。是等徒輩の所爲は、宜しく最大の筆誅を加へて、我が國史の清純保持の爲に史家の任務を果すべきである。論ずるもの或は、經濟關係を以て彼等を寛假せんとするは素より大に事理の辨別を誤つた者である。

秀吉が、明の國書を閲して、汝を封じて日本國王と爲すといふ文辭に激怒し、直に再征の師を起したと傳へらるゝ事實は、秀吉の爲に實に萬丈の氣を吐くものである。

(巳)徳川氏の外交

徳川家康の冷靜なる理財的頭腦は、其の秀拔なる政治手腕と相俟つて、外交工作に著しき進展を示して居る。朝鮮が徳川氏に好意を示すのみならず、支那は明朝も徳川氏によく、又清朝に至つても幕府に好意を寄せて居る。鄭成功の救援を拒絶した幕府の態度は伶俐であつた。琉球に對しても巧な操縦振りを薩摩藩に示させて居る。

鎖國策を決定するまでに、英佛西葡等と接觸した幕府の態度は、概して冷靜を失はず、善處して居る。オランダはポルトガルの宗教傳導に對する彈劾者として幕府の信用を博して事前述の通りであるが、幕府の鎖國策是非の論議は之を別とするも、支那とオランダとを限定して、細い乍らも外交關係を續けた所に幕府外交策の苦心が窺はれ、及び妙味が感ぜられる。

ヤンヨウステンなり、アダムスなりを外交顧問とした家康の妙處は勿論、幕府が、オランダ人を通じて、ひそかに海外の形勢を案じて居た態度は、徳川外交史上の興味ある點であらう。

歐米各國の世界政策は幕末の日本を東西南北から脅かした。戰國時代、徳川初期の日本人は海外發展の雄心嚮勃たる日本人であつたが、二百年の泰平に慣れた日本人は、其の勇猛なる者すらが、竹刀、木刀で武術の型に腐心する日本人であつたから、英露米佛の強國が日本の四周を窺ふに及んで、幕府當路及び識者の心痛は非常な者であつた。

寛政四年十一月の國防令には

列國の世界
政策と幕府
の外交

寛政國防令

異國船漂流候はゞ、何れにも手當を致し、先船具は取上置、長崎表へ送遣し候儀、夫々可ニ相伺(寛政三年九月)……以來異國船見懸候はゞ、早々手當人數等差配り……様子相尋、若拒み候はゞ、船をも人も打碎無頓着筋に候間、船へ乗移り迅速に相働候事故、何も油斷は有之間敷候へ共、海邊備向は成るだけ手厚可被致候。公儀にても以前は下田、三崎、走水等へ奉行等をも被差置、御船手組浦々見分も被仰付、其上海邊御備向、寛永の頃まで、追々御内調有之處、中頃より被廢候に付、段々御穿鑿の上、右等御趣意を被復、海邊御備有之上にも、猶又御手厚被仰付候御旨趣に候間何れも此段被三相心得、手當嚴重に申付けられるべし。……

とあつたが、文政八年二月の國防令には

一體イギリスに限らず、南蠻西洋の儀は、御制禁邪教の國に候間、以來何れの浦方に於ても、異國船乗り寄せ候を見かけ候はゞ、其の所に在り合ひ候人夫を以て、有無に及ばず、一圖に打拂ひ逃げのび候はゞ、追撃船等差し出すに及ばず、其分に差し置き、若し押し上陸致し候はゞ、搦め取り又は打留め候ても苦しからず候。本船近づき居

り候はゞ、打ち潰し候とも是又時宜次第、取り計らはるべき旨、浦方末々の者まで、申し含め、追つて其段相届候様、改めて仰せ出だされ候間、其の意を得、浦浦備手立の儀は、土地相應實用專一に心懸け、手重過ぎ申さざる様、また怠慢もこれなく、永續致すべき便宜を考へ、銘々存分に申し付けらるべく候。元も唐、朝鮮、琉球あどは船形、人物も相分るべく候へども、阿蘭陀船は見分も相成り兼ね申すべく、右等の船萬一見損じ打ち誤り候とも、御察度は之れあるまじく候間、二念なく打ち拂ひを心懸け、圖を失はざる様取計らひ候處專要の事に候條、油斷なく可被_レ申付_二候。右之通可被_レ相觸_二候。と平たる態度に出て居る。

然し、四圍の情勢稍明なるに及んで、天保十三年には「不_レ寄_二何事_一御仁政を施されたしとの難_レ有思召」を以て之を緩して居る。

嘉永六年(皇紀二五一三年)、米艦の渡來によつて、問題は愈具體化し、米國の強硬なる態度によつて二百年鎖國の傳統を棄てざるを得ない事となつた。幕府當路は民間の攘夷論

米使渡來

安政五國條約

と朝廷の名分論との間に介在して、苦心慘憺したが、遂に安政五年に至つて、米(六月二〇日)・蘭(七月一〇日)・露(七月一日)・英(七月一八日)・佛(九月三日)との條約に假條約調印を了した。

幕府の態度は、當時に於て止むを得ないものである。唯、積極的に對外修好通商の根本策を樹立して、進んで海外發展を策するだけの氣力を缺いて居たし、又其の氣力を有し得る威力を失つて居たから、討幕運動の題目として此の假調印が批議せられ、事態紛糾遂に幕府が滅んで始めて開國策が安定するに至るのである。

當時、歐米の天地は、各國間それ／＼緊張の状態に在つて、東亞に對しても、一致の歩調をとる事が困難であつた爲に、我が國は、各強國世界政策の犠牲となるのを免れたかの感がある。且、次第に傳統的日本精神が覺醒して、外國に使用する幕臣の間にも、國家の名譽を重んずる意氣込が見えるのは、何といつても、「日本」であると愉快に感ぜられる。萬延元年に新見豊前守が米國に使した時には、米國の祝砲發射に應じて、完全に答禮の砲を發射して居るし、大統領との應酬にも、十分國家の尊嚴を失はざらん事につとめて居る。

(三) 武力交渉の概観

建國以來三千年の永い歴史を持つに關せず、外國と武力交渉をした事實は餘り多くない否寧ろ甚だ少ないと言ひ得る。純然たる消極的國防戰に於て國運を賭した元寇の如き、積極的に國運進展に伴ふ障害排除の意味に於ける前後兩面の朝鮮征伐の如き、著しき義勇の態度を現して居ても、概して言へば、事由の鮮明なもので、性質は單純である。且、朝鮮半島が、日本の運命に至大の關係ある點が、日本の武力交渉を地域的に拘束して居る。明治以來の武力交渉は中編に於ての考察に譲り、明治維新以前の戰役について言へば、斯かる斷定は決して誤りてはない。

(甲) 三韓征伐と半島保持の戰爭

三韓征伐と普通に言はるゝ所の、神功皇后の朝鮮半島經路は、記・紀の記す如く、我が九州の和平維持の爲に、九州の賊徒を煽動し、又は援助する三韓を膺懲したに過ぎない。この膺懲は、其の後の半島保持の爲に我が國をして多大の勞苦を嘗めしめて居る。任那を中心とする日本の對半島武力は、天智天皇の半島放棄に至るまで四五百年の間、半島に用

ひられた。半島南部の和平保持は日本の手によつて非常な努力が拂はれたに關せず、支那の勢力と日本の勢力との間に介在して兩端を持する半島の爲政者は、向背に節度なくして遂に天智天皇の御代に日本の手から放棄されてしまつた。但し、日本自身に於ても、政策の誤謬、諸將の反目等による失敗なきを得なかつたのは遺憾である。然し乍ら、日本の義氣は終始順良なる半島民保護にあつて、任那百濟等の爲に伸した救援の手には、人道的貴重性あるを思はしめる。

(乙) 刀伊の賊

後一條天皇の寛仁三年（皇紀一六七九年）三月廿七日、突如として「刀伊」の賊が對馬に來寇し、四月七日其の兵船五十餘艘は對馬かに更に壹岐を劫掠し、肥前の怡土郡を襲つた。刀伊は朝鮮の東北方に於ける滿洲族の國即ち後の金である。「大鏡」には

刀伊の國の者、俄に此の國をうちとらんとや思ひけん、こえきたりけるに、筑紫にはかねての用意もなくて……

と記されて居る。恐くは大鏡の記述の如く、劫掠を目ざしての來襲であらう。太宰權帥

藤原隆家、前少監大藏種材等奮戦して之を撃退した。

恰も、泰平に慣れた時代、真に突然の來襲であつたから、九州の騒動も甚だしかつたが太宰府の命を受けた驛使までが、乗馬直に内裡に達して、左衛門の陣に乗り入れた程であつた。隆家の防備宜しきを得て、直に撃退し得たから、幸にして深く内地を劫掠さるゝ事なくして済んだ。

(丙)文永・弘安の役

日本の全歴史を通じ、國家の運命の最も危険を感じたのは蒙古襲來である。支那の大部分・中央亞細亞・南歐羅巴に亘る空前の大征略に成功した強大國が、隣接の海中に浮ぶ島帝國に眼を着けた時、何等誼を乞ふ事なかつた。此の小帝國は彼等の前に如何に映じたか其の日本に送つた國書中にある如く、日本が、

「一乗の使以て和好を通ずる無し」

の態度であつたのは彼等にとつては不審であつたらう。それ故に

「尙恐る、王の國之を知る事未審かならざるを」

と言つて居る。彼等の高壓態度は

「以て兵を用ふるに至るは夫れ孰か好む所ぞ、王夫れ之を圖れ」

の結語に盡きて居る。日本が頑として動かなかつた爲に、

後宇多天皇の文永十一年(皇紀一九三四年)十月、對馬・壹岐・筑前に來寇したが、大風に遭つて其の船漂没して退散した。鎌倉の執權時宗が元使杜世忠等五人を龍口に斬つたのは其の翌建治元年の九月七日であつた。四年の後、弘安二年の七月廿九日再來の使者周福等は更に博多で斬られた。

忽必烈の計劃した日本攻略軍の規模は流石に壯大である。東路軍四萬人九百艘、江南軍十萬餘人三千五百艘、一舉にして日本を屠らんとする雄志は、恐くは世界の戦史に稀に觀る所であらう蒙。古軍が歐亞の兩大陸に示した武略は敢て敵する者なき精悍であつたが、若し彼等の強猛が海上に於ても陸上同様の武略を示し得るものであつたら、日本は一時的にもせよ、彼等の掠奪に此の寶土を委せざるを得なかつたらう。彼等は陸上の雄であつて、海上の猛でない。其の來寇の方略に於て日本を侮り過ぎて粗漫に失して居た。

日本人の愛國の熱誠が宋國のそれと著しく異なる事を彼等は知らなかつた。我が武人の振ふ日本刀の斬れ味は彼等には始めてであつた。玄海灘の荒波と海潮の干満と而して晩夏初冬の颯風と、凡そそれ等自然地理上の研究は彼等に果して幾何持ち合せられたか。

我が將士の決死的奮闘は 天佑の大暴風と合體して、茲に大蒙古國の侵畧史に決定的封印を施し、再び此一小島帝國を窺ふの勇なきに至らしめた。我が國空前の危機は斯くして消失し、日本の名はマルコ・ポロの東方見聞録によつて、此の戦闘の経過と共に歐洲人の知る所となつたのも愉快である。

北條時宗の功績については敢て多く言ふ必要もない程稱揚されて居るが、時宗が一青年執權の身を以て居然として此の大難を處理し得たのは實に敬仰に値する。鎌倉武士の精彩を發揮し、彼が信ずる禪機を得て、斷の一字以て之を貫く所は殆ど比喩を許さぬであらう。然も、彼の爲に更に大に同情せざるべからざるは戦後の處理であつた。警備の更張費と恩賞費とは、莫大の軍費を費した後のより大なる負擔である。敵黨を倒して其の有する所を奪ふの類と異なり、國を擧げて奮闘に酬ゆる爲の資財を獲るに所なき幕府の地位は同情に値す

る。恩賞を請求する爲に態々鎌倉に訴訟する武士の頻出する有様を見ると北條氏の苦境が察せられる。

(丁)倭寇

鎌倉末期から室町時代を通じて、所謂「倭寇」が朝鮮支那の海岸を荒して居る。本來は西邊の民の私に貿易する者が、何等かの機會に不満を爆發させて幼掠を逞うする者のあつた所から出て居るが、之に海賊の從、不遇の武士が加はり、更に支那人にして海賊を業とする者が多數參加して之を導き、爲に朝鮮及明の大患を爲したものであらう。其の武力の最も兇猛にして殆ど防禦の術なく、白刃を閃かして勇躍する有様は、殆ど惡魔の襲來と感ぜられた事であらうが、之を全く日本人の所爲として、頻りに禁止方を日本に請求したのは失當であつて、日支合流の海賊的團體の所爲である。

(戊)朝鮮征伐

天正十五年五月二十九日付、肥後八代に滯陣した秀吉から、夫人淺野氏に送つた手紙に 壹岐・對馬の國まで人質を出し隨身申すこと、又高麗の方まで、日本内裏へ隨身申す

朝鮮王に與
ふる書の一
節

べき由早船を仕立て申し遣はし候。隨身申さず候はゞ來年成敗すべき由申し遣し候。唐國まで手に入れ、我等一期の内に申し附べく候。下げ墨を致し候へば一段骨折れ申候といふのがある。秀吉の証明計劃は、天正十五年には既に具體化して居たと見られる。天正十八年仲冬付を以て、朝鮮王季昭に與へた書の中には次ぎの數節がある。以て秀吉の志を見るに足りる。

不_レ屑_三國家之隔_二山海之遠_一、一超直入_三大明國_一、易_三吾朝之風俗於_二四百餘州_一、施_三帝都政化於_二億萬斯年_一者、在_二方寸中_一、貴國先驅入朝……

予入_三大明_二之日、將_三士率_二臨_三軍營_一、則彌可_レ修_三隣盟_二也。予願無_レ他、只願_三佳名三國_一而已。

鬱勃たる秀吉の野心が「佳名を三國に顯さん爲に」証明の大軍を起さしめたものか、或は他に事情の存したかは之を別の問題とするも、當時の時代精神は、武力を用ふるを日常茶飯事とし、征服慾に充ち満ちて居たが故に、然も其の好箇の代表的存在が秀吉であつたが故に、此の証明計劃も進められたものであらう。

文祿の役

明外交我を
翻弄す

文祿元年(皇紀二二五二年)、水陸十五萬人の大軍が一舉朝鮮を襲うて燎原の火の如く全半島を風靡したのは、日本軍の武力を示すに十分であつた。祖承訓・李如松等の明軍が我が鋭鋒の前に屈するに及んで、我が武力の優越は大陸を支配する可能性を立證され、全明を震撼するの概があつた。秀吉の意圖はこゝに其の半ばを實現されたものである。

然るに沈惟敬三寸の舌力は、巧に我が諸將を翻弄して、名護屋の和約に我を欺き、諸軍は召還されて一段落を終るかに見えた。「特に爾を封じて日本國王となす」とは如何に我を愚弄する事の甚しかつたに驚かざるを得ない。明の朝廷と沈惟敬等との間も欺瞞に終始したと言はるゝが、輕輩沈惟敬を相手として和議を進めた我にも過誤がある。

慶長元年再征を決し、二年諸軍再び海を渡るに至つたが、士氣一般に振はず、文祿役の概は見られなかつた。而して、秀吉は雄圖を胸に藏したまひ、慶長三年八月十八日伏見城に薨じ、次いで諸軍は召還されて朝鮮の役は終つた。

明も日本も此の役によつて多大の疲弊を醸し、豊臣氏衰微の一因ともなつたが、日本の武威は大に宣揚され、國民は之によつて自己の力量を信じ海外發展の氣象を旺盛ならしめ

慶長の役

戦役の影響

たから、其の精神皆效果に於ては偉大なるものがあつた。國民的自覺の確立は斯かる事歴によつて生ずることが多い。印刷文化及工藝の發達の下に及ぼした效果は從軍諸將の文化的襟懷を物語るものとして興味が深い。態々陶工を伴ひ歸つたものゝ多い如きは其の好例である。

第三節 日本の自覺過程

朝鮮支那との絶えざる接觸の結果として、日本民族に祖國觀念が早く發達した事は當然であるが、前述の如く文化的には大陸に從屬の關係に立つて居た爲に、對他的に國家的信仰自覺の域に達するには多少の障害があつた。聖德太子の如く英明萬世を壓すると思はれる爲政者は、大隨を向ふに廻して「日出處之天子」「日沒處之天子」と明瞭に對立的立場に於ける彼我の平等國交の呼稱を御用ひになつたが、奈良朝に於ても平安朝前期に於ても殆ど彼の文化に追隨し彼の文化を禮讚する以外に出なかつた。随つて日本自身が日本の個性を自ら十分に認識するといふ段階には容易に進み得なかつた。

日本自覺の過程

萬葉集なり、日本書紀・古事記なりは此の間に於ては特筆すべき日本の事績である。又佛教に於ける本地垂迹説の如きは、佛教日本化の重要な過程ではあつたが、其の本末を顛倒する點に於ての誤を免れ難い。

遣唐使廢止

遣唐使廢止に至つて漸くにして日本的な文化の發生を見ることができさる。菅原道眞の建議には、唐の凋弊を挙げ、非常の犠牲を拂つて萬里の波濤に生命を賭するの愚を論じて居るが、蓋し、日本自體の文化が頻りに進歩して來た狀勢に見て、最早、唐を模倣する必要を感ぜざるに至つた態度である。この年（宇多天皇、寛平六年、皇紀一五五四年）以後はそれ故に、大規模な文化輸入は絶えて、日本文化を自ら建設する時代に變つて來る。

文學・藝術・宗教・法制等に次第に創造的な様相が發生し、大陸文化の模倣を以てしては處理し得ない社會相ともなり來つて政治にも創造的なものが現出する。國文學を生み、淨土思想を生み、延喜式を生み、而して武士階級を生ぜしむるに至つたが如きは其の著しいもので、遂に鎌倉幕府といふ一政治様式が創造され、一切の政令中實際的なものは簡單なる日本の規定と變つて來た。武士道精神の發達の如きも武家興隆に伴ふ日本の道德の發

達てあつた。眞の日本の自覺には大して觸れる所はない。然し乍ら、これ等は内面的に日本自體に生育したものであるから、對比的に自己を反省して自覺する段階としては完全ではなかつた。

蒙古襲來によつて急激に所謂舉國一致の國民的自覺を喚起した事は誠に痛快の至りて、前述の如く、「日本」としての結合觀念に實に深刻に此の元寇によつて強められ、覺醒させられたものである。其の後の所謂倭寇の如きも、元寇に對抗する副の産物と言ひ得ない事はない。室町幕府の無恥の外交が如何に國民を侮辱したものであるかは何程筆誅しても足らぬが、澎湃たる國民發展の力は爲政者の所爲如何に關らず、堂々として伸長し、其餘勢は延いて鎖國時代の江戸幕府治下に於てまで、「日本」たる自覺の顯著なる發達を見るに至つた。

凡そ、國民の自覺とか、自國の個性自覺とかの問題は二種の來由を持つものである。其の一は前述の通り外國との對比から自國を發見するものであり、其の二は其の國の固有精神が學問文藝の進歩によつて再認識され基礎的自覺を生むのである。

徳川時代は此の點に於て實に空前の進歩期である。秀吉・家康の時代は或は滿々たる征服慾の時代精神から、或は當時既に覺醒して來た貿易發展の要求から大に本格的に動いては來たし、天主教傳來に對し、始めは歡迎の態度もあつたが、後に之を禁止したのも、矢張り日本的自覺の表れてである。秀吉の天主教禁條には「日本國は神國たる所切支丹より邪法を授け候儀、太以不可然事」とある。

斯かる情勢が、徳川時代文教の興隆に伴つて、建國以來の姿態闡明が進歩し、國體觀念は益々發達し整理され、國家意識は之によつて根柢ある強みを生ずるに至つたのである。

國家意識の反省は徳川時代に書かれた多くの史書に強調されて居るが、山鹿素行は其の著中、朝事實の序文に

「恒に蒼海の無窮なるを觀る者は其の大を知らず、常に原野の畦無きに居る者は其の廣きを知らず。是れ久しうして狃るればなり」

といふ比喻を掲げて、日本に居て日本を知らざるものを難し、支那の經典に心酔するの愚を警めて居る。自國禮讃は何處にもある事だけでも、所謂皇統の事實を叙して、截然た

る區分を支那と劃する所の見識に至つては實に推重措き難いものがある。

素行の見識に就ては尙語るべき多くの事實がある。「中朝事實」の附録「或疑」(或人疑ふ)の中から二三を摘録してみる。

或疑 中華無典籍可證。而今以學教。庶幾乎附會。

愚謂學者授受效習之名也。既有人物。則未嘗無授受效習之義也。謹按太古天神有宜汝往循之教。而二神受之傳業。乃有唱和之效。……典籍者、史氏記其事而已。何必讀書執簡。

素行の見識は確信の態度を以て日本を認識する所にある。即ち、此の文章の始めに於ての問題として、

或人疑ふ、中華、典籍の稱すべきなし。而して今學教を以てす。庶くは附會に幾からんかと

との疑問を揚げ、之に對して、學とは授受效習の名である。典籍は史家の之を記述するのみである。典籍を読むのみが學問ではない。日本の實事は神武以來授受されて居る。況

んや、日本とても必ずしも典籍のない譯てはなく、入鹿亡滅の際重要なものを焼かれた事情もあると教へて居る。

凡そ、徳川時代に於ける尊王思想・國體觀念闡明強調の旺盛な態度は、歴史上壯快なる事實である。幾多の學者・志士が身命を捧げての主張は、單なる講壇論説ではなかつた。内面的には此の横溢せる尊王思想が、明治維新の中心原動力であり、新日本自覺の核心である。

幕府衰滅の運命は、殺到する列強の高壓によつて其の歩みを促され、こゝに空前の外面的紛糾の事態となつたが、此の内的外的兩面紛糾の間から、日本の眞自覺が生れて來た。

回顧すれば、悠久三千年、波瀾曲折の間に建國以來の大精神の堂々たる進展があつた。新日本の基礎は、精彩ある歴史過程の中に次第に鞏固にされて、總て世界的一使命への自覺に邁進する根柢となつたのである。

中編

第一章 新日本發展の概観

第一節 日本發展の皮相と真相

一、ウエルズ氏の日本發展觀

英國の世界的著作家として有名なエッチ・デー・ウエルズ氏は、數多の著作の後に於てアウトライン・オブ・ヒストリーを著して世界の注意を喚起した。此の書は「世界文化史大系」といふ書名に譯されて日本にも多數の讀者を持つて居る。氏は同書「日本の歴史」といふ一節の中に於て日本の歴史を略叙し、

「日本人は驚くべき努力と、偉大なる睿智とを以て、彼等の文化と組織とを、ヨーロッパ列強の水準にまで達せしめ様と努力し初めた。人類の全歴史を通じて當時の日本が爲した如き大飛躍を爲した國民は一もない。一八六六年（慶應二年）には、日本國民

ウエルズ氏
の日本發展
觀

は未だ中世紀時代の民族であり、極端な封建制度を狂信する漫畫であつたが、一八九九年（明治三十二年）には、既に完全に西歐化された民族となり、最も進歩したヨーロッパの列強と伍して遜色なく、ロシアを充分凌駕する勢であつた。アジアは絶望的にヨーロッパより劣れるものであるといふ信念を日本は見事に驅逐した。日本のこの進歩に比較しては、ヨーロッパの進歩は實に遅々たる低面的な進歩の様に思はれた。

……」

と述べて居る。最も公平に見て明治維新以來即ち過去半世紀間に日本の具現した飛躍的發展は、慥に驚異に値するものであらう。

徳川末期に於て、世界列強は、日本を目するに珍奇なる秘密境を以てし、或は半開の蠻地と同一視して、國際關係を律するにも全く最低の待遇を與へんとして居た。何ぞ知らむ卅年後に於て隣邦支那を壓し、四十年後に於て強勇露國の極東政策を粉碎し、五十年後に於て世界の大舞臺に五大國又は三大國として世界の形勢を左右するの發展を遂げんとは。之をしも驚異と言はずんば、何をか驚異と言はむやである。

二、日本發展の客觀部面考察

明治維新以來の日本の發展を其の有形の方面から觀察する時、其處に如何なる推移が表
示されるかは興味ある問題である。今若干の類別の下に、數量的に其の發展を叙してみる
(一)領土人口の増加

領土	明治二〇年	同三〇年	同四〇年	大正元年	大正二〇年	昭和七年
	三六三、三〇九 <small>方</small>	四二八、二八三 <small>方</small>	四五四、三七一 <small>方</small>	六七五、一三三 <small>方</small>		

(倍率) 100・ 109・ 119・ 176・

人口 三四、六三八、三三八人 四三、三三八、八六三人 四八、八九、六三〇人 五三、五三三、七五三人 五八、六九七、一三六人 六六、二九六、〇〇〇人
(推計)

(二)財政・經の滲漲

歲入	明治二〇年	同三〇年	同四〇年	大正〇年	昭和五年	同八年
	五三、三三八 <small>千</small>	二二六、三九〇 <small>千</small>	八五七、〇八四 <small>千</small>	二、〇六五、七一一 <small>千</small>	一、五九六、九七三 <small>千</small>	二、三〇九、四一五 <small>千</small>
國外貿易	五〇、五三四	三四六、二二八	八四五、二五〇	三、七八八、五三五	三、〇二五、九三三	一、八四六、二一九 <small>(上半期)</small>
國民所得	二三三、五三三 <small>(二十年)</small>	四二九、〇三七	二、〇二一、〇五六	九、九五二、三三三	一〇、二四〇、三五〇	

國債	二三六、八三四	三八二、九五三	二、三四三、八九八	四、四二五、四七三 <small>(十二年)</small>	六、二一九、一六二	七、一〇、三三九
鐵道	一〇四、〇〇〇	四、七四五、七五	七、八六九、五八	一七、五一六、七八 <small>(十四年)</small>	二一、五〇五、四七	二二、五〇九、四七
正延長		九八、三〇〇 <small>千</small>	一六一、七〇〇	一、三四五、六〇〇	八三五、九〇〇	四三五、一〇〇 <small>(六月末)</small>
準備高						

(三)軍備の滲漲

艦艇數	軍艦	隻數	明治五年	同卅五年	大正元年	同二二年	昭和五年	同八年
		隻數	一八	七八	一二七	六四	七四	七三
	噸數	噸數	一四、〇〇二	二五六、八二六	五七九、八七七	六三三、三〇七	六四二、二九五	六六七、五三〇
	驅逐艦	隻數				一一一	一〇七	一〇三
		噸數				九〇、三六一	一一五、二九五	一〇三、一三三
	其他	隻數				九二	九二	一〇三
		噸數				三三四、一五四	三四四、九六六	
兵員概數			明治六年	同二七年	同三三年	同三七年	大正二四年	昭和七年
			三六、六〇〇	一五〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇

(四) 各種漲張倍率

明治初年の日本と今日の日本とを、客觀事物に於て比較するならば其の倍率の顯著なるに驚く。試みに極めて簡單に其の二三を示せば(基準を一〇〇として)

領土	明治二十七年(三五四)以降	四十二年(三五七)……十六年間……	(指數) 一七六
人口	明治五年(二三三)	昭和七年(三五三)……六十年間……	二八二
歳入	明治十年(三五七)	昭和八年(三五九)……五十六年間……	四四五
國民所得	明治二十年(三四七)	昭和五年(三五〇)……四十三年間……	四四二
外國貿易	明治十年(三五七)	昭和五年(三五〇)……五十三年間……	五九六

右の如き數字が表れて來る。然し、これに就ては、單に其の倍率の大なるを喜んでよしとする譯には行かぬ。蓋し、文化の遅れたる國民は、先進國に追隨する爲の異常な努力を餘儀なくされるから、急激な速度を出すのが常であつて、比較的早く水準線に達するのは寧ろ普通である。必ずしも優秀なる素質はなくとも發達は早い。發達が早かつたからとて安心は出來ない。慎重な省察を加へて發達の經路を研究することが肝要である。徒らなる

自己満足は國家の進運を沮害する。さればとて、日本の客觀部面が低劣なものであるといふのではない。世界列國の間に伍して甚しい遜色を持つものでもない事は事實として承認し得る所である。

(五) 客觀部面發展の經過と特相
(甲) 統治形態の發展

天皇御親政の大本は明治維新宏謨の一として明確に宣明せられて居る。此の大本に基いて國家統治の形態は着々として整頓せられ、中央集權の組織と、立憲制度の議會政治とは次第に調和發展の道程を辿り、近世政治形態は短日月の間に日本の採用する所となつて歐米先進國と正に肩を並べて立つに至つた。

明治十一年以後の地方議會及行政、明治十八年の内閣制度、明治二十二年の憲法發布、二十三年の帝國議會開設と回顧すれば國家統治の根本形態の組織は約二十年の間に完成した。其の後の政治運用は概して順調に歩みを續け、今日に於ては國家餘力保持の軍隊・司法・警察の各機關も、國利民福増進の各種積極行政も、眞の意味に於ける國力培養の根本

たる教育行政も、略完備し、一方に於ては大正十四年所謂普通選舉法の實施があり、女子公民權の問題も次第に擡頭して一度は衆議院を通過するに至る有様であつて、國家の統治形態に於ての進歩の歴史は、急速度ではあつたが、然し、國體に即し、穩當なるを失はなかつたと言ひ得る。國民の義務は此の歴史過程を尊重して統治形態の正當執實なる發達を遂げしむる爲に努力する所に存するや明である。

(乙)産業經濟の發展

農業は我が立國の基礎に於ての主要産業である。明治五年に於ては全國民の八割は尙農業者であつた。爾後逐年商業工業の發展につれて其の従業者の割合を増加し、農業者は減少しつゝあつた。今日に於ては、農業者は約五割三分に過ぎない。然も此の五割三分の農民によつて生産さるゝ所の米産は六千四百萬石に達し、我が國食料供給の根柢を安固にして居る。

米産額は明治十年迄は平均二千四百八十九萬石、廿五年迄は三千八百五十七萬石、三十五年迄は四千七百七十萬石、大正元年迄は五千三十五萬石、大正十年迄は五千七百六十五萬石、昭和五年には五千九百五十五石で、六年は六千六百八十七萬石を生産し、産額の記録を作つた。農業に於ける米産は食料自給の根本問題であるから、單に一時的の過剰又は不足による現象に左右さるゝ事なく、根本策樹立の必要がある。

明治三十年の飢饉以來大正十四年頃までは、外米輸入によつて米の需要を支へて居たが朝鮮の産米増加によつて移入を増し、其の後に於ては供給過剰の姿となつて今日に及び、昭和六年には所謂「豊作飢饉」の叫さへ生ずるに至つた。内地農業の進歩と、朝鮮・臺灣の産米獎勵と相俟つ時は、内地の六千萬石、朝鮮よりの七百萬石、臺灣よりの三百萬石によつて、米の需要七千萬石は略支障なく供給される。それでも尙、約百萬石は年々輸入されて、工業用・麥酒用・飼料養等となる。

米に次で、主要農産としての問題は小麥である。小麥は大正五年頃までは内地産五百二十萬石に對して六十六萬石の輸入を見たのみであつたが、製粉業の非常な發達から昭和三年には内地産約六百四十萬石に對して五百六十萬石の輸入を見、昭和七年には輸入金額五千萬圓に達して居る。需要額の五割餘を輸入して居り、然も、製粉業の將來は益々有望で

ある點を察すれば、小麥生産の方途を策することは目前の急務であらう。

農業各種の生産發達の沿革をみると、尙考慮を要する多くの問題がある。養蠶業の如く明治中期以後、農家の副業と言ふよりは寧ろ主要産業の地位にあつたものが、最近數ヶ年の如く殆ど生産費を償ひ得ぬ悲境に落ちたものもあり、農業の現況は多くの憂慮すべき事項に満ちて居ると考へられる。

工業は明治初年に於ては正確なる統計もなく、考察の資料を缺く事が多いが、歐米のそれに刺激されて、製絲・製紙・紡績・硝子・セメント等の工業漸次に勃興し、且これ等の外明治四十年代より大正七八年頃までの間に、造船・製鐵・化學・電氣・機械等の工業が非常な勢を以て振興した。

明治二十年の工業職工は、資本金壹千圓以上の八百八十三工場に對して僅に六萬三千人に過ぎなかつたのが、明治四十四年には一萬四千工場、七十九萬三千人となり、大正十三年には四萬八千工場、百七十八萬九千人となつて居る。然も工場の規模に至つては全く前日の比にあらず、昭和六年には、工場數六萬四千四百、從業者約二百萬人であつて、更に

之を國民の職業から見ると工業従事者約五百三十萬人、副業としての從業者百萬人、約二割が工業戸數である。

工業生産額は職工五人以上の工場生産額約五十億圓と算せられる。此の中から原料及材料消費額三十億圓を減じた二十億圓が純粹の工業生産價額であるが、之に小規模工業の純粹生産價額二十億圓を加算すると四十億圓となる。我が國の農産村價額は約三十億圓（低落の時は二十億圓）と概算されるから、日本が工業國でないとしても、工業の占める位置の非常に重要な事には十分の注意を要する。

最近數年間の世界不況によつて、我が國の工業の蒙つて居る打撃も非常に重大であるが、爲替安、生産費安の關係を利用しての販路擴張は、世界各國の嫉視を招いて居る程度にまで達し、昭和八年三月、國際聯盟離脱の當時には或は武力壓迫を案じ、或は經濟封鎖を覺悟したのに對して、駿々たる勢にある日本產品の世界流布は、誠に我が工業の爲に慶祝すべきである。

商業従事人口の統計も明治初年には信憑すべきものがないから、比較研究は困難である

が、明治十一年には株式取引所が置かれ、十三年には横濱正金銀行、十五年には日本銀行が創設されて、我が國の商業も次第に本格的近代の發達を遂ぐるに至り、外國貿易も發展し、其の間に日清、日露の戦役を経て全く世界的水準に到達した。

我が商業人口は約四百九十萬人、商業戸數は約二割で、所謂商業といふ中には物品販賣業の外に、金融・保險・倉庫・運送・媒介周旋・接客・興業等多種を包容する。而して是等の業務は何れも、明治初年以來全く隔世的進歩を遂げて今日に至つて居るが、商業の全貌を通じて見るに、卸賣商、小賣商の繁多なる爲に販賣價格と原價との開きの非常に大なる事實の如きは當然改善せらるべき事項であらう。

(丙)陸海空軍の發展

明治五年全國徴兵の制が敷かれて、國民國防の本旨が確立し、明治七年の臺灣戦役を最初の試練として優秀精強の陸海軍を有するに至つた事は誠に明治新政中の異彩である。國防責任の國民的負擔は明確となり、國體の本質に即して、大元帥陛下に直隸する我が軍隊の威力は、實に新日本發展の原動力であつた。

日本の發展する所に生じた荆棘は、常に我が精銳の爲に碎破せられ、日清・日露・北清の諸戦争は素より世界大戰に於ける武力の發揮は、實に世界に歴史あつて以來の偉觀である。蓋し、至尊に對し奉る忠誠の念慮は軍人の魂であつて、國家の爲に心身を捧げ盡す其の態度は、全く日本精神の顯現である。

(丁)一般文化の發展

國民の日常生活に於ける文化部面に對して、最も興味深く感ずる事は、生活洗練の速くなる歩みである。服装について、住居について、而して飲食について、五年十年毎に其の變遷推移の跡を尋ねるならば、科學的に、經濟的に、藝術的にとの工夫は殆ど寸斷なく積まれて居る。學校教育の内容もまた實際に即したる訓練に力を盡し、社會人をあげて、高尚なる文化人たらしめん爲にとの努力が、明治初年以來の中心傾向である。

都市生活に於ける光明の部分の如何に華麗なるかを見よ。首都東京が、鐵道馬車の臭氣紛々たる中に喘いて居たのは三十餘年の昔にすぎぬ。京都に電車ありとは京都人の大な誇りであつたのも間近い過去である。現在の建築の偉容は十五年前には想像も及ばなかつた

藝術の殿堂、娛樂の殿堂の如何に輝かしき姿であるかは言ふ迄もない。明治初年以來日本人の營んだ著しき生活類型としての都市生活は讚美に値するを否定し得ない。不幸にして其處に不健康があり、頹廢があり、罪惡がる。文化的進展は其の半面に人類を惡魔の淵に落さんとする暗黒を伴ふ。日本人はこの點に於ては大に猛省する所あるを要する。

三、日本人發展の主觀部面考察 (一)科學思想

日本人の精神生活が、明治維新以來如何なる變遷をして居るかは、重要にして複雑なる問題であるから、之に對する解明は非常な難事に相違ない。然し乍ら、其の細節は後章に於て、逐次に之を述ぶる事として之を省き、綜合的に大局的觀點から、全貌を視野に入れて、之を考察する事は可能であり且必要である。

明治維新以前に於ける日本人の精神力は、人の言ふが如く、大宗教、大哲學思想、大道德思想、大科學思想乃至大文藝思想の創造といふ點に於て稚弱であつたかも知れぬ。然るに是すら、考へ様によれば反對の立論が成り立たない限りでもない。況んや、一貫した國

體觀念、國民精神の確固たる理念を有し、佛教に對しては其の信仰の極致に於て、生活指導の妙味に於て、國教的歸依を有し、儒教の道德思想を體得組織し、日本特有の美術・文藝を有した事實を精査するに於ては、歐米に一籌を輸して居たものは、科學思想・物質文明に過ぎぬことを知り得る。近代文明が、殆ど物質文明に蔽はれて居るものであるが爲に此の視界のみが問題となり、日本人の精神生活の全面は等閑視されて來たのである。然らば、即ち日本人の精神界乃至精神訓練は人の言ふが如く、然く、幼稚なものでないと言はねばならぬ。

明治維新以來、汲々として、物質文明の輸入に努め、玉石混淆して之を吸収した爲に、日本人の精神生活は深刻に荼毒された。日本人の或る者は物質萬能に中毒して、全く實利思想の奴隸となり、極端なる功利主義・個人主義を唱導して、社會に多大の害惡を及ぼして居る。然しそれが爲に、否、その様な次第であるから、科學的・物質的思想は、歐米にある限りのものが滔々として輸入され、幾何ならざるに流入し盡すの有様となつた。日本人は或は之を丸呑みにし、或はそのまゝ之を吐き出し、或は之を咀嚼して、明治時代に於

て既に落ちつくべき所に落ちつくの状態を示した。

由來日本人は、何か外國に珍らしいものがあると、一旦は之を翫つて見なければ承知の出来ない民族である。之が危険な「火弄り」の場合には識者なり爲政當局なりが、極度に心痛する。時が経てば一時盲信した者も、夢から醒めた様に忘れてしまふ。何等か滋味があれば、幸にしてそれだけが成長を助ける滋養素となる。明治前半期は實に其の危険な時期であつた。殊に科學思想、物質文明、一派の政治思想社會思想等に於て其の然るを感ずる。

斯くして、科學思想は今や全く日本的なものが確立されたと言ひ得るだらう。物質文明も正に却つて歐米を指導する域に達して來た點がある。物質萬能の思想は今日既に過去の遺物に過ぎぬ。社會科學思想もまた行き詰つて居る。抑も科學は道具である。目的ではない。科學を進歩せしめ、科學文明を完璧のものにすることは社會理念の一顯現である。現代日本人の中正なる科學地歩は正に如上の點にあると思はれる。

(二) 宗教思想

明治維新の原動力は神道論の國學を其の一要因として居る。新政は敬神的態度を最も重要なものとして居る。而して神社と宗教とは政府に於ては全く之を區別して居るけれども、我が國體と密接する神道思想は相當に強調され遂に所謂神道十三派を生じて居る。

明治初年の佛教は全く不遇なものであつた。明治二年三月神佛分離令が發せられて寺社は全く從來の結合を解體せられ、寺領は沒收されて、一朝にして奈落に陥るの悲哀があつた。科學文明に心酔した徒輩は佛教其のものを擯斥し、佛像を燒棄するさへあつて、人々の宗教信仰は殆ど地に墮ちてしまつた。偶々識者の佛教信仰を説く者はあつても、一般世人の風馬牛を如何ともなし得ず、佛教宣布の努力も多くは徒勞に歸した。日清戦後、日本主義の勃興は益佛徒に不利益であつた。然し、信仰の失はれ行くのは、獨り佛教のみの問題ではない。政府も茲に考ふる所あつて、明治四十五年二月、佛耶神の三教協議會を開催したが、其の獨自の立場を行くより外には、何等の効果を收め得なかつた。

然し千五百年の長きに亘つて國民の信仰を繋いだ佛教は、深く人心に浸透して居るから佛寺壓迫に對する暴戻なる態度も、難て反省の時期に達し、佛徒の自己革正と相俟つて更

張の機運を歩むに至つて居る。

惟ふに時代の大勢は、佛教信仰の様相をも支配して居るから、曾つて奈良平安の昔乃至は中世淨土信仰の盛であつた時の様な法悦三昧境を今日の民衆に期待する事は困難であらう。さり乍ら、既に日本化して居る佛教が、たとへ一時人々の信仰から離れても、新しい形式に於ての信仰は、可能であり、望みもある。一時無神論者の如く振舞つたのは、革新期心理の表現に過ぎない。

明治維新以來の基督教に至つては、更に不遇を以て終始して居る。明治の初期に尙基督教を禁教とする旨の高札を立て、或は天主教徒を改宗せしむる等の事實が存在し、外國公使からの抗議に會つて、明治六年二月之を撤去した事があつた程で、之は官憲のみでなく一般國民も天主教の信仰を害毒視した傾向があつた。其の後一時基督教復活の曙光が見えなければ、我が國體と背馳するかに見ゆる行動が、時に教徒によつて現さるゝ爲に世の憤激を買ふ事が多くして、著しき信者を得るに至らぬのは是非もない。之を昔にしては勅語謄本に對して敬意を缺き、又は御影に對する敬禮を失する等の暴慢があり、之を今に

基督教の不遇

しては靖國神社拜禮を拒否する學徒もある。偶々現るゝ此の種の行動は、其の包藏する精神内容に關する疑惑となるが故に、其の宗教宣傳が日本に於て困難となるのである。

抑も、我が國民は絶対の歸依を皇室に捧げて居る筈である。天皇に對し奉る絶対信は三千年の傳統を以て我が國民の心身に浸潤して居る。日本に於ては唯一最高の奉仕は心身財産の總てを盡して之を天皇に致し奉るべき事何等疑ふの餘地がない。宗教信仰は其の爲にこそ意義がある。この信念に背く宗教信仰は日本には存立の餘地のあるべきでない。如何なる倫理思想、政治思想、社會思想も茲に於てこそ生きて來る。明治大正昭和を通じて國民には或は特殊なる宗教信仰の缺如があつたかも知れぬが、至尊に對し奉る絶対信念に至つては一貫して居る。此の大道信念を飽くまでも透徹せしめねばならぬ。

四、發展の皮相と真相

屢説き來つた如く、日本の急激なる大飛躍的發展は、世界歴史上の驚異的事實であつて然も一般國民の信念は、更に此の發展を擴充伸暢せしめんとする熱意に滿ち非常の覺悟に燃えて居る事もまた事實である。

至尊に對し奉る絶対歸依

然し乍ら、此の發展に就ては、其の真相如何を十分慎重に反省究明する事が、國民現前の務である。國家の興隆、國民の幸福は、皮相にして根柢なき外的膨脹からは生れない。亞歷山大帝國も、羅馬大帝國も、乃至は大蒙古の發展も、歴史の頁の上に起伏した一波瀾たるに止まつて、徒に歴史家の興味の的たるに過ぎない。國家は、其の存立の確固たる基礎に深く足を踏みしめて、英國人の所謂「徐々着々」の態度を持することが肝要である。成功と失敗との跡を仔細に考査して、其の發展の真相を究明するならば、其處には國民の大に戒心せざるべからざる所と、發展の信念を更に鞏固にすべき所とが自ら判然するに至るであらう。

我が國の發展に就て、先づ最も戒心を要すると思はれる事は、外來物質文化の威力が一時滔々として我が國を洗つた點にある。蓋し西洋近世の文化は、其の精神的宗教的なる點に存せずして、科學的物質的なる點にある。物質的生活の顧慮が深く彼等を支配して居た點にある。足利末期來朝のザヴィエル等の懷いて居た様な眞實なる宗教精神文化は、徳川幕末以後には殆ど傳はつて來ない。之を政策的に言へば、日本は物質文明に於て遅れた足並

を早く先進國に揃へる必要があつたから、上下擧つて物質生活の充實を急速にする事をはかつた點に止むを得ない理由はあるけれども、此の態度が、「物質生活即全部」の思想を國民に持たせた事は、實に重大な結果となつた。物質文明には特殊の貴重性がある。現代人の生活には物質的部面が特に重要な要素たることが多い。然し乍ら物質生活充實の理念は時あつてか、魂を亡ぼす事がある。乃至享樂至上主義に馳る傾向をも有する。之を日本の社會事象について觀察しても、物質に毒せられたる相の必ずしも尠からざるは遺憾至極である。

精神生活の各部面に於ける、西洋傳來の種々なる思想は、實は多くは皮相のものに過ぎなかつた。學者思想家によつて宗教思想・倫理思想・社會思想が紹介されて、一時廣くも囃され相當に大なる衝動を與へたかに見えたけれども、要するに唯それだけであつて、西洋それ自體に於てすら、何等有力なる指導的地位を實際生活に持つて居ない程であるから、恰も一波去つて一波來る底のものに過ぎず、單に學說として傳來したに過ぎなかつた。其の間に於て、頗る警戒を要するものが二つある。一は唯物思想であり、一は共產主義

である。唯物思想は今日嚴正なる學的批判の前に、思想としての存立を危くして居り、其の注意すべきは物質萬能の生活態度であること前述の通りであるが、共產主義思想は、世界大戰の波瀾に乗じて歐洲の天地を震撼し、遂にソビエト聯邦を成立させるに至つて居る。然もソ聯邦は其の國家の力を傾けて根強き宣傳の暗中飛躍に努めて居るが故に嚴重なる警戒の必要がある。

顧みれば日本の精神文化は、殆どすべての外來思想に接觸し又は之を受容して居る。眞に中核をなす國民思想を除けば、之等外來思想を如何に處理すべきかが残されたる問題である。盛觀を呈したと思はる精神文化が多くは外來思想を上下左右する技術の繁忙であつたとすれば、發展の真相は極めて貧弱な形となる。實に真相は深しと言ひ難い點が多い。開拓は將來に屬するのである。

政治經濟及び一般文化に於ても同様である。日本的なるものの創造に於てのみ眞の價値がある。日本的なる根柢に要求の基礎を置く發展が望ましい。是こそ眞の發展である。

第二節 新日本發展段階の綜合的考察

一、新日本發展段階の區分

明治維新以來の日本の發展を、其の經過時期の特徴から考察して、若干の時代別にする事は、認識を明瞭にする上の便宜上有意義である。事實、明治大正昭和と六十餘年の經過の間にも、五年なり十年なり十五年なりを一期としてみると其の間には何かの時代的特徴が存在するものであつて、其の特徴を中心として時期を劃する事は随つて可能である。

第一、期として直に特徴を捕え得るのは、維新の大業を遂げ終つて、新日本建設の業に多忙な明治十年頃までの間で、この時期は新日本建設の時代である。

第二、期は立憲制度の確立を中心とする時代で、明治十一年頃即ち地方制度の確立から帝國憲法の制定、議會の開設等新日本の政治的骨子の樹立された時期である。加之、此の期に於て、國民に國民道德の要義を諭し給ふ教育勅語の煥發あらせられた事は併せて國民精神の歸嚮を明瞭にした事であつて、隨つて此の時期は國本培養の時代である。

第三、期は日清・日露の兩役を中心として、對外接觸の非常時運に遭遇し、併せて内に於ても内容充實の必要に迫られる國運伸暢の時代である。

第四期は世界大戦を中心とし、日本の地位が世界的に確立した所の世界的發展の第二期時代。

第五期は昭和の現代で、日本の發展が世界主要國の第一線に到達し、日本の眞使命を反省し、日本の如何に歩むべきかを考察する時代で、此の時代こそは日本が眞に獨立獨歩自己の信ずる所に向つて勇往邁進する重要な第一段階である。日本が一息つくべき安心の地點に到着したのではなくして新しい出發點に立つた時代である。日本人が眞に覺醒したまたは覺醒すべき時代である。名づけて眞日本覺醒時代といふ。

政治・經濟・文化の各異なつた視角から見れば、時代進運の區分は各異ならざるを得ない。然し、社會の歩みは決して彼此無交渉に孤立するものでない。否、社會事相の間には中心統合性がある。著しい特徴を中心としてこれに統合されて、社會事相が展開するものである。新日本の進み來つた路も建設・培養・發展・確立の道程に於て、あらゆる文化事象が統合されて居る。

二、進展の時代的特相

(一) 建設時代

明治維新は三百年の根柢ある徳川氏を覆して、王政復古したのであるから、第一の問題は熾烈なる革新意圖が焰々として燃えさかつて居なければならなかつたといふ事である。而して當時の志士先覺は皆さうであつた。然も、何れも身命を賭して、奉公の誠を致した點に於ては、後世の龜鑑として敬意を拂はねばならない。

王政復古は勿論、維新の大眼目であるけれども、此の大眼目を明確に押し立て、進んだ以外に、新日本の大方針を樹立して、之に依つて斷乎たる躍進をしたのは、當時の先覺の大見識であつて、この點については、先づ、孝明天皇と 明治天皇との御英明に對して深い感謝を捧げまつらねばならない。世路混沌たる間に於て、御懷抱遊ばされた御宏謨と御態度、周圍の群臣を御指圖あらせられて、紛々たる政局に、明快なる御指針を與へ給うた御事蹟は、實に、空前にして絶後の偉大性を仰ぎ奉り得る事である。斯かる御聖徳を中心に戴いて、奉公の至誠を致した群臣もまた其の事蹟の赫々たるものあるは推稱に堪えな

新日本の方針は五ヶ條の御誓文によつて明瞭的確であつた。雄渾なる新日本建設の意圖はこの中に包藏されて居る。實に之は其のまゝ之を現代に充用しても尙間然する所なき有り難いものである。政府の公布した政體書も亦、明治元年に於て既に三權分立の爲政方針を明示し立法と行法とを區別する根本策を考慮して居る。この政體書と御誓文とによつて新日本は健實聰明なる進路を歩み始めたのであつて、世界何れの國の革新を見ても、堂々として搖がざる然も聰明なる方針が斯く見事に定まつたといふ例は殆ど無い。

中央集權樹立に就ても、版籍奉還、廢藩置縣の困難なりし處置は新政當初の大英斷として推稱し得る。甚だしき紛亂に陥ることなくして此の英斷を遂行し得たのは新政第一の成功であつた。地方に於ける若干の爭亂は革新政治に伴ふ必至的餘震である以外に重要性はない。

新文化採用に對する新日本の態度、或は一般國民の態度は、潑灑たる果斷其のものであつた。

東京奠都の御英斷に人心を一新せられた後に於て、政治及び諸制度は屢次改革せられた

が、政府に於ても、神祇官を特立して、太政官の中に、議政官、行政官、刑法官の三部官を置く精神は常に變更せなかつた。

社會組織を改造して四民平等の根本義を立て、散髮脫刀を令して風俗を改め、太陽曆を採用し、徴兵令、學制を定め、交通機關の發達を圖るなど、廣く制度・學術・文藝・教育風俗に亘り、社會の全面が革新の一途に活動した有様は、我が國民の外來文化攝取の態度を明示すると共に、革新の態度に於ての敢爲性を十分に物語るものである。

(二) 培養時代

西南戰爭は新日本の建設に一時期を劃した事件であつた。其の鎮定によつて基礎建設に伴ふ動搖が終局し、新政府の威力が確立して茲に始めて眞に國力を培養すべき施設にとりかゝる事が出來た。

新政治組織樹立の苦心は此の時代に於て頂點に達した。而して遂に、萬世の誇りとするに足る帝國憲法が制定され、内閣制度、樞密院制度が完成し、中央地方の議會も完備し、凡そ、建設時代に端を發した庶政は、何れも著しい成績を以て培養教程を終つた。

西南の役に其の威力を認められた徴兵制度の軍隊は、此の期に於て、静かに然し熱烈に訓練された。東亞の政局は此の時既に、風雲唯ならざるものあつた爲に、其の訓練は特に注意され、海陸軍共に其の設備完成の必要は頻りに絶叫さるゝにいたつた。

西洋文化流入の傾向は殊に顯著であつた。政府當局の政策的鼓吹が、益々其の傾向を助長して、西洋の風俗習慣學術文藝は何の遠慮もなく、取捨選擇もなく、日本の朝野に流れ込んだ。世人は之を西洋心酔と呼ぶ。然り、實に其は西洋陶酔の痴境であつた。忽にして反動的批難を醸し、國粹論といふものが出て、相互に火花を散したが、然も、何ぞ知らむ此の痴境の裏面には、條約改正要求の悲痛なる涙が、ダンスに狂ふ舞踏場の陰に絞られて居やうとは。

斯くして世相は全く混沌として、有ゆる思想は錯綜の極に達し、道德生活の根柢は危険に瀕した。國民思想統一の必要は、茲に、明治天皇の御英明を煩し奉つて 教育に關する勅語の御煥發を仰ぐこととなつた。此の勅語こそは日本國民行爲の準則を御示し遊ばされ日本國民思想の依據を御諭し遊ばされたものであつて、萬世に亘つての光輝ある國民經典

と拜すべきものであつた。

三、伸暢時代

日清戦争

先進國に追隨して、國力の急速なる培養に努力を重ねた新日本は、此の期に入つて、直に隣邦清國との衝突を惹きた。朝鮮半島が日本の生命線である以上、之を中間に置いての日清兩國は原則的に抗争の運命に置かれて居るから、清國の暴慢な態度は、日本の忍び得る所でない。當時に於ては、日本は眞に國運を賭する覺悟を以て此の戦を闘つたものであつて日本は消極的に純粹なる防衛權を行使した性質のものであり、世界の輿論は日本に多くの同情を傾けて居つた。

然も、日本の勝利は完全であつた。日本軍の戦闘力はこれによつて自信を確立した。加之、産業なり一般文化なりはその爲に一大躍進を遂ぐるにいたり、國民の元氣は最高潮に達した。幸にして、といふ言ひ方は稍反語的に聞えるが、實際に於て、幸なことに、三國干渉といふ青天霹靂的の馬鹿氣干渉があつた爲に、勝利に酔はんとした日本人の精神には一大鐵槌的試練が加へられて、舉國一致の臥薪嘗膽の勇猛心が湧然として起つて來た。

三國干渉

日本をして、後來世界的大存在たらしめた發奮心は、蓋し、獨佛露の賜物であるとも見られる。

北清事件

明治三十三年、北清事件の起る頃までには、日本の國力は、とにかく日清戦争以前とは隔世の感のある程の増進を示して居た。日本は事件鎮壓について、最も誠意ある義務以上の努力を惜まなかつたが、然も貴重なる經驗は、歐米の軍隊との接觸だけでも、偉大なるものがあつた。

日露戦争

然も、北清事件の餘沫は、日本をして、更に、必死の國防決戦を露國と交ふるの餘儀なきに至らしめた。之を最も一般的に言へば、或る國が急速なる國力の發展を來せば周圍との衝突は不可避的に起るものであるといふ原則的解明ができるが、露國の東進策の露骨なる表現によつて、日本人の決心を促したのは事實である。東京帝國大學の七教授が主戰論を唱へたのは、偶々國民の總意の代表とも見られた。大陸に於ける戰鬪に於て日本軍が歐洲の精銳に對しても尙優秀である事は、完全に認められた。シベリヤの曠野をよこぎつて滿洲の原まで輸送され、何の目的で戦ふかを知る事もないのに一部軍閥の野心の爲に、空

しく骨を滿洲に曝した露國の兵卒に對しては敵ながら同情禁じ難いものがある。加之、遙々バルチック海から日本海の藻屑となる爲に航海し來た露海軍も氣の毒にたえぬ。

日露戦役の結末については、國民の非常なる不満と痛憤とがあつたが、此の戦役の結果は日本をして、全く極東の覇者たらしめた。歐洲の一強國を破つて日本國民の自信の念は非常に強いものとなつた。

然し經濟的には、莫大の軍費負擔が關係して非常な難局に陥つた。戦勝の氣分は日清戦争の時の三國干涉の如き側面からの壓迫もなかつたから、稍昂り過ぎて、戦争に伴ふ不景氣の襲來を早からしめた。

明治四十三年には日韓併合があつて、日本の東洋に於ける地位を益々強固ならしめ、同時に韓民千六萬人を同胞とした。朝鮮半島は日本建國以來重要な交渉を繼續して來たがこゝに至つて其の到達すべき當然の歸結に到達した譯である。

明治四十五年七月卅日、明治天皇の御登遐に會して、日本國民は突如として千仞の深谷に陥つたかの感に堪えなかつた。四十五年間、皇室を中心とし、明治天皇を中心とし

奉つて、内外多端なる時局に粉骨碎身し、之によつて、日本の實力、國際的地位が、世界列強と伍し得るに至つた時に於て、其の大中心たる 明治天皇の崩御に會したのであるから、後來の社會を如何にして持續展開すべきかに迷ふかの様な感じに満ちたのは當然であつた。平常、偉大に亘らせらるゝ御聖徳を仰いて居乍らも、尙御崩御に面すると、更に更に限りない御雄大な御聖慮が、各方面から洩れ傳へられて、一層御慕ひ申す念慮が強められたのであつた。

諸外國の名士、新聞紙が 明治天皇を評し申上げた所も、また、世界歴史上稀に見る英主であらせられたといふ事に一致したのも理りである。

(四) 確立時代

東亞に於ける日本の地位は、日露戦争によつて動かし難いものとなつた。峻々たる國運進展の途中に於て、 明治天皇の崩御に會した事は實に一大打撃であつたけれども、國民は、更に、勇を鼓して世界紛争の中に飛び込む様な慨を有して居た。

大正天皇御即位の大典は、實に、國民に内に省みての壯嚴さを味はしめた。國民は之によつて國基の動きなき事に一段確信の度を増し、世界的大國民たるの襟度をより裕かにした。

歐洲の風雲急なるものありとの観測は、既に久しく行はれて居たが、大正三年の夏に至つて遂に爆發し、日本もまた銚を取つて獨逸に向ふ事となつた。日英同盟の信を踏んだ日本の態度は、他に如何なる政治的理由ありとしても、公に表明せられたる世界史上特筆の外交信義的態度であつた。日本の取つた態度が、日英同盟の有無に關せず、あの外になかつたかどうかは、今更検討の必要はない。然し、當時に於ては、世界の各所に日本は中立を守るであらうと観測するものもあり、獨逸人の中は、日本が此の際滿洲をとるであらうと観測する者もあつた。而して日本は、同盟規約の明文と寸毫の差なき、堂々たる外交信義を行つた。我等は此の事實を世界歴史及び外交史上に明記して、大戦に於ける日本の壯麗なる態度を萬世に残したいものと思ふ。

優秀なる獨逸の陸軍は、戦の終るまで、其の能力發揮を全うした。而して、更に、重要な教訓を我等に與へた。獨逸は糧食に窮した。壯丁の缺乏を來した。武器彈藥の補充も

困難となつた。然も、獨逸をして最後の膝を屈せしめたものは、獨逸人の思想的變移であつた。精神なき腕力は弱し。腕力を振ふ所以の精神に破綻が來れば、腕力は萎縮する。獨逸は自ら敗れたのであつて、列國が之を擊破したのではないと見るのは果して誤りであらうか。

外交紛糾の結果、日本は青島を支那に還付し、小額の賠償豫約金と、南洋委任統治と、國際聯盟常任理事國とを勝ち得て、大戰參加の實を結んだ。東洋に關する限に於ては、日本の存在は最早や決定的であるが、世界の政局に乗り出せば尙二流三流の外交振であるのが國民の非常にもどかしく思ふ所であつた。然し、とにかく世界的日本の位置は世界大戰によつて確立した。戦後、軍縮會議が催される様になつて、世界の形勢は當分の間、日本と英國と米國との三國によつて決せられるといふ實情が判然して來た。此の點から見ると日本は正に世界三大強國の地位に居る事になる。

財政經濟の世界的關係から、戦後の大不況が列國に漫延するに及んで、各國共通の困難を惹起した。金は佛米に偏在する事になつた。各國の金輸出禁止が相次いで起つた。日本

世界大戰の
終局

經濟難

も大不況の襲來に苦められたが、戦時及戦後の一時の好況に慢心した態度が禍して、世界不況の波に押し流されさうになつても、確固たる決意がつかず、後に非常な惴厄を來す素地を作つてしまつた。

世界大戰を楔機として、社會相の一大旋回を來さうといふ思想運動が顯著となつた。本來、大戰結末の中心思想は國際協調、共存共榮、民族自決、民主政治等にあつた。然るに大戰末期に突如擡頭して、獨逸を斃し、露國を支配した所の此の派の人々は、露國を以て此の共產主義の中心國家となし、此の主義を以て世界を風靡支配せんとの大望を抱くに至つた。其の運動は、勿論、日本にも波及し、國民をして一大警戒を餘儀なからしめて居る大戰に隨伴して起つた所の思想運動として、歴史上非常に顯著なる事實として注目すべきものである。

大正十五年十二月廿五日、大正天皇崩御の悲報が、國民を哀みの幕に包んだ。大正天皇の御幼時には、御健康上幾分御心配申し上げべきかの御話の洩れ聞ゆる時であつたが、御即位後は概して御支障なき御有様であらせられた所、途中、再び御惱みを生じ、遂に攝

大戰後の思
想運動

大正天皇崩
御

政を置かるゝの御儀となつた譯であつた。國民の御心配申し上げた甲斐もなく、斯く速に御崩御に接したので、國民の悲痛は殊に甚しかつた。

大正の御代は、日本の世界的地位が確立した時代である點に於て、重要であるが、皇太子殿下が歐洲各國を御訪問遊ばされた事によつて、國民は心からなる喜を感じて居る。殿下の悠揚颯爽たる御態度が、いかに歐洲の天地に日本の存在を確認せしめたかは、國民の感激措き難い所であつた。

(五) 昭和現代

世界不況の嵐の吹き捲くる中に、日本も内外多端なる歩みを續けつゝある。世界大戰の結末は事實に於て、未だ未完成の域に彷徨して居る。國際聯盟の仕事が何等の權威に値しないとは、夙くからの議論であつた。軍備縮少の問題は一旦は曲りなりにも實現の半歩を踏んだけれども、英米の利己主義的な態度が遂に、眞の世界平和希求の嵩高なる精神に基くものでない事の馬脚を現し來つて、決裂は避け難い情勢となつた。獨逸に課した償金の問題は何回かの紛紜を重ねて、今以て眞の解決には到達しない。歐洲の天地に於ても、佛

獨は勿論の事、英佛伊獨の關係は何れも基礎的解決の何物をも得て居ないではないか。各國は經濟國難を中心として、斯かる多種の不安の間に悩み多き生活を續けて居る。況んや共産主義の悩みを加ふるに於てをやである。

日本は、大國としての信義ある襟度を以て、此の世界的不安の中に奮闘しつゝある。日本の爲政當局及政治家は、經濟産業國策の樹立に、國防の完成に、日本精神の覺醒に、何れも國家永遠の計を案じつゝある。

昭和の御代の始め、朝見式の勅語を拜するや、識者は昭和維新の語を以て、新生命の發現伸暢を叫んだ。之を國際關係に求むれば、世界大戰善後策に關聯する日本の眞實なる要求の貫徹である。之を内政の問題に見れば、獨自なる眞日本の使命の發見である。

今上天皇陛下の皇太子に在らせらるゝ時、國民の懐いた信頼敬仰の念は、實に深いものがあつた。東京市民が、申すも畏多けれども、我等の 東宮殿下として深く温き渴仰の念を寄せ奉つて居た事は、御成年式の折、殿下行啓御通路の湧くが如き萬歳歡喜に於て、常に拜し得る所であつた。之豈獨り、東京市民のみならんや、全國民の均しく仰ぎ奉る所

である。陛下が全國民の絶大なる渴仰の中に御登極遊ばされた事によつて、國民はこゝに明治維新以來の努力を集結して、今こそ、眞日本の使命に覺醒し、世界をして、日本文化の粹を光被せしめんとの大なる希望に達したのは、眞に勢の當に趨く所に歸結したのである。

滿洲問題と
日本の確信
的態度

昭和六年九月、滿洲問題が突發して、日本は一大難局に遭遇した。然も、生命線確保の日本の主張は、内、國論の完全なる統一を以て、外、自主外交の方針を確立し、滿洲國創設の歴史的大事實を完了して、八年三月、空論に終止する國際聯盟を一蹴し、九年三月、滿洲國に帝政を實施して、一步と雖も、我が信實なる主張を枉ぐる事なきを表明した。

國際聯盟
退

國際聯盟の脱退は、必ずしも、然く大事件ではないかも知れぬが、脱退の理由に至つては頗る重大である。蓋し、國際聯盟は之によつて、一大反省を要求され、其の無價値なる空論に致命的一大打撃を與へられたし、日本は自主的邁往の決心に到達した事によつて、政治的、經濟的、軍事的覺醒はもとより、一般文化に於ける日本的なるものの確立を自覺したのである。

斯くして、昭和の御代は、眞日本覺醒の時代として、國民が独自の日本文化を建設し、大日本精神を世界に光被せしむる大努力をなすべき時代となつた。

第二章 皇道顯現日本現代史

第一節 明治史

一、明治維新の大精神

(一) 我が國史成跡に於ける一貫精神

人間社會の時代的推移は、複雑なる原因結果の纏れ合によつて成つて居る。然も其の原因なり結果なりは、客觀的に認識し得べき外的事象と、内面に流れて居る精神的底流とから成立するから、單なる外面的事件のみの連結では、眞の歴史にはならない。加之、歴史事象は其の時、其の場所、其の人の个性的事實であつて、繰り返して同一事件を再現する事は絶対に出來ない。因果關係の如きも、自然科学に於けるものは一定の原因によつて一定の結果が生ずるのであるけれども、歴史的因果は斯かる機械的關係ではなくして、唯一

歴史事象と
因果關係

度限りの複合原因が、唯一度限りの特定結果を惹き起すのである。歴史真相の認識が非常に困難なのはかゝる性質上當然の事である。

然し乍ら、歴史の推移を一定標準から観察して、之に概観的の時代区分を附するのは必ずしも不可能ではない。日本の歴史の如きも、平泉博士の論ずるが如く、文化価値追求の様相から區別すれば次ぎの様な時代精神が顯著である。即ち、

古代||未だ文化価値の分別を見ない。純一無雜の時代である。

上代||推古天皇の御代から、平安朝末期に至るまで。或は佛教美術に陶醉し、或は文藝に沈湎する等美の要求の著しかつた時代である。

中世||足利時代末期まで、佛教信仰、殊に淨土、禪等の信仰が殆ど社會の全面に亘つて特殊なる人生觀に浸つた信仰の時代である。

近世||徳川時代、儒教の隆盛によつて、道徳理想追求を人間生活の中心とした善の時代である。

現代||明治維新以後、科學思想、認識論等の隆盛によつて、人々の合理的思想を發展せし

めたる眞追求の時代である。

斯くの如く、時代によつて歴史的事象の傾向に特徴を観察し得るけれども、この變轉推移の中に、民族的乃至國民的な常住中心精神が存在することを知らねばならぬ。我が國の如きは、建國以來、萬世一系の 天皇を中心に仰ぎ奉る國であるが故に、特に顯著に一貫せる大精神の存在を認め得る。言ふまでもなく、我等が國體觀念と呼ぶ所ものは、實に此の精神であつて、忠君愛國の態度は其の顯現に外ならぬ。

此の一貫精神が其の本來の面目に於て躍動した事に依つて、實に、曠古の大業明治維新が成立したのである。

(二) 明治維新の原動因

(甲) 明治維新の眞意義

は日本が、日本本來の相すがたに立ち歸つた事にある。建國の體制を再認識して、皇室中心の國民團結に覺醒し、天皇政治の大道に復した事實である。單に古いものが亡びて新しいものが起つたといふ様な性質ではないし、又薩長等雄藩の利己的政治改革運動と見るのも偏

見てある。

國民の精神的進歩が、周圍の事情を統整して、此の大道に復歸したのは、決して偶然の事實ではなくして、大業を成さしむる原動力が嚴存すること勿論である。其の

(乙) 原動力の認識

は、大日本精神の成長について、先づ試みられる。徳川時代二世紀半の泰平は其の文教政策の遂行を容易ならしめた結果、士民の精神的發達を輔けて、茲に我が國體の眞髓、國民道德の要義、政治様式の當然歸結等に關し、學者の研究を促し、眞日本の相を思慕する蔚然たる大精神を蘊醸せしめた。國學者・漢學者・史學者・神道家の多くが重要なる活動部面を有することは既に説いたが後節に於ても更に説いてあらう。

政治的・社會的・經濟的の部面に於て、實社會が各種の行き詰りに直面し、人心の倦怠鬱屈殆ど其の頂點に達し、然も、徐々として自覺の域に歩を進めつゝあつた社會は、何等かの革新を要望する熾烈なる態度にあつた。此の革新要望の態度は、西洋史上の革命原因に類似して居る。即ち、國民は幕府の政治に對して反抗の氣運に達して居たのであつた。

革新要望の
社會形勢

外國勢力の
影響

然も如上の原動力が、或は暗黙の間に、或は表面的事件として動きつゝあつた時に當つて、維新の大旋回を容捨もなく促して來たのは外國勢力の侵入であつた。鎖國の夢は夙く醒めねばならなかつたのに、愚かにも脆弱な蝦錠一つで、國が鎖せるものと思つたのが根本の誤であつた。歐米物質文明の威力は錆びついた鈍刀では防ぎ得なかつた。幕府は舉措を失して遂に覆滅するに至る、當然の事である。

(丙) 日本精神發揚

前述の如く、明治維新の原動力をなした内面的偉力は、國學者・漢學者・歴史家等の日本精神、國體觀念の研究に待つ所が多い。尖端的に志士として身命を捧げたものは特に漢學者に多く之を見る。

國學者の功績

徳川時代國學の開拓は、先づ、荷田春滿を推さねばならぬ。春滿は羅山と呼應して心を古學に用ひ、佛意を去り、漢學を離れて古道の眞面目を發揚せんとした。而して之が發達の爲には人材の養成を必要とし、幕府に國學の學校設立を請うたが、果さずして歿し、其

日本精神の
發揚

國學者

荷田春滿

の志を繼いで立つたのが加茂真淵で、殆ど天下を風靡するの概があつた。

真淵の國體觀と見るべきは

「……………我國のむかしのさまは然らず。只天地に隨つて すべらぎは日月なり。臣は星なり。おみの星として日月を守れば今も見ると星の日月を覆ふことなし。されば天つ日月星の古へより、傳ふるごとく、此のすべら日月も臣の星と昔より傳へて變らず、世の中平かに治まれり。さるをやつこの出て、すべらぎの衰へ給ふまに／＼傳へこし臣もちとろへり……………（國意考）」

この一節でも略推察される。儒佛の思想が浸潤して居たし、古への我が國本然の姿と異なる相に對して、それ等を掃拭して赤裸の古道を見んとするのが、真淵の希望であつたらう。古歌の研究に於ても、之に古道の眞髓を見んとの意に出て居る。これ雖て王政の復古を促す大主張の源流としと重要なものである。

本居宣長は師真淵の後を承けて古學を大成した。宣長は冠字考を見て大に發憤し、畢生の力を傾けて古事記傳四十八卷を完成した。此の事業は我が國神典たる古事記を解明し

た事によつて神代研究の關門を開いたのであるから、我が國の神代ながらの正しい姿を知る上に、偉大なる業績となつた。

平田篤胤は更に師道を繼いで古道の尊ぶべき事、敬神の大切なる事を説き、大に尊王心を鼓吹する所があつた。篤胤が文政五年に、其の著古史成文及び古史徴を東叡山法親王に献じたのは、時の仙洞及禁裡に嘉納せられ、茲に神道を通じて雲上と國學者との精神交通が開かれるに至つた事も重要な意味ある事であつた。篤胤の大義名論が世に弘布するに及んで幕府に忌まれ、其の著書は禁遏さるゝに至つた。彼の「神道大意」に彼は日本の神國なる所以、神勅の效驗、君民同祖なる事等を述べ、國體觀念を喚起して日本民族の思想を之に統一しやうとした。即ち

「神勅空しからず、皇孫邇々藝命より當今様まで、一日の如く御代を知し食し、御附屬なされたる神々の御子孫とても、今以て其の如く連綿と御續きなされて、其末々の天子様の御末の御子たちへ平氏や源氏などを下されて、臣下の列にもなされたるが、其末の末がふえ弘がつて、ついつい御互の上となりたる物で、なんと、此の譯じやも

のを、御國は誠の神國であるまいか。なんと、御互は誠に神の御末ではあるまいか……」
 斯様な次第で、復古神道説は國民の國體觀念を喚起し、尊王の精神を刺激し、大義名分の觀念を明瞭にし、依つて以て明治維新の大變革をなした所の重要な精神的原因となつたのである。其の門人とか、神主とかにして、戊辰の役に從軍する者の多かつたのはまた此の謂れてもあらう。

歴史家

歴史家の功績

徳川光圀

歴史家が勤王思想の喚起に貢献した點は、國體の自覺に關する所にある。徳川光圀公が大日本史を編して大に皇道の振起に努め、國民の國史關心を刺激した事は、公が徳川の名門たりし點も加はつて殊に世を覺醒する力を大にしたかの感があつた。

山鹿素行

山鹿素行が「中朝事實」を書いて、大に日本の國體宣揚に努めたのは有名な事實であるが、乃木將軍が之を愛讀せられ、自ら批點を附したる其書上下二卷を、自らに先づ數日、特に小笠原子爵に贈呈を約され、熟讀せらるべき旨を懇諭せられた話もまた「乃木院長記念録」に其の批點を附したる中朝事實本文と共に採録されて居る。乃木將軍が愛讀せられ

た所以は、此の書が「國體ノ精華ヲ發揮シ中外ノ別ヲ明ニシ名分ヲ正シ士道ヲ説キ」たる點にある。

頼山陽

頼山陽の日本外史、日本政記の如きも、純正史學の見地から今日兎角の論あるに關せず當時の人心を奮起せしむる爲には偉大なる力を有して居た。蘇我の横暴、清麿の誠忠、頼朝の幕府創立、承久の變、南朝五十七年史の如き事項は、特に山陽の靈筆によりて志士の志操に影響する所が大であつた。

漢學者の功績

漢學者の効績

江戸幕府時代の儒學は朱子學、古學、陽明學などで、何れも勤王思想を包有する。是等儒學を修めた人にして國士の概を藏し、尊王の志を行はむとする者は頗る多い。徂徠派の龜井南冥の如きも其の一人であるが、貝原益軒の如きも楠公旌忠碑を建てんとして筑前の問屋鷹見氏に話して居る。柴野栗山の如きもまた尊王の士氣に富む學者であり、水戸學派と山崎派とは殊に多い。山崎闇齋は楠正成庭訓圖に贊して「植々楠丈夫、庭訓吐三丹腸、籌略曾無敵、長年英氣香」といひ淺見綱齋の如きも靖獻遺言を著して志を述べて居る。

龜井南冥
貝原益軒
柴野栗山
山崎闇齋
淺見綱齋

綱齋の別號望楠樓、綱齋の塾を嗣ぎし若林強齋が塾名を望楠書院とせしは或は楠公思慕に意のあつた故の稱であらう。

橋本景岳

橋本景岳は新田義貞の墓に詣てて

嗚呼成敗論人自古然 何知死生皆係天。丕哉吾公承前烈 嚴禁樵采勿狼籍。
歲時肅祀舉曠典 兒童走卒識順逆。

横井小楠

と詠じ、横井小楠は楠公父子訣別圖に題して

吉田松陰

古今殉國士如林 心事茫茫不可尋 君自天成好男子 爰會一點愛名心
と詠じてゐる。吉田松陰は叡山遷幸論に於て

「勿體なけれども、後醍醐天皇隱岐に生まれしあればこそ天下の義兵一同に起りたり。加之是より先、後鳥羽、順徳、土御門の三上皇の御苦難もあられたりき。されば建武の御中興中々一朝一夕の事には非ず。某、向に屢叡山遷幸の事を議す。今前説の如く行はれば、遷幸なきも亦可也。確固として桓武以來の帝都御持守遊ばされ、幕府より何時逆焰を震ひ、悻慢の處置ありとも、御頓着なく。後鳥羽、後醍醐天皇を目的とし

て御覺悟定められなば、正成、義貞、高德、武重の如き者、累々繼出てんは必然なり。」と論じて居る。(幽室文稿)

之等漢學者、歴史家の思想は國史上忠節の士の事蹟を辿り、思慕を寄せて人心を鼓舞したものであるから、かの國學者が遠く我が國の神典に出發して居るに對しては、歴史の變遷の上に、後に 教育勅語に仰せられたる「克ク忠ニ克ク孝ニ」の生ける事實を尋ね、其の精神を以て國民覺醒の任に當つたことになる。斯く内面的に育てられたる志操は、幕末勤王論の骨子であつて、明治維新は之が外的に絢爛たる花となつて現れたものである。

斯くの如く、旺盛なる維新原動力が、脈々として其の發動を起して居る一方、徳川幕府は、一面に社會の内面的進運に押されて其の存在の力を弱められ、徳川氏自身解體の運命に陥らんとして居た所へ、外交問題が紛糾して益難局に立つた。二重にも三重にも形勢が不良になつたのに加へて、尊王思想の澎湃たる興起によつて、老朽腐蝕の巨體が斃れ、遂に維新の大事業を成すに至つた譯である。

(三) 維新の進行

幕府の困惑
衰弱

(甲)幕府の困惑衰弱

は外交關係に於て先づ極點に達して居る。自らの鎖國策は維持出来なくなつて、外交條約締結の餘儀なきに立ち至り、然も安政五年六月には米國との假條約に調印し、和蘭・露西亞・英吉利・佛蘭とも條約を締結したが、之が將軍繼嗣問題に對する志士の不満と合して、遂に、所謂安政の大獄を惹き起し、吉田松蔭・橋本左内・頼三樹三郎・梅田雲濱等志士の犠牲者を出した。

安政大獄

公武合體策

萬延元年、井伊直弼が水戸の浪士に殺されて後は、幕府には強力なる中心勢力者がなくなつて、政局は紛糾して解決の望みは殆ど見えなくなつた。幕府では老中安藤信正が公武合體策を案出し、攘夷の實行を條件として、公武合體せんとし、皇妹和宮親子内親王の將軍家茂への御降嫁を奏請して、文久元年、御許しを受けた。此の舉は、然し、尊王攘夷論の志士を非常に憤激せしめ、幕府は、益々窮地に陥るの觀があつた。

長州征伐

幕府衰滅の最後は長州征伐を廻つて接近して來た。長州征伐は、幕府が運命を賭して迄戦つた所に幕府の認識の誤があつたとも見られるし、長州藩の倒幕陰謀からは止むを得な

い征伐とも言はれるが、遂に目的を達し得ずして自ら威信を失墜せしめるに至つたのは氣の毒であつた。殊に少年將軍家茂が其の征途半ばにして、慶應二年七月、大阪に薨じたのは同情に餘りあることである。

(乙)大政奉還

慶應三年の秋には、衰餘の幕府を倒壊すべき運動が全く實現すべき情勢となり、薩長二藩は遂に討幕の密勅を受くるに至つた。此の間髪を容れざる間に於て、豫て坂本龍馬・後藤象二郎等によつて唱へられ、山内豊信の容れる所となつて居た大政奉還論は、徳川慶喜が、後藤象二郎の進説を聽納するに及んで、急に展開し、遂に、討幕密勅の出た十月十四日に、大政奉還の上表となつた。

大政奉還

大政奉還上
表文

臣慶喜謹而皇國の沿革を考候に、昔王綱紐を解き相家權を執り、保元・平治の亂、政權武門に移りてより、臣の祖宗に至り、更に寵眷を蒙り二百餘年子孫相承申候。臣慶喜其の職を奉ずと雖も、政刑當を失ふこと不少、今日の形勢に至り候も、畢竟薄徳之所致、不堪慚懼候。況、當今外國の交際日に盛なるより、彌々政令一途に出不申候